

東温市こども計画

(第3期東温市子ども・子育て支援事業計画)

～ 緑あふれる東温で 子どもの笑顔をさかせよう ～



令和7（2025）年3月

愛媛県 東温市

～ 目 次 ～

第1章 計画策定にあたって	1
【1】計画策定の目的	1
【2】国の大綱と本計画の関係について	2
【3】計画策定の趣旨	3
【4】計画の概要	4
第2章 東温市の子育てを取り巻く現状と課題	7
【1】人口等の現状	7
【2】第2期計画の主な取組の成果と今後の課題	15
【3】アンケート調査結果の概要	37
【4】現状分析から読み取れる本市の課題	61
第3章 計画の基本的な考え方	63
【1】基本理念	63
【2】基本的な視点	63
【3】基本目標	64
【4】施策の体系	66
第4章 施策の展開	67
基本目標1 乳幼児期の教育・保育の充実	67
基本目標2 地域における子育ての支援	99
基本目標3 母性と乳幼児等の健康の確保及び増進	103
基本目標4 子どもの心身の健やかな成長に向けた教育環境の整備	106
基本目標5 子育てを支援する生活環境の整備	110
基本目標6 仕事と家庭生活との両立の推進	111
基本目標7 子どもの安全の確保	112
基本目標8 専門的な知識及び技術を要する支援の推進	114
基本目標9 子どもの貧困対策の推進（「子どもの貧困対策推進計画」）	116
基本目標10 子ども・若者への支援対策の推進（「子ども・若者計画」）	117
第5章 計画の推進に向けて	118
【1】計画の推進体制	118
【2】計画の進行管理	118
資料編	120
【1】東温市子ども・子育て会議条例	120
【2】東温市子ども・子育て会議委員名簿	122
【3】東温市子ども基本条例	123

第1章 計画策定にあたって

【1】計画策定の目的

近年、総人口の減少や少子高齢化、世帯人員の減少傾向や就労環境の変化等を背景に、子どもと子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。子どもの貧困問題やヤングケアラー問題※¹、子どもへの虐待問題など、子どもを取り巻く様々な社会的課題の解決に向けて、子どもの生活を地域社会全体で支援していくことが求められています。

そのような中、令和5（2023）年における我が国の出生数は約73万人と、過去最低を記録し、一人の女性が生涯に生む子どもの数に当たる「合計特殊出生率」は1.20と、長期的に減少を続けています。

一方、国においては、令和3（2021）年に「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」が閣議決定され「こどもまんなか社会※²」の実現を目指す取組が進められることとなりました。さらに、令和5（2023）年には、子ども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として「こども基本法（令和4年法律第77号）」が施行されるとともに「こども大綱」が閣議決定されました。また、同年、子ども施策を推進する司令塔の役目を果たすため「こども家庭庁」が創設され、子どもに係る施策を総合的かつ強力に推進することとしています。

「こども基本法」は、社会全体として子ども施策に取り組むことができるよう、また、子ども施策を総合的に推進することを目的とした法律で「東温市こども計画」（以下「本計画」という。）の根拠法となります。

【「こども基本法」の目的（要旨）】

- 「日本国憲法」及び「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）※³」の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができること。
 - こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指す。
-

「こども大綱」は「こども基本法」第9条の規定に基づくもので、子ども施策に関する基本的な方針をはじめ、子ども施策に関する重要事項及び子ども施策を推進するために必要な事項を定めたものです。

本計画は「こども基本法」及び「こども大綱」を勘案し、本市で育つ全ての子どもや若者が、身体的、精神的、社会的に幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して策定するものです。

※1 子どもが、本来大人が担うと想定されている家事や家族の介護その他の日常生活上の世話などを、過度に行っていると認められる場合の様々な問題のこと。

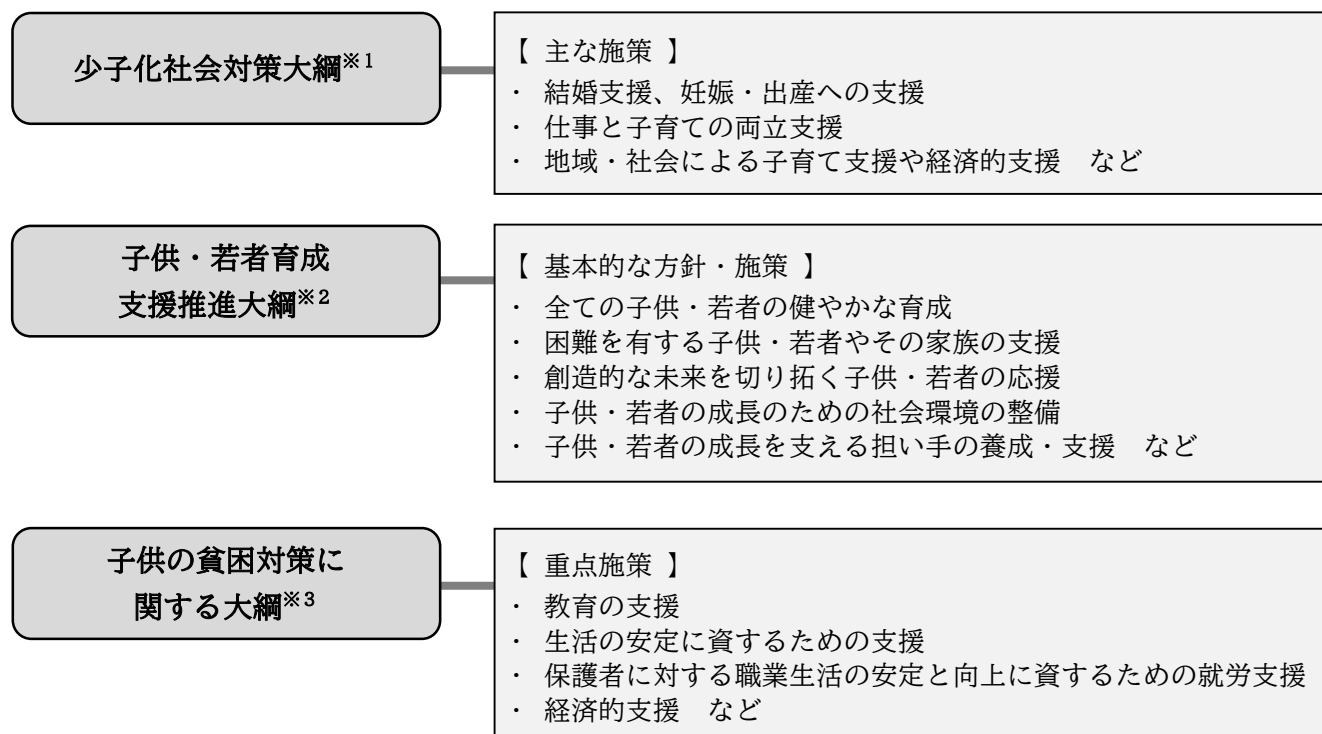
※2 常に子どもの最善の利益を第一に考え、子どもに関する取組、政策を社会の真ん中に据えて、子どもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、子どもの権利を保障し、誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しするという考え方のこと。

※3 平成6（1994）年4月22日に批准

【2】国の大綱と本計画の関係について

「こども大綱」は「少子化社会対策基本法（平成 15 年法律第 133 号）」「子ども・若者育成支援推進法（平成 21 年法律第 71 号）」及び「こどもの貧困対策の推進に関する法律（平成 25 年法律第 64 号）」の規定に基づく 3 つの大綱を融合し、これまで個別に推進されてきた子ども施策を一元化し、総合的に推進することとしています。

【 「こども大綱」に関連する 3 つの大綱の概要 】



※1 令和 2（2020）年 5 月 29 日閣議決定

※2 令和 3（2021）年 4 月 6 日子ども・若者育成支援推進本部決定

※3 令和元（2019）年 11 月 29 日閣議決定

「こども基本法」第 10 条では、市町村は「こども大綱」を勘案して「市町村こども計画」を定めるよう努めるものと規定されています。本計画には「こども大綱」と、それに関連する 3 つの大綱を踏まえ、子どもの健やかな成長に対する支援等をはじめ、若者や子育て家庭に関連する施策を盛り込む必要があります。

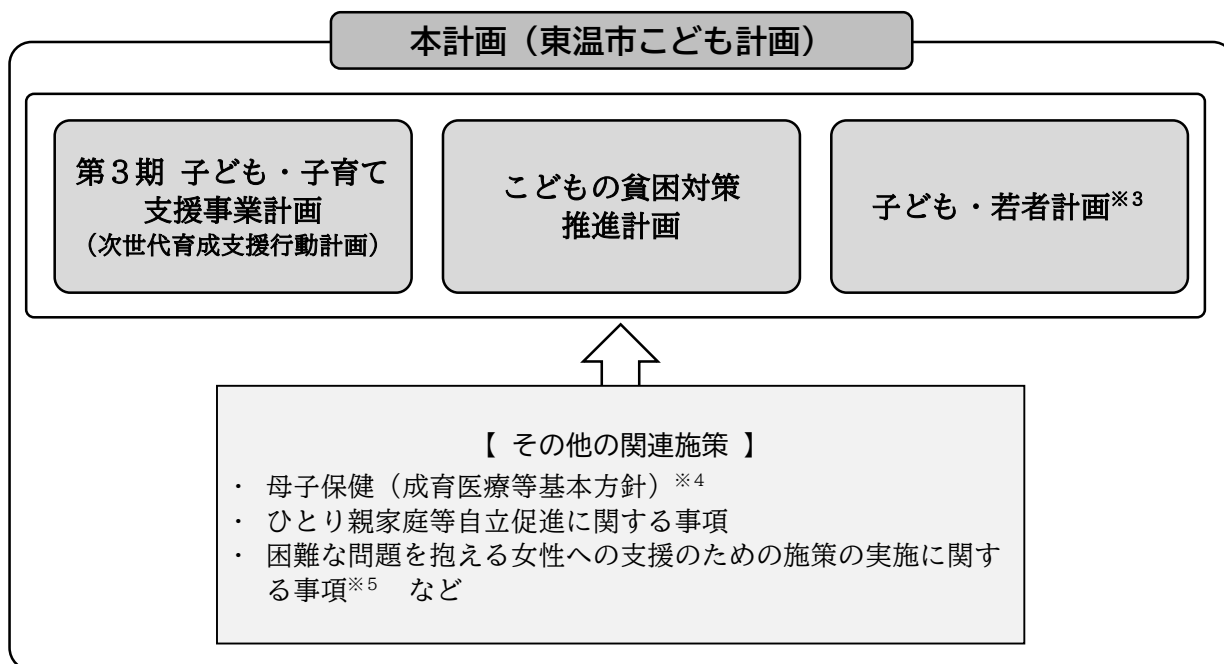


【3】計画策定の趣旨

本市では、令和2（2020）年に「第2期 東温市子ども・子育て支援事業計画」（以下「第2期計画」という。）を、国の指針^{※1}に基づき策定し「緑あふれる東温で 子どもの笑顔をさかせよう」を基本理念に掲げ、社会全体で子育て環境を一層充実していくことで、子育てしやすい東温市の実現を目指して、様々な子育て支援施策を推進してきました。

「市町村こども計画」は「子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）」をはじめとする「子ども・子育て関連3法^{※2}」（以下「子ども・子育て支援法」という。）の規定及び「次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）」の規定に基づく「次世代育成支援行動計画」、また「こどもの貧困対策の推進に関する法律」に規定する「こどもの貧困対策についての市町村計画」そして「子ども・若者育成支援推進法」に規定する「市町村子ども・若者計画」、その他法令で定めるこども施策に関する計画と一体的に策定することができます。

そのため、本計画は「こども基本法」第10条に規定される「市町村こども計画」として、これらに関する取組を一体的に策定します。



※1 「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成26年内閣府告示第159号）」（「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」）

※2 「子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）」「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）（認定こども園法の一部改正）」「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」

※3 少子化社会対策に関する施策を含む。

※4 「成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針（令和5年3月22日閣議決定）」

※5 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）」に基づく施策

【4】計画の概要

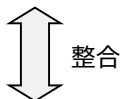
1 本市における計画の位置付け

本計画は、上位の行政計画である「第2次東温市総合計画後期基本計画」及び「第2期東温市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の方針に沿って策定するとともに、福祉の総合計画である「地域福祉計画」、そして関連する他の分野別計画との整合にも配慮するものです。

【本市における計画の位置付け】

【上位計画】

- 第2次東温市総合計画後期基本計画（令和3（2021）年度～令和7（2025）年度）
- 第2期東温市まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和2（2020）年度～令和7（2025）年度）



【高齢者】

- ・高齢者福祉計画
- ・介護保険事業計画

【障がい者】

- ・障がい者計画
- ・障がい福祉計画
- ・障がい児福祉計画

【子ども・若者】 （本計画）

- ・こども計画（子ども・子育て支援事業計画等を含む。）

【全市民】

- ・地域福祉計画
- ・健康増進計画
- ・食育推進計画
- ・自殺対策計画 など

2 計画の期間

本計画の推進期間は、令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5年間の計画です。最終年度に、それまでの取組の総合評価及び見直しを行い次期計画につなぎます。

なお、社会情勢の変化や制度等の改正、本市の現状の変化等により、適宜、内容についての見直しを行う場合があります。

3 計画の策定方法

(1) 東温市子ども・子育て会議における協議及び市民意見の反映

有識者や市内の各種関係団体、組織の代表者等によって構成される「東温市子ども・子育て会議」における審議を通して、様々な立場から意見をいただきました。また、市民や事業所、関係者等からの意見を反映させるため、市民意見募集（パブリックコメント）を実施しました。

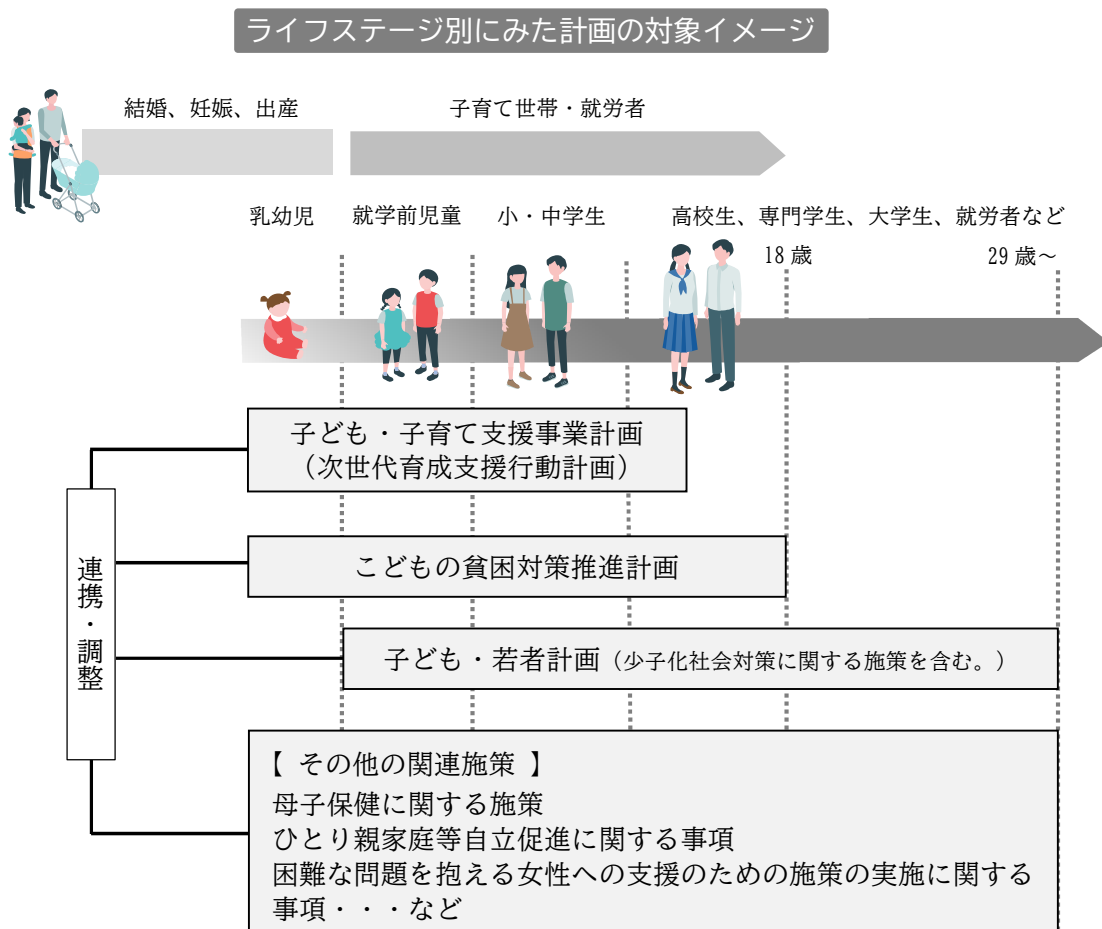
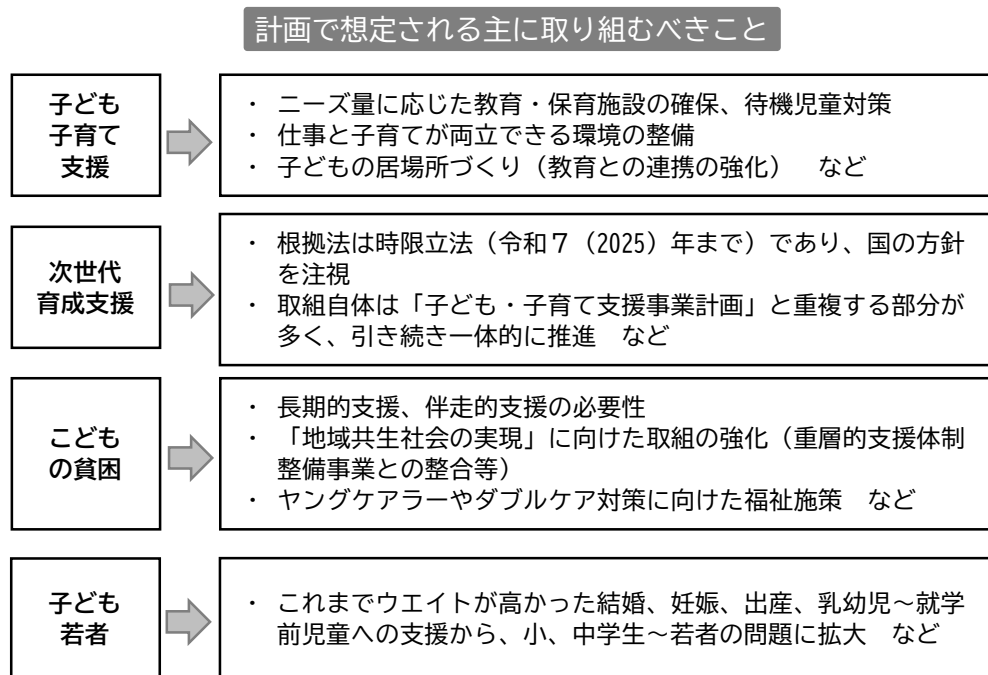
(2) アンケート調査の実施

本市在住の子育て中の保護者における、教育・保育施設、子育て支援事業の利用状況や子育てに関する意見、要望等を把握するとともに、小中学生や若者における生活の実態や住みよいまちづくりに向けた意見、要望等を把握し、計画策定の基礎資料とすることを目的としてアンケート調査を実施しました。

区 分		就学前児童 保護者	小学生 保護者	小・中学生	市民（若者）
調査名称		東温市 子育て支援に関するアンケート調査		小学生・中学生の 生活についての アンケート調査	東温市 市民の意識と 生活に関する アンケート調査
調査対象		市内に居住する 0歳から就学前 までの子どもが いる家庭	市内に居住する 小学1～3年生の 子どもがいる家庭	小学5年生 中学2年生	16歳～29歳 の市民
調査方法		郵送配布～郵送回収及び Webサイト上で回答		学校を通じた 配布～Web サイト上で回答	郵送配布～郵送回 収及びWebサイ ト上で回答
調査時期		令和6（2024）年6～7月		令和6（2024）年 6～7月	令和6（2024）年 6～7月
回収結果	配布数	1,055人	807人	小学生268人 中学生242人 不明9人※ 合計519人	2,500人
	有効 回収数	625人 (うちWeb283人)	383人 (うちWeb149人)	小学生268人 中学生242人 不明9人 合計519人	509人 (うちWeb271人)
	有効 回収率	59.2% (Web26.8%)	47.5% (Web18.5%)	小学生100.0% 中学生100.0% 不明100.0 合計100.0%	20.4% (Web10.8%)

※ 「不明」は、調査票において学年の質問を回答しなかった人数を示す。

4 こども計画の主な取組と対象年代について



第2章 東温市の子育てを取り巻く現状と課題

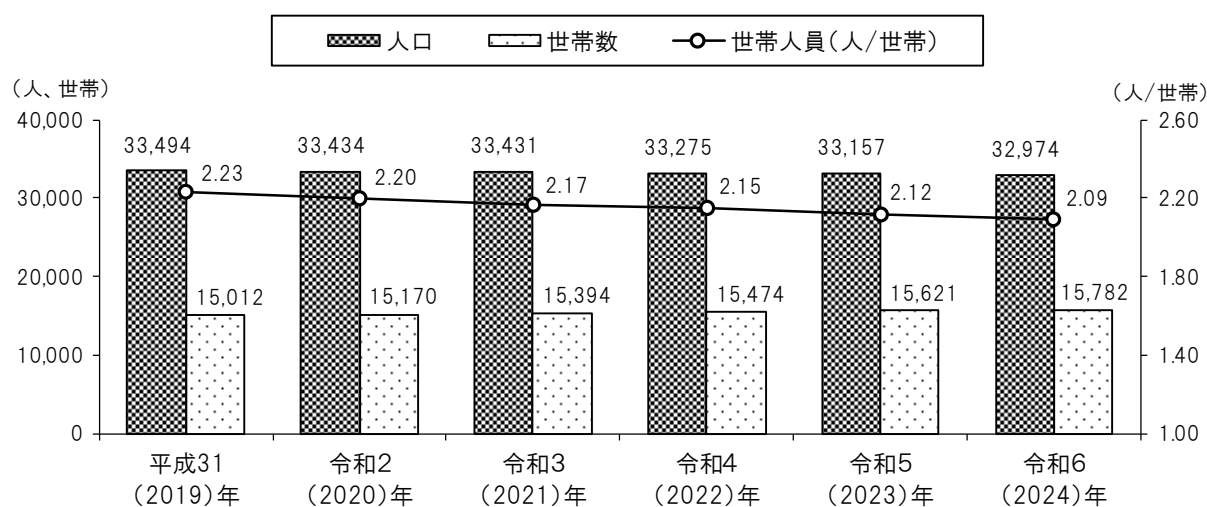
【1】人口等の現状

1 人口の状況

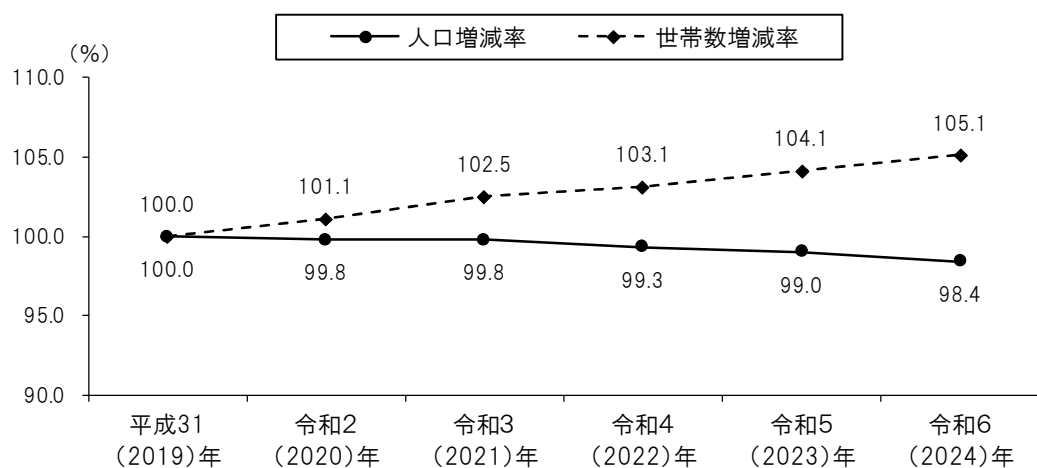
(1) 人口・世帯数の推移

本市の人口は緩やかな減少傾向にあり、令和6（2024）年3月現在32,974人となっています。世帯数は緩やかに増加しており、1世帯当たりの人口数を示す世帯人員は、平成31（2019）年の2.23人から令和6（2024）年で2.09人となっています。

【人口・世帯数の推移】



【人口・世帯数増減率】



注：増減率は、平成31（2019）年を100とした場合の各年の割合を示している。
資料：住民基本台帳（各年3月末日現在）

(2) 人口動態

出生と死亡の差からみる「自然動態」は、死亡者数が出生数を上回り、マイナスで推移しています。また、転入と転出からみる「社会動態」については、近年、市内への転入者数が市外への転出者数を上回る転入超過傾向にあります。

令和5（2023）年では、合計97人の人口減少となっています。

【人口動態】

（単位：人）

	自然動態			社会動態			人口動態
	出生数 (a)	死亡者数 (b)	(c)	転入(d)	転出(e)	(f)	(g)
令和2(2020)年	195	396	-201	1,697	1,412	285	84
令和3(2021)年	202	422	-220	1,482	1,500	-18	-238
令和4(2022)年	189	451	-262	2,352	2,139	213	-49
令和5(2023)年	187	437	-250	2,290	2,137	153	-97

注：(c)=(a)-(b)、(f)=(d)-(e)、(g)=(c)+(f)

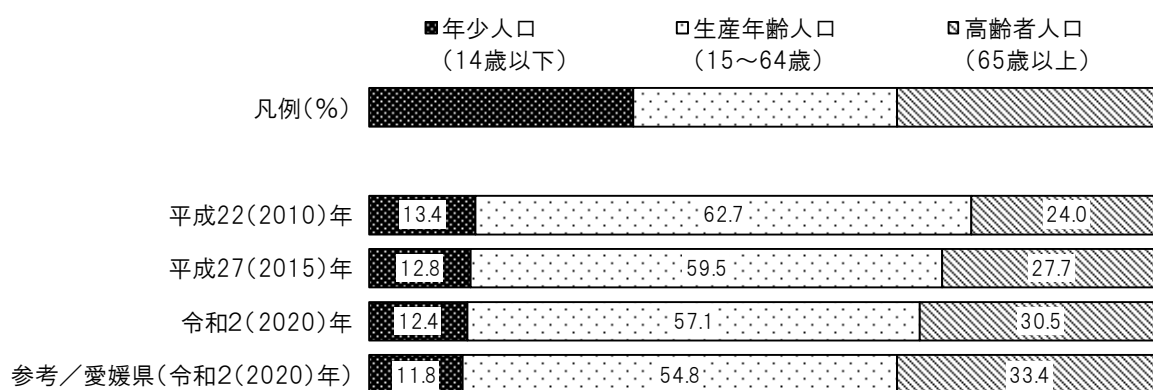
資料：住民基本台帳に基づく人口動態

(3) 年齢別人口

本市の人口構成比をみると、令和2（2020）年では「年少人口（14歳以下）」の割合が12.4%、「生産年齢人口（15～64歳）」が57.1%、「高齢者人口（65歳以上）」が30.5%となっています。

高齢者人口の割合（高齢化率）は増加傾向にありますが、愛媛県の平均を下回っています。年少人口は減少しており、少子高齢化の進行がうかがえます。

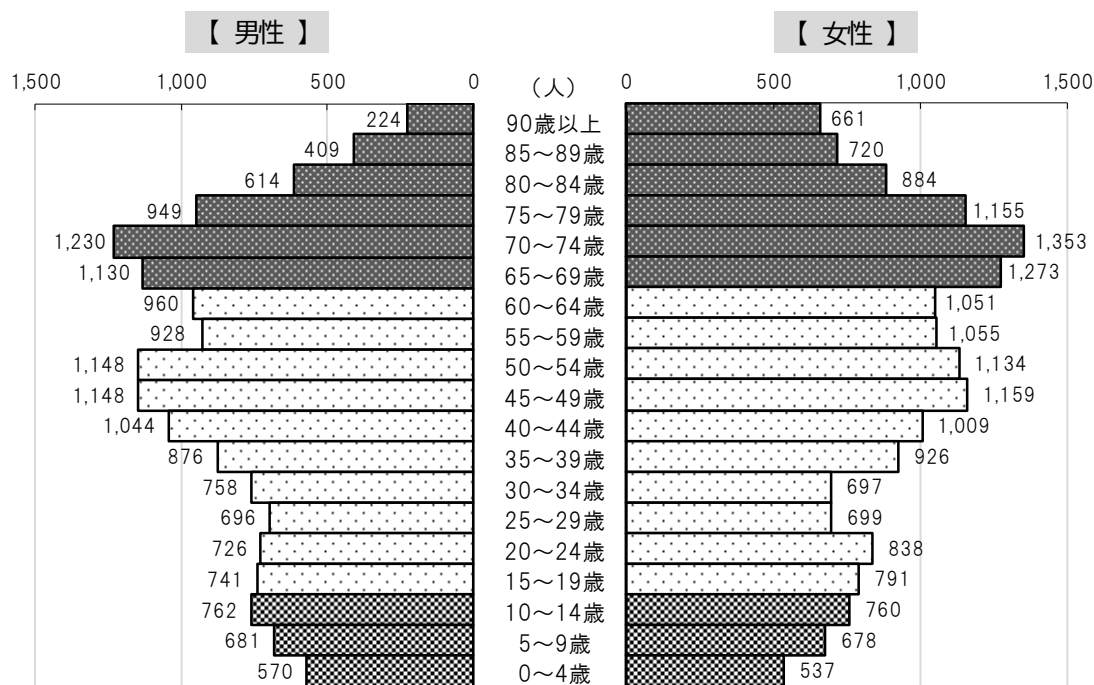
【年齢3区分別人口構成比】



資料：国勢調査

年齢を5歳階級別でみると、男女共に70代前半のいわゆる「団塊の世代」が、本市の人口のボリュームゾーンとなっています。また、80歳以上になると、女性の人口が男性を大きく上回っています。

【年齢5歳階級別人口（人口ピラミッド）】

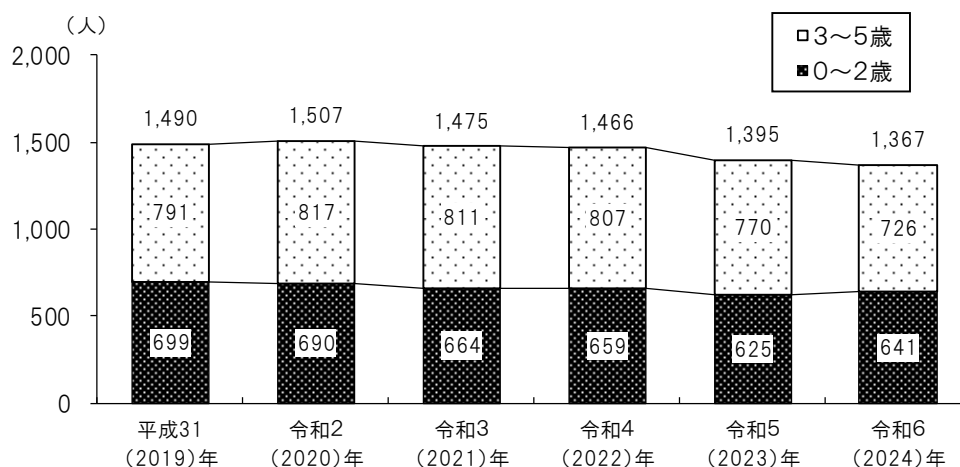


資料：住民基本台帳（令和6（2024）年3月末日現在）

（4）子どもの人口推移

本市の5歳以下の子どもの人口推移をみると、令和6（2024）年3月現在で1,367人と、この5年間で123人減少しています。

【子どもの年齢別人口推移】



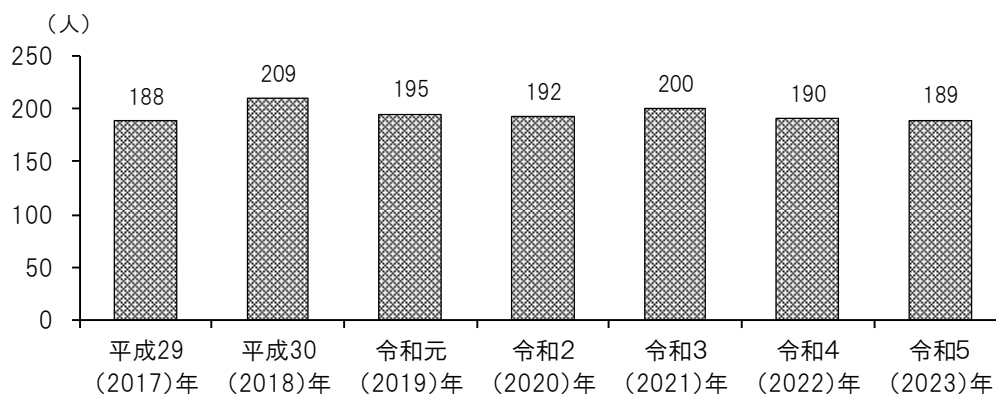
資料：住民基本台帳（各年3月末日現在）

2 出生等の状況

(1) 年間出生数の推移

本市の出生数は、緩やかな増減を繰り返しながら推移しており、令和5（2023）年は189人となっています。

【 出生数の推移 】

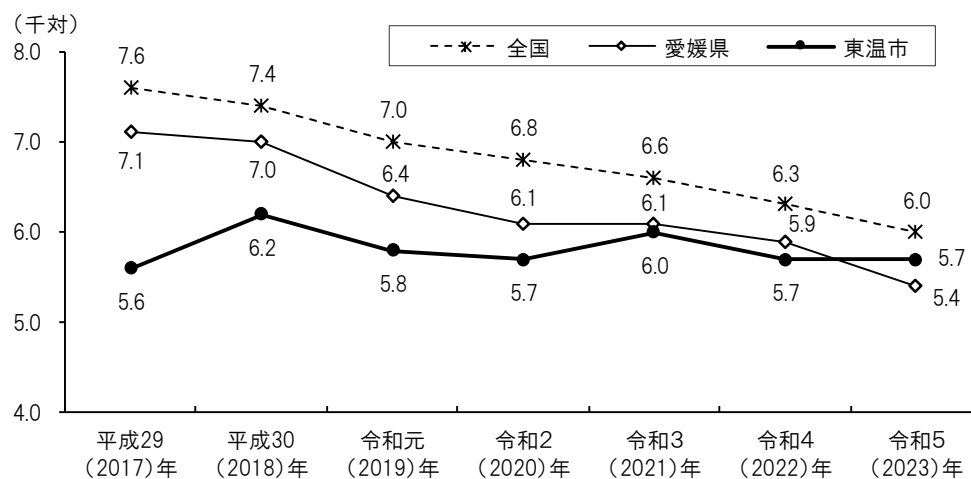


資料：人口動態統計

(2) 出生率の推移

本市の出生率※は、緩やかな増減を繰り返しながら推移しており、愛媛県や全国の平均を下回っていましたが、令和5（2023）年は愛媛県の平均を上回っています。

【 出生率の推移（人口千人当たり） 】



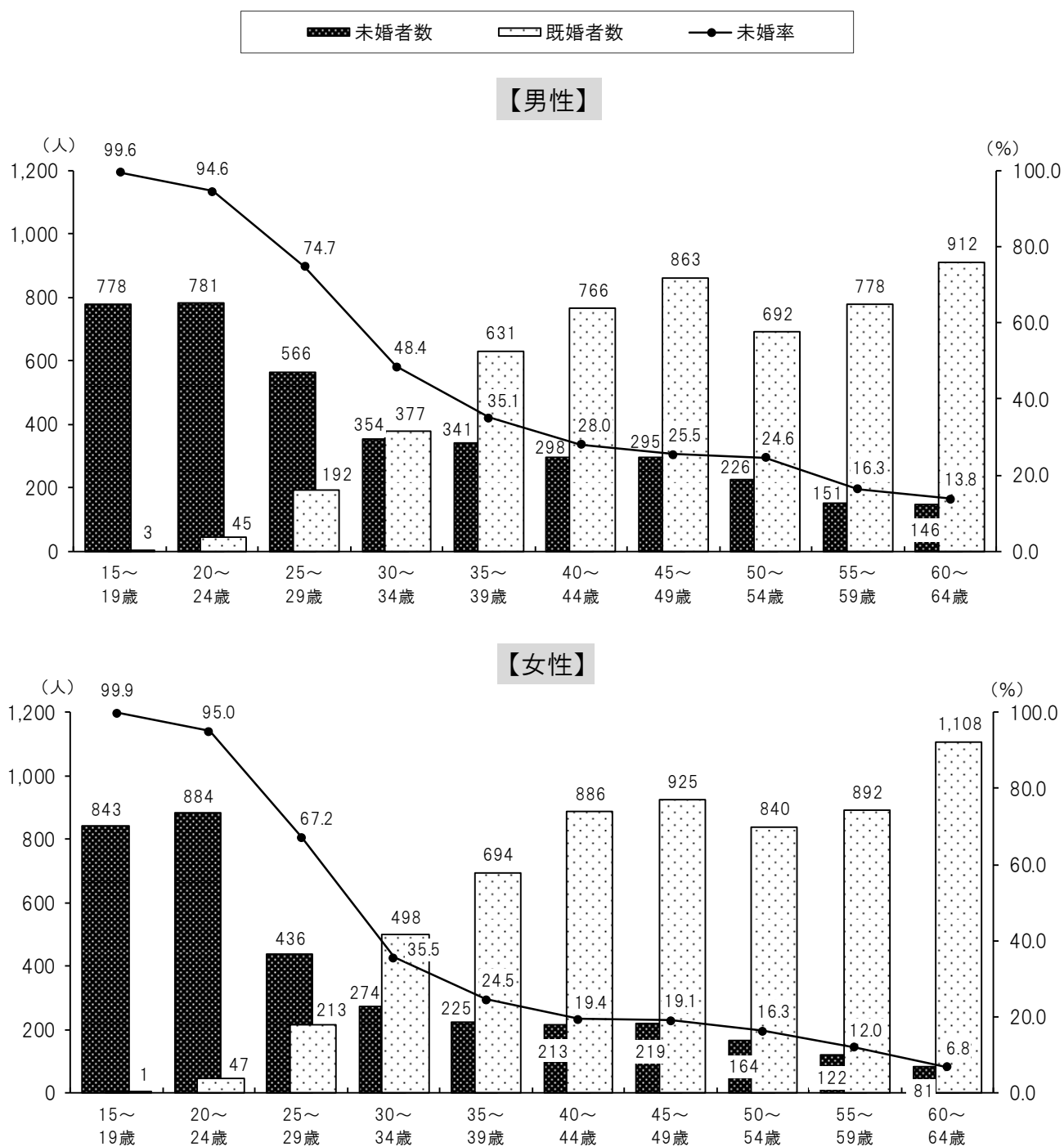
※ 出生率とは、人口1,000人当たりにおける出生数

資料：国と県は人口動態統計、市は各年3月末日の人口により算出

(3) 婚姻の状況

本市の未婚者数と既婚者数を年齢別にみると、男性の場合、20代後半までは未婚者数が既婚者数を大きく上回っていますが、30代になると逆転することから、30代が婚姻の中心的年齢層であることが分かります。女性の場合は、30代前半で既婚者数が未婚者数を大きく上回っています。

【 年齢別未婚者数と未婚率 】



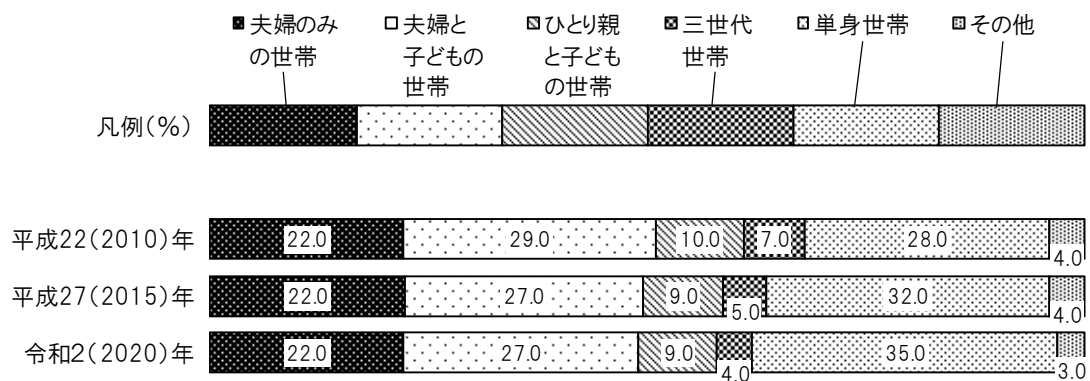
資料：国勢調査（令和2（2020）年）

3 世帯の状況

(1) 世帯構成

世帯構成について、平成 22（2010）年から令和 2（2020）年までの推移でみると、「単身世帯」は増加で推移していますが、世帯人員が多い「三世帯世帯」は減少傾向にあり、世帯規模の縮小がうかがえます。

【 世帯構成の推移 】



資料：国勢調査

(2) ひとり親家庭の状況（20 歳未満の子どもがいる世帯）

本市の 20 歳未満の子どもがいるひとり親家庭は、令和 2（2020）年では 220 世帯となっており、そのうち大半を母子世帯で占めています。

【 ひとり親家庭の状況 】

	平成 22(2010)年	平成 27(2015)年	令和2(2020)年
ひとり親家庭(合計)	230	250	220
母子世帯数	203(88.3%)	224(89.6%)	198(90.0%)
父子世帯数	27(11.7%)	26(10.4%)	22(10.0%)

資料：国勢調査



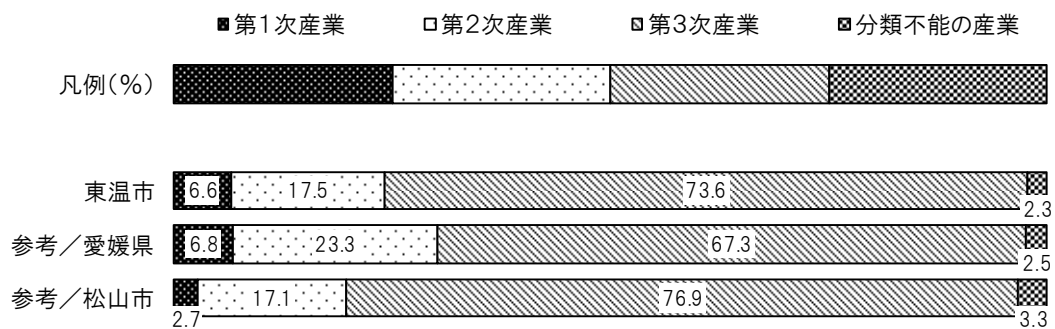
4 就業の状況

(1) 就業構造

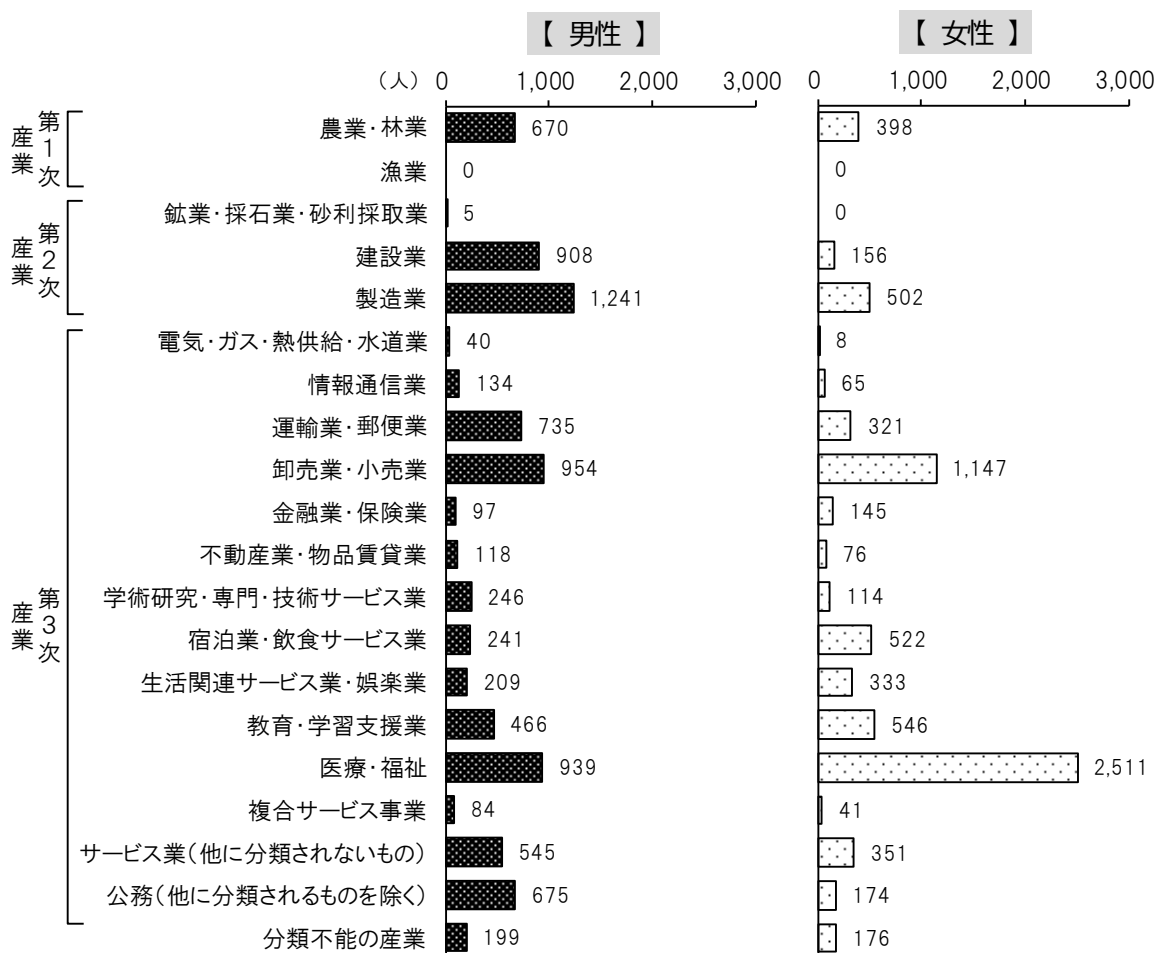
本市の産業別就業者構成比をみると、令和2（2020）年では第1次産業の割合が6.6%、第2次産業が17.5%、第3次産業が73.6%となっています。愛媛県全体と比べ、第3次産業の割合が高く、第2次産業の割合は低くなっています。

産業大分類別でみると、男性は女性に比べ「建設業」「製造業」などが多く、女性は「医療・福祉」が男性を大きく上回っています。

【 産業別 15 歳以上就業者構成比 】



【 産業大分類別 15 歳以上就業者数 】

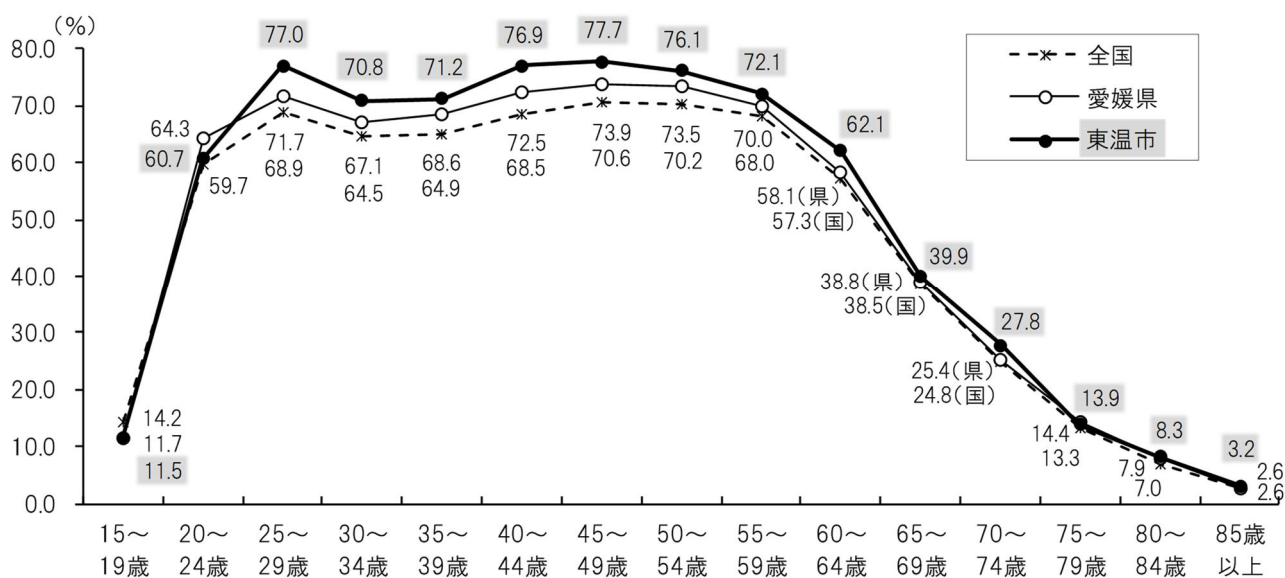


資料：国勢調査（令和2（2020）年）

(2) 年齢別就業率

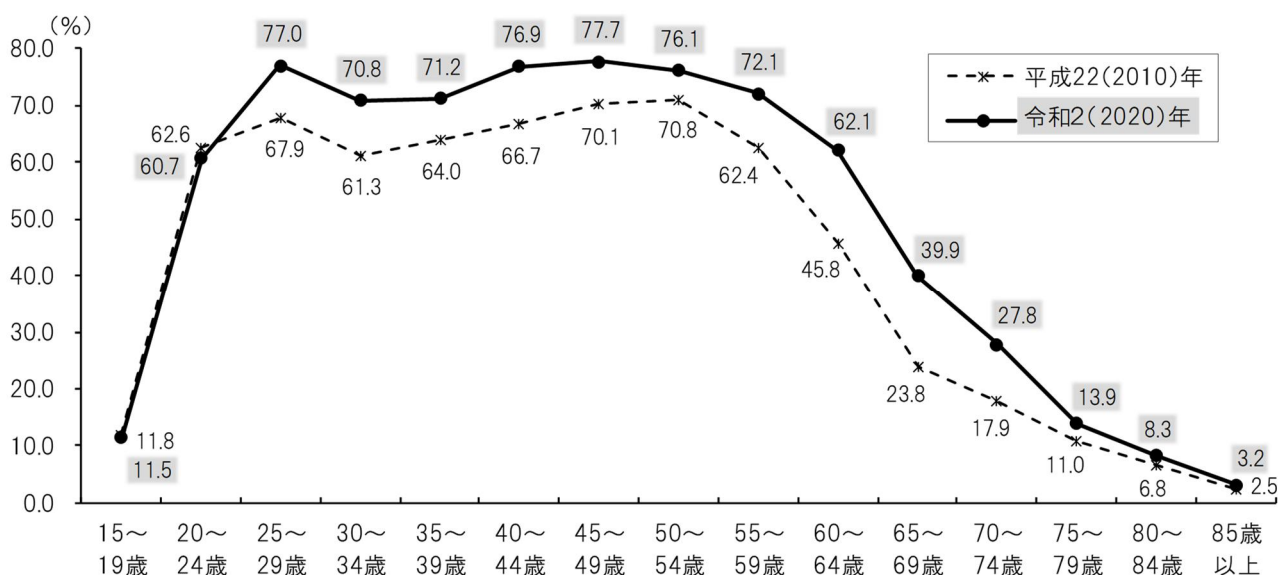
本市における女性の就業率をみると、各年齢層において全国及び愛媛県の平均を上回っていますが、依然として「婚姻～子育て開始時期」に一旦低下し、その後、再び上昇をみせる「M字カーブ※」の状況がうかがえます。また、本市の就業率は、平成 22（2010）年に比べ全体的に増加しています。

【女性の就業率（国・県比較）】



資料：国勢調査（令和 2（2020）年）

【女性の就業率（経年比較）】



資料：国勢調査

※【M字カーブ】日本の女性の就業率を年齢階級別にグラフ化したとき、例えば 30 代前半を谷とし、20 代後半と 30 代後半が山になるアルファベットの M のような形になること。

【2】第2期計画の主な取組の成果と今後の課題

第2期計画では「施策体系」における8つの基本目標と20の基本施策に沿って事業を実施しました。実施にあたっては、各担当部署において定期的にその進捗状況を点検し、問題点や課題を抽出し、その後の取組に反映させることとしています。

ここでは、第2期計画における取組内容を点検し、基本施策ごとに今後の課題を整理しました。

基本目標	基本施策
1 乳幼児期の教育・保育の充実	(1) 教育・保育環境の充実 (2) 地域子ども・子育て支援事業
2 地域における子育ての支援	(1) 地域における子育て支援サービスの充実 (2) 子育て支援情報の提供 (3) 児童の健全育成 (4) 経済的な支援の充実
3 母性と乳幼児等の健康の確保及び増進	(1) 子どもや母親の健康の確保 (2) 「食育」の推進 (3) 思春期保健対策の充実 (4) 小児医療の充実 (5) 不妊に関する相談支援
4 子どもの心身の健やかな成長に向けた教育環境の整備	(1) 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備 (2) 家庭や地域の教育力の向上
5 子育てを支援する生活環境の整備	
6 仕事と家庭生活との両立の推進	
7 子どもの安全の確保	(1) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進 (2) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進 (3) 被害にあった子どもの保護の推進
8 専門的な知識及び技術を要する支援の推進	(1) 児童虐待防止対策の充実 (2) 子どもの貧困対策 (3) ひとり親家庭の自立支援の推進 (4) 障がい児・医療的ケア児施策の充実

基本目標 1

乳幼児期の教育・保育の充実

基本施策（1）教育・保育環境の充実

※「教育・保育環境の充実」における令和6（2024）年度の数値は令和7（2025）年2月1日現在における見込み数値です。

1 教育（1号認定：3～5歳）

教育（1号認定）について、市全体やB区域では見込量を下回る実績で推移しています。A区域やC区域では実績が見込量を上回る年度もみられますが、おおむね見込量を下回って推移しています。

【市全体】

（単位：人）

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
量の見込み①	326	328	331	325	317
実績値②	312	287	270	239	206
差(①－②)	14	41	61	86	111

【A区域（川上・東谷・西谷小学校区）】

（単位：人）

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
量の見込み①	105	104	100	93	86
実績値②	111	103	101	84	79
差(①－②)	-6	1	-1	9	7

【B区域（北吉井小学校区）】

（単位：人）

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
量の見込み①	114	122	135	138	137
実績値②	100	87	66	65	46
差(①－②)	14	35	69	73	91

【C区域（南吉井・拝志・上林小学校区）】

（単位：人）

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
量の見込み①	107	102	96	94	94
実績値②	101	97	103	90	81
差(①－②)	6	5	-7	4	13

2 保育（2号認定：3～5歳）

保育（2号認定）について、市全体やB区域、C区域では見込量を上回る実績で推移しています。A区域においては、令和3（2021）年度までは実績が見込量をやや下回っていましたが、令和4（2022）年度以降は実績が見込量を上回っています。

【市全体】

（単位：人）

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
量の見込み①	374	374	363	354	346
実績値②	374	396	416	422	423
差(①－②)	0	-22	-53	-68	-77

【A区域（川上・東谷・西谷小学校区）】

（単位：人）

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
量の見込み①	86	85	81	76	70
実績値②	82	81	84	83	73
差(①－②)	4	4	-3	-7	-3

【B区域（北吉井小学校区）】

（単位：人）

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
量の見込み①	97	108	111	110	108
実績値②	100	116	148	152	155
差(①－②)	-3	-8	-37	-42	-47

【C区域（南吉井・拝志・上林小学校区）】

（単位：人）

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
量の見込み①	191	181	171	168	168
実績値②	192	199	184	187	195
差(①－②)	-1	-18	-13	-19	-27



3 保育（3号認定：0～2歳）

保育（3号認定）について、市全体では令和3（2021）年度までは実績が見込量をやや上回っていましたが、令和5（2023）年度以降は実績が見込量を下回っています。B区域では見込量を下回る実績で推移していますが、A区域やC区域では実績が見込量を上回る年度もみられます。

【市全体】

（単位：人）

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
量の見込み①	318	315	323	321	317
実績値②	319	320	323	295	288
差(①－②)	-1	-5	0	26	29

【A区域（川上・東谷・西谷小学校区）】

（単位：人）

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
量の見込み①	48	44	48	47	45
実績値②	44	48	50	39	42
差(①－②)	4	-4	-2	8	3

【B区域（北吉井小学校区）】

（単位：人）

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
量の見込み①	103	103	100	102	104
実績値②	91	94	90	90	89
差(①－②)	12	9	10	12	15

【C区域（南吉井・拝志・上林小学校区）】

（単位：人）

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
量の見込み①	167	168	175	172	168
実績値②	184	178	183	166	157
差(①－②)	-17	-10	-8	6	11

基本施策（２）地域子ども・子育て支援事業

※「地域子ども・子育て支援事業」における令和６（２０２４）年度の数値は令和７（２０２５）年２月１日現在における見込み数値です。

１ 時間外保育事業（延長保育）

時間外保育事業（延長保育）の利用者数は、市全体では増加傾向にありましたが、令和５（２０２３）年度以降、減少しています。

市全体やＡ区域、Ｃ区域では、令和３（２０２１）年度以降、見込量を上回る実績で推移していますが、Ｂ区域では、おおむね見込量を下回って推移しています。

【市全体】

（単位：人）

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
量の見込み①	240	238	241	239	237
実績値②	208	306	313	288	262
差(①－②)	32	-68	-72	-49	-25

【Ａ区域（川上・東谷・西谷小学校区）】

（単位：人）

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
量の見込み①	47	45	45	43	41
実績値②	41	72	78	62	59
差(①－②)	6	-27	-33	-19	-18

【Ｂ区域（北吉井小学校区）】

（単位：人）

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
量の見込み①	88	91	95	97	98
実績値②	78	90	102	96	79
差(①－②)	10	1	-7	1	19

【Ｃ区域（南吉井・拝志・上林小学校区）】

（単位：人）

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
量の見込み①	105	102	101	99	98
実績値②	89	144	133	130	124
差(①－②)	16	-42	-32	-31	-26

2 放課後児童健全育成事業

放課後児童クラブの利用者数をみると、全体では減少傾向にありましたが、令和6（2024）年度は増加する見込みとなっています。また、低学年、高学年共に、見込量を下回る実績で推移しています。

（単位：人）

		令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
低 学 年	量の見込み①	421	423	393	400	406
	実績値②	386	373	350	362	374
	差(①－②)	35	50	43	38	32
高 学 年	量の見込み③	174	184	184	182	179
	実績値④	140	132	138	116	116
	差(③－④)	34	52	46	66	63
合 計	量の見込み⑤	595	607	577	582	585
	実績値⑥	526	505	488	478	490
	差(⑤－⑥)	69	102	89	104	95

3 子育て短期支援事業（ショートステイ）

子育て短期支援事業（ショートステイ）の利用者数は、事業を開始した令和5（2023）年度から増加しており、令和6（2024）年度は見込量を上回っています。

（単位：人日）

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
量の見込み①	5	5	5	5	5
実績値②	0	0	0	1	19
差(①－②)	5	5	5	4	-14

注：人日とは、1人が1日利用した場合の単位となります。1人が宿泊で1泊利用した場合は2人日となります。

4 地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援拠点事業の利用者数は、増減を繰り返しながら推移しており、令和4（2022）年度や令和6（2024）年度は実績が見込量を上回っています。

（単位：人回）

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
量の見込み①	8,425	8,190	8,326	8,252	8,141
実績値②	6,020	8,191	8,843	7,028	8,386
差(①－②)	2,405	-1	-517	1,224	-245

5 一時預かり事業

一時預かり事業の利用者数については、幼稚園、幼稚園以外共に、緩やかな増減を繰り返しながら推移しています。幼稚園における在園児を対象とした一時預かりは、見込量を上回る実績で推移していますが、幼稚園以外における一時預かりの実績は、見込量を下回って推移しています。

【一時預かり事業（幼稚園）】

（単位：人日）

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
量の見込み①	18,616	18,606	18,350	17,641	17,654
実績値②	19,707	22,007	19,186	19,541	17,796
差(①－②)	-1,091	-3,401	-836	-1,900	-142

【一時預かり事業（幼稚園以外）】

（単位：人日）

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
量の見込み①	2,068	2,058	2,053	2,001	1,949
実績値②	1,159	1,136	1,390	1,280	1,286
差(①－②)	909	922	663	721	663

6 病児・病後児保育事業

病児・病後児保育事業の利用者数は、増減を繰り返しながら推移しており、令和4（2022）年度までは実績が見込量を下回っていましたが、令和5（2023）年度以降は実績が見込量を上回っています。

（単位：人日）

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
量の見込み①	501	494	497	488	478
実績値②	178	423	389	850	633
差(①－②)	323	71	108	-362	-155

7 ファミリー・サポート・センター事業

ファミリー・サポート・センター事業の利用者数は、長期的には減少傾向にあり、令和3（2021）年度以降、実績が見込量を下回っています。

（単位：人日）

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
量の見込み①	1,290	1,268	1,193	1,197	1,193
実績値②	1,328	865	985	824	810
差(①－②)	-38	403	208	373	383

8 妊婦健診事業

妊婦健康診査の受診者数は、増減を繰り返しながら推移しており、見込量を下回る実績で推移しています。

(単位：人回)

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
量の見込み①	2,940	2,912	2,884	2,842	2,800
実績値②	2,366	2,244	2,253	2,332	1,872
差(①－②)	574	668	631	510	928

9 乳児家庭全戸訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業の訪問件数は、緩やかに増減しながら推移しており、見込量を下回る実績で推移しています。

(単位：件)

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
量の見込み①	210	208	206	203	200
実績値②	188	195	181	192	167
差(①－②)	22	13	25	11	33

10 養育支援訪問事業

養育支援訪問事業の訪問件数は、近年は減少傾向にあり、令和5(2023)年度までは実績が見込量を上回っていましたが、令和6(2024)年度は実績が見込量を下回っています。

(単位：件)

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
量の見込み①	28	28	27	27	26
実績値②	37	47	48	45	22
差(①－②)	-9	-19	-21	-18	4

11 利用者支援事業

利用者支援事業は、市内2か所で実施しており、見込みどおりとなっています。

(単位：か所)

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
量の見込み①	2	2	2	2	2
実績値②	2	2	2	2	2
差(①－②)	0	0	0	0	0

12 実費徴収に係る補足給付を行う事業

実費徴収に係る補足給付を行う事業の利用件数は、おおむね横ばいで推移しており、見込量をやや上回る実績で推移しています。

(単位：件)

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
量の見込み①	5	5	5	5	5
実績値②	9	7	9	8	7
差(①－②)	-4	-2	-4	-3	-2



基本施策（１）地域における子育て支援サービスの充実**【これまでの主な取組内容】**

- 国の「新・放課後子ども総合プラン」に沿って、全放課後児童クラブの開所時間の延長や放課後子ども教室と放課後児童クラブとの連携に努めました。放課後子ども教室については、平成 30（2018）年度から北吉井小学校、令和 2（2020）年度から川上小学校、令和 4（2022）年度から拝志小学校で開催しました。
- 社会福祉協議会において、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を行いました。
- 出前講座や外出支援のための専用車の貸し出しを行いました。
- ボランティア講座を開催しました。福祉教育については、小、中、高校の希望に合わせて行うとともに、他市町の児童との交流事業を実施しました。
- コミュニティ推進用機材（視聴覚機器及び教材、軽スポーツ用具）を自治区等各種団体へ貸し出し、活動を支援しました。

【今後の主な課題・取組の方向性※¹】

- 市内の全ての小学校で、放課後子ども教室の開催に向けた、段階的な事業の拡充が必要です。
- 放課後子ども対策の充実、待機児童ゼロに向けて、支援員の確保や配慮を必要とする児童への職員の加配、参加人数に応じた場所や職員等の配置に努める必要があります。また、放課後児童クラブと放課後子ども教室が連携した活動を増やせるよう、学校運営協議会など関係団体との調整が必要です。
- 保護者や 1 歳未満程度の乳幼児にとって、居心地の良い場所の提供に努める必要があります。
- ニュースポーツ※²の普及を推進するため、機材の充実を図る必要があります。

※1 継続して取り組む内容も含む。（以下同様。）

※2 子どもから高齢者まで、幅広い世代を対象とした、平易なルールで、年齢や体力差に関係なく楽しめるスポーツのこと。競技というよりも「楽しむ」ことが重視されるといった特徴がある。（例：モルック等）

基本施策（２）子育て支援情報の提供

【これまでの主な取組内容】

- 子育て相談窓口を中心に、NPOや民間事業者、地域活動団体等と行政等、官民の枠を越えた、地域における子育て支援のネットワーク化を促進しました。さらに、子育て世代包括支援センターにおいても他の関係機関との連携を図りました。
- 出生及び転入に関する手続きにおいて、子育てガイドブック等を活用し、子育てに関する情報を提供しました。子育て支援ファイル「きらり」についても、子どもの成長記録の一つとして活用してもらえよう普及を図りました。

【今後の主な課題・取組の方向性】

- 子育て世代包括支援センターにおける支援から、母子保健事業へ切れ目なくつなぎ、支援する必要があります。
 - 子育て支援ファイル「きらり」の、より有効な活用方法を検討する必要があります。
 - 情報提供は、紙媒体だけでなく、電子版による発信もできるよう、工夫する必要があります。
-

基本施策（３）児童の健全育成

【これまでの主な取組内容】

- 家庭児童相談員等が、子どもに関する悩みや問題に対し、きめ細かな相談に対応するとともに、案件によって家庭訪問の実施や関係機関との連携を図りました。また、各種研修等にも積極的に参加しました。
- 小学生や中学生を対象に「子どもボート教室」「わんぱく広場」「ジュニア体験塾」などの体験活動を実施しました。
- 民生児童委員や主任児童委員が児童・生徒の登校支援を行うとともに、市内保育所等で開催される「びよびよクラブ」に参加しました。
- 生徒指導連絡協議会の開催やいじめ、非行、不登校等の報告書の提出、補導員による補導活動に取り組みました。
- スクールカウンセラーを活用し、児童・生徒や保護者、教職員の悩み等に対する指導や助言、カウンセリングを行いました。要望に応じて学校へ出向き「心の授業」を実施しました。
- 世代間交流を深める「三世代交流運動会」や伝統芸能の保存、育成を目的とした「獅子舞大会」その他、人材育成等に向けた公民館講座を実施しました。
- 歴史民俗資料館で様々な企画展を開催したほか「れきみん講座」として、勾玉や蚊取り線香、わら細工の作製講座や出前講座を開催しました。

【 今後の主な課題・取組の方向性 】

- 子育て相談窓口において、ヤングケアラーに対する支援にも対応する必要があります。
 - 学校や関係機関と連携し、様々な問題に対応する必要があります。
 - 三世代交流や伝統芸能の保存・育成、人材育成等の活動を推進するため、各種団体や地域住民に、活動に参加してもらえるよう積極的に呼び掛けていく必要があります。
-

基本施策（４）経済的な支援の充実

【 これまでの主な取組内容 】

- 児童手当等の支給及び医療費の全額助成については、子どもの対象年齢を 18 歳到達の年度末までに拡大しました。
- 養育のために入院が必要な未熟児を対象とした医療の給付、在宅で療養している小児慢性特定疾患児を対象とした日常生活用具の購入の一部の給付を行いました。
- 経済的な理由で小・中学校に児童・生徒を就学させることが困難な保護者を対象に、学用品費、給食費等を支援しました。

【 今後の主な課題・取組の方向性 】

- 児童手当等の制度改正に伴い、適切に支給を行う必要があります。
 - 医療費の適正な受診を呼び掛ける必要があります。
 - 小児慢性特定疾病児に対する日常生活用具の給付の周知が必要です。
-



基本施策（１）子どもや母親の健康の確保**【 これまでの主な取組内容 】**

- 母子健康手帳交付時に個別に面談し、手帳の使い方や妊娠期の過ごし方などの説明を行うとともに、現金給付を行いました。また、妊娠中に面談を希望される方や必要と思われる方には、面談を実施し、出産に向けた支援を行いました。
- 妊婦とその家族を対象に、育児の方法や妊娠中の栄養及び歯科保健に関する内容のパパママ教室を開催しました。
- 子どもが生まれた家庭を訪問して母子の健康状態を確認するとともに、産後の必要なサービスの調整や相談に応じました。支援が必要な家庭には複数回訪問するなど、母子の健康状態の把握に努めました。
- 個別で乳児健診、集団で幼児健診を行うとともに、未受診のケースは電話や文書、訪問等で受診を勧奨しました。
- 市内の歯科医院で妊婦歯科健診を実施するとともに、むし歯予防のための知識の普及を図るため、歯みがき教室を開催しました。
- 7か月児及び2歳児を対象に、年齢に応じた内容で子育て教室を開催しました。また、発達に不安を持つ保護者には、小集団や個別で切れ目のない丁寧な育児支援を行い、就園、就学等につなぎました。
- 健康や食育に関するオリジナル記事を掲載したカレンダーを作成し、配布しました。
- 子育て世代包括支援センターを設置し、子育て支援の充実に努めました。

【 今後の主な課題・取組の方向性 】

- 母子健康手帳交付は、子育て世代包括支援センターにあるプライバシーの確保された相談室で行い、ゆっくり時間をかけて面談をすることが必要です。
- 妊婦や家族のニーズを把握し、パパママ教室の内容を見直す必要があります。
- 乳幼児の状況を把握できるよう、未受診者への受診勧奨が必要です。
- 5歳児に対して健康診査を行うことで、幼児の健康の保持及び増進を図る必要があります。

基本施策（２）「食育」の推進

【これまでの主な取組内容】

- 新型コロナウイルス感染症予防の観点から、離乳食教室を開催するとともに、保育所で実施している試食体験を案内しました。
- 郷土食、行事食の普及や地産地消の推進、給食だより等の作成、配布、ホームページ更新を通じて、栄養教諭を中核とした学校での食育の推進を図りました。
- 食生活改善推進員を対象とした研修会を開催し、活動と資質向上を支援しました。
- 食育推進会議を開催し、各課の事業について協議しました。

【今後の主な課題・取組の方向性】

- 給食における地産地消を更に推進していくため、地元産農産物の新たな出荷者及び観光物産センター以外の納入元の発掘が必要です。
 - 食生活改善推進員の活動を支援するとともに、人材を確保する必要があります。
 - 「東温市食育推進計画」に基づいて事業を推進する必要があります。
-

基本施策（３）思春期保健対策の充実

【これまでの主な取組内容】

- 健康教育、相談、ＳＯＳの出し方に関する授業の実施をはじめ、学校保健だよりを通して、児童・生徒や保護者に心の健康の重要性を啓発するとともに、保護者の家庭教育意識の醸成に努めました。
- 思春期教室の開催や命の集会、健康教育等を通じて、命の大切さを啓発するとともに、性感染症に関する情報提供や知識の普及に努めました。
- 喫煙や飲酒、薬物乱用等が健康に及ぼす影響について、学校の薬剤師や養護教諭による専門的な指導を実施するとともに、学校保健だよりを活用して、家庭へ周知を図りました。また、喫煙、飲酒、薬物乱用防止のための環境づくりを推進しました。

【今後の主な課題・取組の方向性】

- 学校での相談や教育に加え、家庭への情報提供、啓発を推進する必要があります。
-

基本施策（４）小児医療の充実

【これまでの主な取組内容】

- 医師・歯科医師連絡会を開催し、保健・医療・介護・教育事業等について連携を図りました。
- 休日・夜間の救急医療体制について、市のホームページで情報提供を行うとともに、＃8000 及び＃7119 などの電話相談について周知しました。
- 東温市医師会と連携し、救急医療の必要な外来診療を提供しました。

【今後の主な課題・取組の方向性】

- 医師会や歯科医師会との連携を強化するとともに、県及び各市町での医業承継支援等に関する情報共有が必要です。
 - 救急医療体制維持のため、＃8000 の電話相談やかかりつけ医の必要性について啓発するとともに、疾病の程度に応じた医療機関の適切な受診について啓発する必要があります。
-

基本施策（５）不妊に関する相談支援

【これまでの主な取組内容】

- 不妊や不育に悩んでいる人の相談窓口がある愛媛県との連携を強化するとともに、不妊や不育に悩んでいる人の相談窓口の周知に努めました。
- 愛媛県特定不妊治療費助成事業の対象者に助成を行いました。令和5（2023）年度からは東温市独自で不妊治療費助成事業を実施しました。

【今後の主な課題・取組の方向性】

- 市の広報誌等を活用して、相談窓口の周知に努める必要があります。
 - 東温市独自の不妊治療費助成事業の周知に努める必要があります。
-



基本施策（１）子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備**【 これまでの主な取組内容 】**

- 特色ある教育活動を実施するための教材や教具を整備しました。
- 外国語活動支援員や外国語指導助手を配置し、国際理解教育の充実を図りました。
- 国GIGAスクール構想に基づき、1人1台端末の整備及び周辺機器等、ICT環境を整備するとともに、教職員の情報リテラシーの向上に関する研修を実施しました。
- 福祉教育については、ボランティア等の体験学習や市内の特別支援学校との交流学习、福祉体験の充実等に取り組みました。
- 人権参観日や人権集会等を実施し、子どもの発達段階や特性を生かした人権教育を推進しました。
- 療育が必要な子どもについて、教職員を対象とした講演会や研修を実施するとともに、協議会や連絡会を開催し、情報共有や関係機関との連携を図りました。
- 入学前に保育所、幼稚園の職員や小学校の教職員が子どもの情報共有を行う、就学時連絡会を開催しました。
- 図書館等の環境の整備や情報提供等、子どもの読書活動の推進に努めました。
- 定期的なアンケート調査や教育相談を通して、いじめの早期発見、早期対応に努めるとともに、適用指導教室の運営を通して、不登校防止、解消に努めました。
- 教育相談や巡回補導、有害図書の回収を実施するとともに、少年健全育成協議会を開催し、問題行動や非行の防止に努めました。
- 歯科検診やフッ化物洗口等を実施し、小児生活習慣病予防や口腔の健康管理に取り組みました。
- 学校や家庭、地域の関係機関と連携し、防災教育や防災士の養成、各種マニュアルの作成など、安全管理に関する取組を進めました。

【 今後の主な課題・取組の方向性 】

- 授業における情報機器の活用にあたって、教職員の資質の向上やICT周辺機器の整備が必要です。
- 特別支援学級の担任となる教職員への、専門的な知識を深めるための支援が必要です。
- 補導委員の確保や資質の向上に取り組み、やりがいや創出する必要があります。
- 学校運営協議会委員の高齢化による人材不足の解消や各委員が自由に発言できる会議の工夫に取り組む必要があります。
- 職員間の情報交換の機会を確保するため、LoGo チャットやZoomなどのデジタルツールを有効に活用する必要があります。
- 安全管理に関する取組を進めるため、人材の確保が必要です。

基本施策（２）家庭や地域の教育力の向上

【これまでの主な取組内容】

- 各学校や幼稚園等で保護者を対象とした家庭教育学級を開設しました。
- 子育て教室で絵本の読み聞かせや手遊び等を紹介し、遊びを通して子どもと関わる機会を提供しました。子育て支援センターでは「ぱぱママサークル」を開催しました。
- 地域の各種スポーツ活動の場として、教育委員会の所管する学校体育施設を開放するとともに、スポーツ協会活動の充実やスポーツ少年団の普及及び活動の活性化に努めました。
- 小・中学生のリーダー養成のため「わんぱく広場」「ジュニア体験塾」等を開催しました。
- 幼稚園、小学校、中学校のＰＴＡ関係者が連携し、東温市ＰＴＡ連合会が開催する研修会をはじめ、県ＰＴＡ連合会が開催する各種研修会に参加しました。
- 各分館での事業の実施を通じて地域の人に関わりを持ち、コミュニティ活動の活性化が図られました。

【今後の主な課題・取組の方向性】

- 家庭教育学級については、内容の充実を図るとともに、単独での開催が困難な場合は共同開催するなど、柔軟に対応する必要があります。
 - 子育て支援センターの利用者が主体的に活動できるよう工夫する必要があります。
「ぱぱママサークル」については、参加者のニーズを把握し、利用者の目線に立って活動内容を考える必要があります。
 - 児童・生徒がリーダーシップを育めるような講座や事業の開催が必要です。
-



基本目標 5

子育てを支援する生活環境の整備

【これまでの主な取組内容】

- 信号機や横断歩道の新設、規制速度の変更等、地元からの要望に対し、松山南警察署に要望及び調査依頼を行い、安全な環境づくりに努めました。
- 各公園の状況に応じて剪定や除草を行い、見通しの良い環境づくりを進めました。

【今後の主な課題・取組の方向性】

- 交通規制の要望が増えた場合、東温市交通安全推進協議会を設置し、要望する内容を厳選するなどについて検討する必要があります。
- 公園の安全確保については、更なる効率化を図りながら対応する必要があります。

基本目標 6

仕事と家庭生活の両立の推進

【これまでの主な取組内容】

- 講座の開催や市の広報誌への掲載を通して、仕事と家庭生活の両立についての啓発を図りました。また「ひめボス事業所宣言※」を行いました。
- 市内にある民間の認可外保育施設や事業所内保育施設の運営を支援しました。また利用者のうち該当する家庭には、各施設を通じて幼児教育・保育の無償化制度の利用を促しました。

【今後の主な課題・取組の方向性】

- 男女が共に仕事と家庭に参画する重要性について、市の広報誌だけでなく、様々な手段を用いた啓発等が必要です。
- 男女共同参画に関する市民向けの講座については、幅広いテーマを取り上げる必要があります。
- 幼児教育・保育の無償化制度については、市の広報誌やホームページ、パンフレット等、様々な媒体を通じて幅広い広報、啓発活動に取り組む必要があります。

※ 令和5（2023）年度よりスタートした愛媛県の事業で、若年層の転出超過の解消に向け、愛媛県が女性活躍や仕事と家庭の両立支援などに積極的に取り組む企業を認証し、全ての人がいきいきと働ける環境づくりと企業の成長をバックアップすることを目的とした取組のこと。（ひめボス宣言事業所認証制度）

基本施策（１）子どもの交通安全を確保するための活動の推進**【これまでの主な取組内容】**

- 松山南交通安全協会と共同で、幼稚園や保育所、小・中学校で交通安全教室、自転車教室を開催し、正しい交通安全ルールやマナーの習得を図りました。
- 東温市交通安全指導員の指導力の向上のため、視察研修を行いました。
- 松山南交通安全協会等と連携して、親子が参加するイベント時や母子健康手帳交付時にちらしやパンフレットを配布し、チャイルドシートの適正使用について啓発し、情報提供に努めました。

【今後の主な課題・取組の方向性】

- 東温市交通安全指導員の指導力の向上とともに、地域における民間の指導者の育成に努める必要があります。
- チャイルドシートの適正使用については、関係機関と連携して更なる啓発に努める必要があります。

基本施策（２）子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進**【これまでの主な取組内容】**

- 防災行政無線等を活用して、松山南警察署からの特殊詐欺犯罪や不審者等の情報を市民に提供し、注意喚起しました。
- 街頭補導活動等、PTA等の学校関係者や防犯ボランティア等の関係機関と連携したパトロール活動を行いました。
- 各施設で不審者対応訓練を実施するとともに、教職員が防犯に関する各種講習、研修を受講しました。小・中学校では、登下校指導中に、声掛けによる防犯指導を実施しました。
- 「まもる君の家」ステッカーを作成して配布するとともに、防犯ボランティア活動を支援しました。

【今後の主な課題・取組の方向性】

- 特殊詐欺や不審者等の情報提供については、関係機関との密な情報交換に努めるとともに、見せる防犯として、街頭補導活動を継続する必要があります。
- 訓練や講習等のソフト面に加え、各施設への防犯カメラ設置など、ハード面の整備も推進し、子どもが犯罪等に遭わないようソフト、ハードの両面から取り組む必要があります。

基本施策（３）被害にあった子どもの保護の推進

【これまでの主な取組内容】

- 虐待等の事案が発生した家庭に、繰り返し面談や家庭訪問を行い、事態が悪化することのないよう、積極的な関わりを持つよう対応しました。
- 小・中学校にスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを配置し、教育相談の充実を図りました。

【今後の主な課題・取組の方向性】

- 被害に遭った子どもへの対応については、今後も継続して粘り強く対応し、事態の悪化を防ぐ必要があります。
-

基本目標 8	専門的な知識及び技術を要する支援の推進
--------	---------------------

基本施策（１）児童虐待防止対策の充実

【これまでの主な取組内容】

- 要保護児童対策地域協議会代表者会や実務者会を開催し、福祉、保健、教育、医療、司法等の関係機関との連携及び情報共有を深めました。
- 困難事例については、医師や児童福祉司等の専門家からアドバイスを受け対応しました。
- 関係課と連携し、問題を抱える家庭への訪問を行いました。

【今後の主な課題・取組の方向性】

- 虐待の発生予防、早期発見、早期対応ができるよう、また、新たな問題に対応するため、関係機関との連携の強化や情報の共有に努める必要があります。
 - 他市町への引き継ぎについては、必要に応じて国のネットワーク等の活用も必要です。
-

基本施策（２）子どもの貧困対策

【これまでの主な取組内容】

- 寄附金を原資として準要保護世帯の中学３年生を対象に、高等学校等の進学や通学に必要な経費の一部を支援しました。準要保護世帯の小学６年生については、歳末助け合い募金を原資に、中学校入学時に必要な経費の一部を支援しました。
- 生活困窮世帯に対する学習支援は実施に至りませんでした。
- 子ども食堂は、実施できなかったものの、お弁当や寄附された文具などを希望者に配布することができました。

【今後の主な課題・取組の方向性】

- 学習支援事業については、対象児童や実施内容等の見直しや国の支援内容に該当する事業等への統合や変更を検討する必要があります。
 - 子ども食堂等、子どもが安心して過ごせる居場所の充実を図る必要があります。
-

基本施策（３）ひとり親家庭の自立支援の推進

【これまでの主な取組内容】

- 児童扶養手当の支給や医療費の助成、ひとり親家庭の子どもを対象とした学習支援事業を実施しました。
- 母子父子自立支援員等において各種相談対応を行うとともに、相談内容により子育て相談室等と連携しながら対応しました。
- ひとり親家庭の自立支援として、母子父子自立支援員が就労相談等を受け、母子家庭等自立支援教育訓練給付金支給事業等、各家庭に適した支援を行いました。児童扶養手当受給世帯については、自立支援プログラムを策定し、ハローワークへの同行支援等を行いました。
- 県中予地方局と連携し、母子・父子・寡婦福祉資金の貸付の相談や手続き等を行うとともに、償還者の相談対応等を行いました。

【今後の主な課題・取組の方向性】

- 就職のスキルアップ等を図る自立支援教育訓練給付金や高等職業訓練給付金事業の利用の促進に向けて、広報誌等による定期的な周知が必要です。
 - 増加する複合的な要素かつ複雑な内容の相談にも対応できるよう、子育て相談室への連携だけでなく、母子保健や精神保健を担う部署等との連携も必要です。
 - 母子・父子・寡婦福祉資金の貸付の相談、対応については、窓口として適切に判断する必要があります。
-

基本施策（４）障がい児・医療的ケア児施策の充実

【これまでの主な取組内容】

- 特別支援学級を整備するとともに、学校生活支援員を配置し、学用品や給食費等の一部支給なども含めた教育環境の充実に努めました。
- 障がい児に対する療育体制の整備に向け、東温市地域自立支援協議会専門部会（子ども部会）や県主催のネットワーク会議等に参加し、連携の強化を図りました。
- 県から特別児童扶養手当が対象者に適切に支給されるよう、書類の受付や定期的な障がいの状況の確認等を行いました。
- 障がいのある子どもが放課後や長期休暇中に活動する場として、障がい児タイムケア事業を実施するとともに、放課後等デイサービスを提供しました。また、未就学で療育が必要な障がい児等については、児童発達支援サービスを提供しました。
- 保健、医療、福祉、保育、教育等の関係者が連携し、医療的ケア児に対する支援体制を整備しました。

【今後の主な課題・取組の方向性】

- 障がい児に対する療育体制の整備に向け、複数部署で取り組めるような体制づくりに努める必要があります。
 - 利用者が減少傾向にある障がい児タイムケア事業については、事業の必要性や代替事業について検討する必要があります。
 - 利用者数が増加する放課後等デイサービス事業や児童発達支援事業については、適正な利用日数での支給決定に努める必要があります。
 - 医療的ケア児の現状や保護者のニーズの把握に努め、関係機関との意見交換や情報の共有、連携の強化を図る必要があるとともに、保育所、幼稚園等における受け入れ体制を整える必要があります。
-



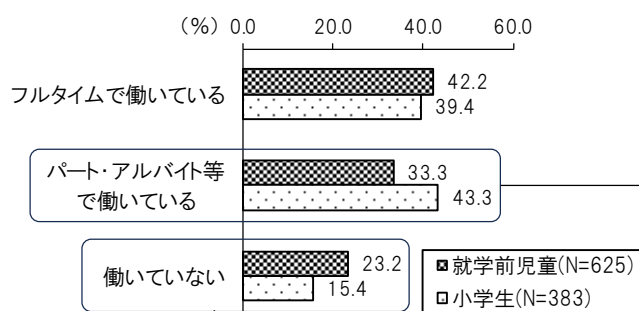
【3】アンケート調査結果の概要

【1】就学前児童保護者・小学生保護者調査より

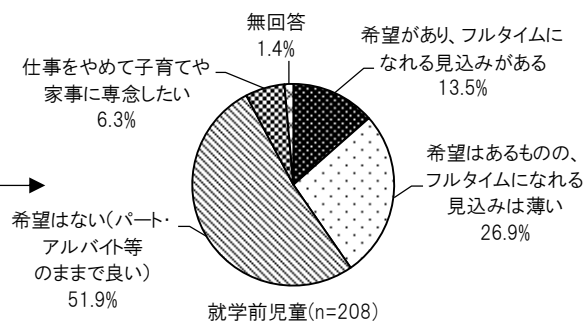
1 保護者の就労状況について

- 就学前児童、小学生共に母親の3～4割がパートタイム等で就労しています。パートタイムで就労している人の4割が、今後フルタイムへの転換を希望しており、フルタイム就労に対するニーズが高いことが分かります。また、現在働いていない母親の約4割が早期の就労を希望しています。

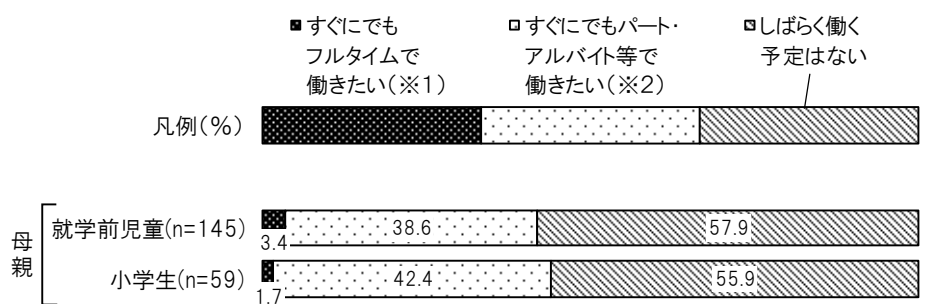
【 母親の就労状況 】



【 フルタイムへの転換希望（就学前児童） 】



【 今後の就労希望 】



※1：すぐにも、又は1年以内にフルタイムで働きたい

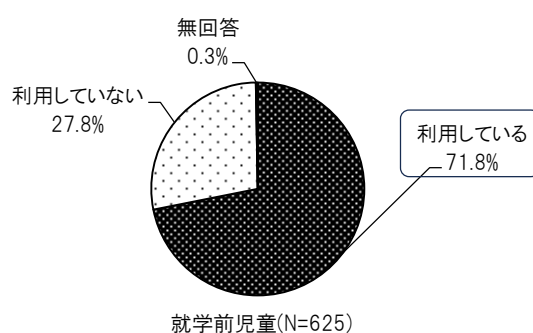
※2：すぐにも、又は1年以内にパート・アルバイト等で働きたい

2 施設やサービスの利用状況と利用希望について

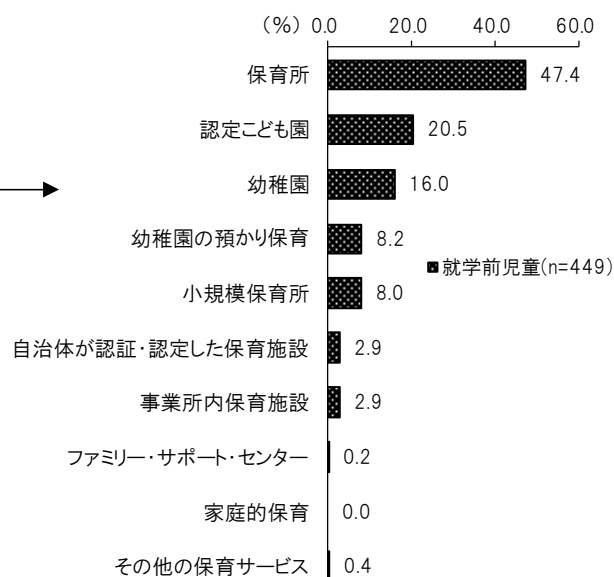
(1) 利用状況

- 約7割の子どもが保育所をはじめ、認定こども園などの施設やサービスを利用しています。そのうち保育所は0歳～2歳児、認定こども園は4歳以上での利用が多くみられます。

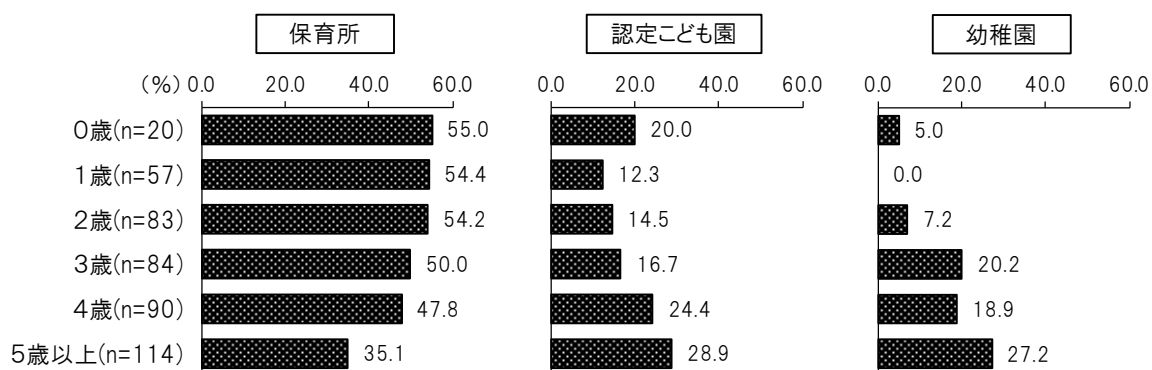
【 施設やサービスの利用状況について 】



【 利用している施設やサービス 】



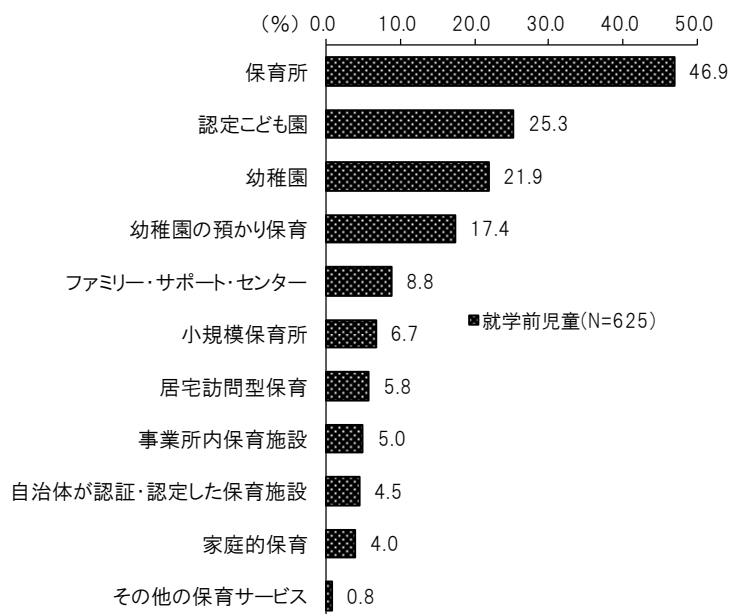
【 年齢別利用施設の状況 】



(2) 今後の利用希望

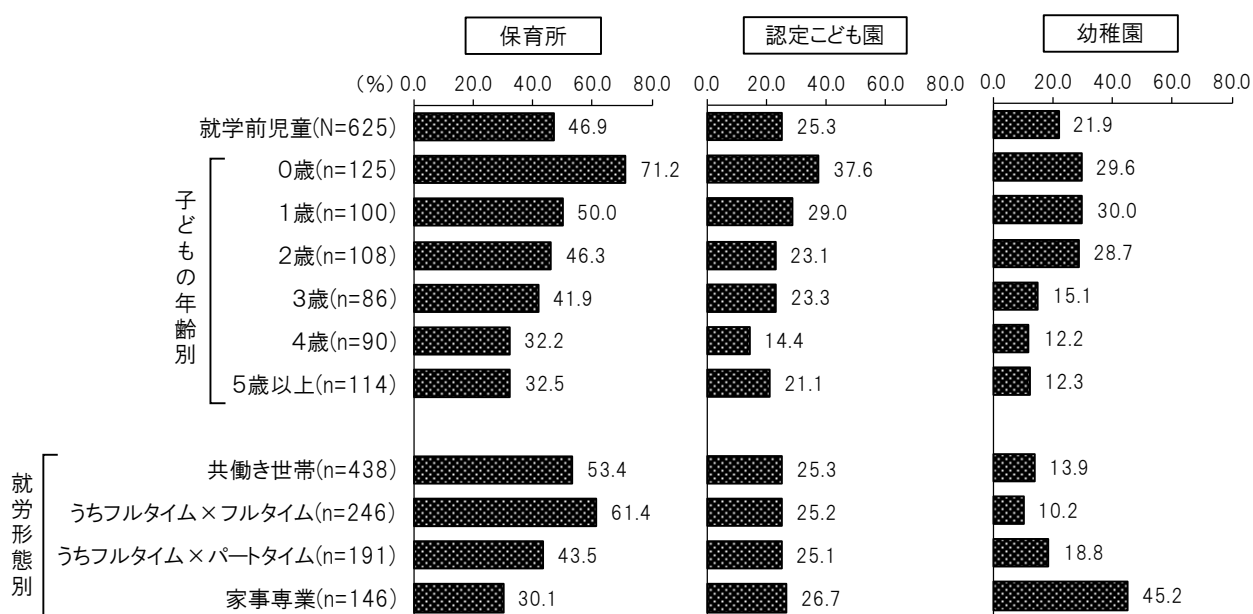
- 施設やサービスの平日の利用希望については「保育所」が4割以上と最もニーズが高く、次いで「認定こども園」「幼稚園」などの順となっています。

【 今後の施設やサービスの利用希望 】



- 「保育所」は0歳児を中心とする低年齢児のニーズが高くなっています。また、現在、家事専業の3割程度が保育所の利用を希望しており、今後の就労を見据えたニーズがうかがえます。

【 子どもの年齢別・就労形態別利用希望 】

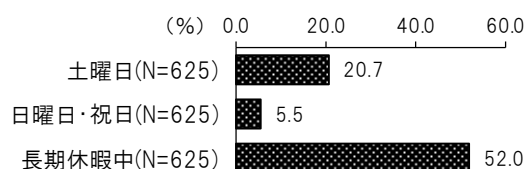


3 各種教育・保育サービスのニーズについて

(1) 土日等の利用希望

- 教育・保育施設について、土曜日の利用希望者は 20.7%ですが、日曜日・祝日については 5.5%と少ない状況です。一方、夏休み等の長期休暇中については、約半数が利用を希望しています。

【 土・日・祝日等の利用希望 】

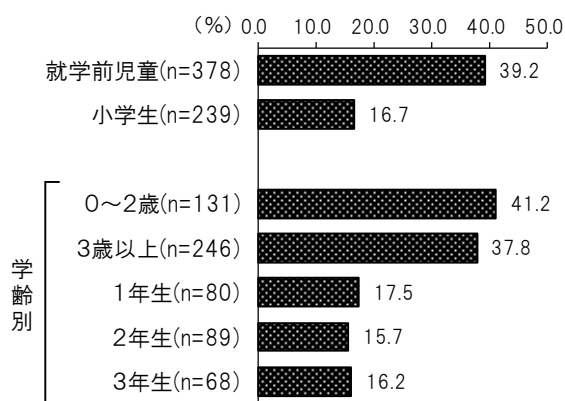


注：土曜日、日曜日・祝日は「ほぼ毎週利用したい」「月に1～2回は利用したい」の合計値、長期休暇中は「休みの期間中、ほぼ毎日利用したい」「休みの期間中、週に数日利用したい」の合計値

(2) 病児・病後児のための保育施設等の利用希望

- 病児・病後児のための保育施設等については、就学前児童で約4割、小学生で1割程度となっており、就学前児童でニーズの高さが目立っています。

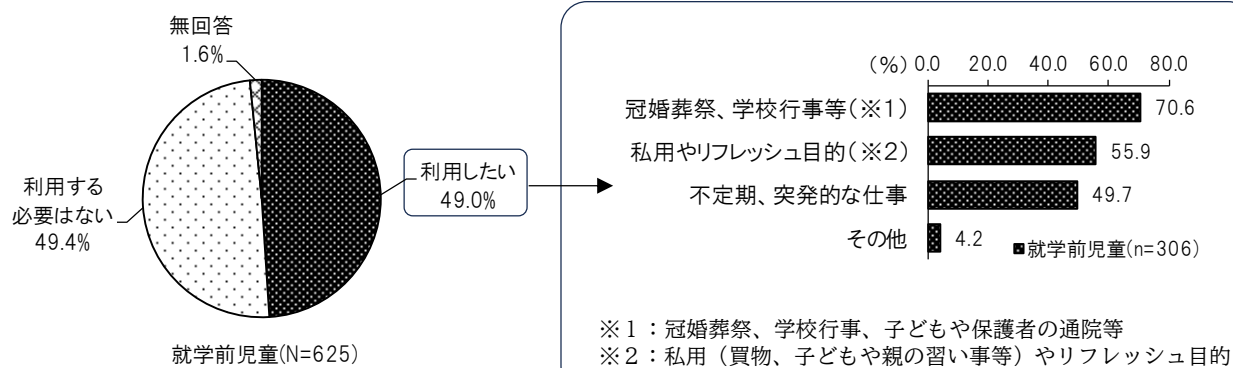
【 病児・病後児のための保育施設等の利用希望 】



(3) 一時預かり事業等の利用希望

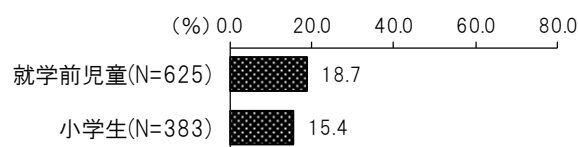
- 一時預かり事業については、約半数のニーズがみられ、特に「冠婚葬祭、学校行事、子どもや保護者の通院等」での利用が見込まれています。

【 一時預かり事業の利用希望 】



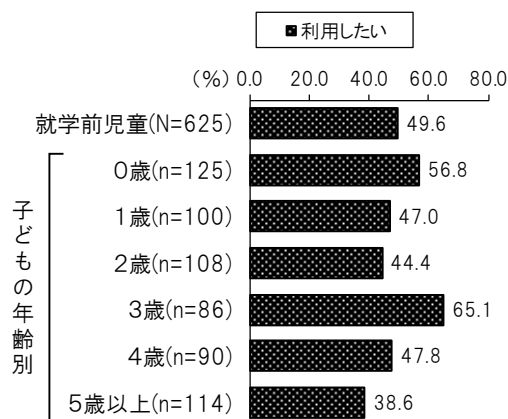
- 宿泊を伴う預かりの利用希望については、就学前児童で 18.7%、小学生で 15.4%と、いずれもニーズは2割未満となっています。

【 宿泊を伴う預かりの利用希望 】



- こども誰でも通園制度（仮称）については、0歳児の過半数が今後の利用を希望しています。

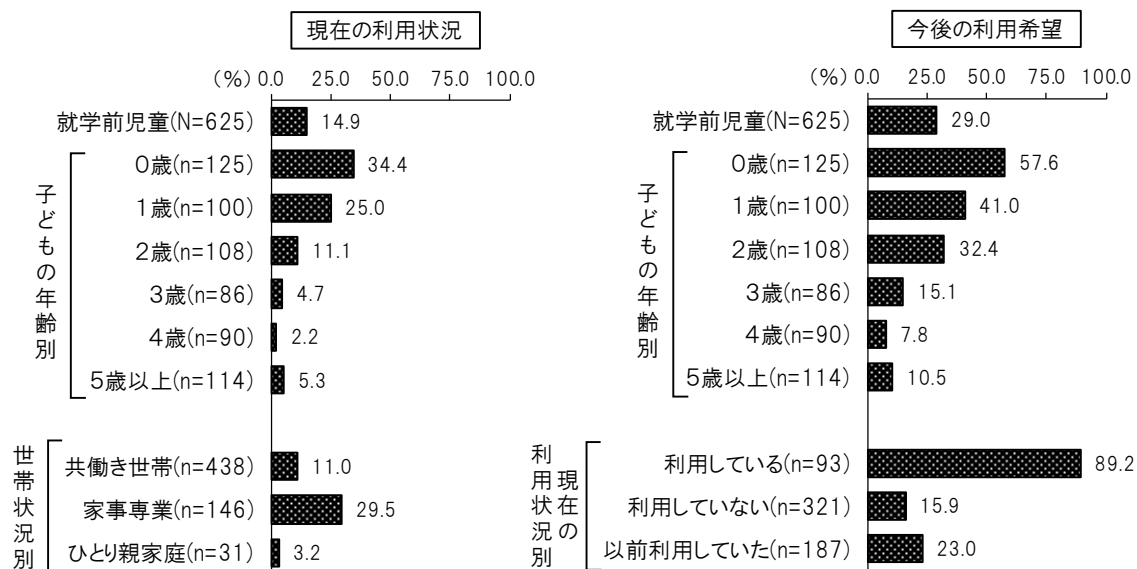
【 こども誰でも通園制度（仮称）の利用希望 】



(4) 地域子育て支援センターの利用希望

- 地域子育て支援センターを現在利用している人は0歳～1歳児に多く、今後の利用希望も同年代が多くなっています。また、現在利用している人の約9割が利用希望を示しており、リピーターが多いことが分かります。

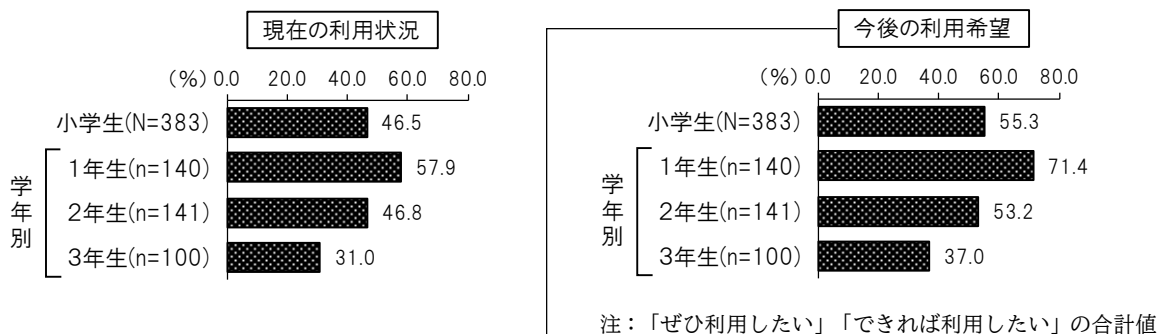
【 地域子育て支援センターについて 】



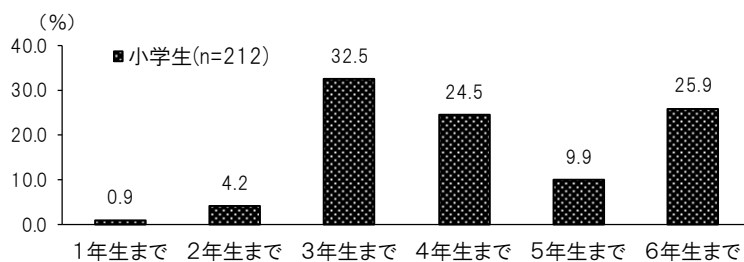
4 放課後児童クラブのニーズについて

- 放課後児童クラブの利用者は、1年生で6割近くみられますが、学年が上がるほど利用者が減少します。
- 今後の利用希望については、半数以上と現在の利用割合を上回っており、特に1年生でニーズが高くなっています。また、利用したい学年は3年生までが最も多くなっています。

【 放課後児童クラブについて 】



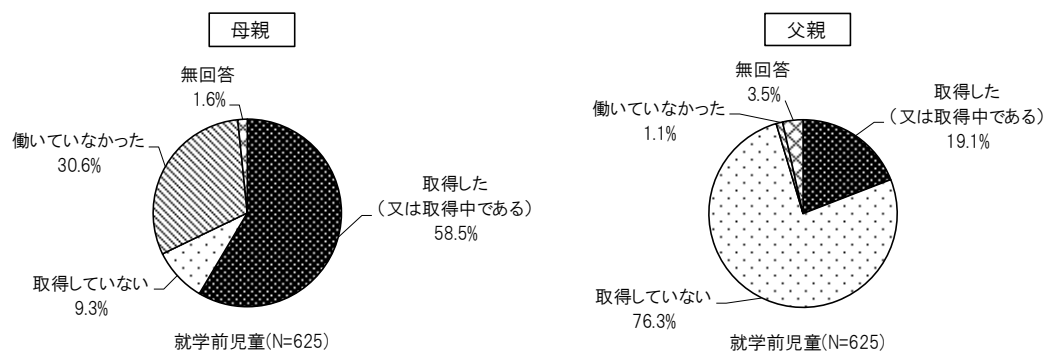
【 利用したい学年 】



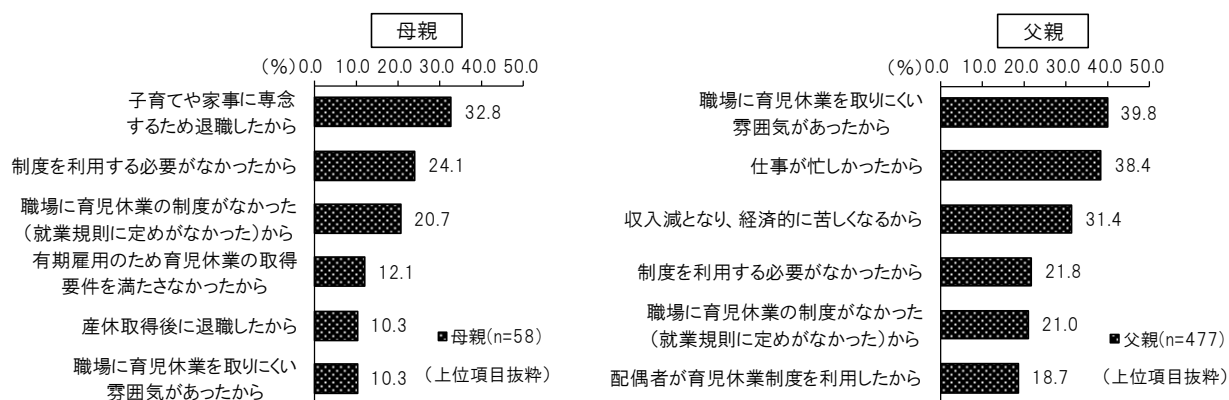
5 育児休業の取得状況について

- 母親の育児休業取得率は約6割（58.5%）を占めていますが、父親は19.1%と低い状況です。父親が育児休業を取得しなかった理由は「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があったから」を筆頭に「仕事が忙しかったから」「収入減となり、経済的に苦しくなるから」など、母親が取れなかった理由と、その内容に大きな差がみられます。

【 育児休業の取得状況 】



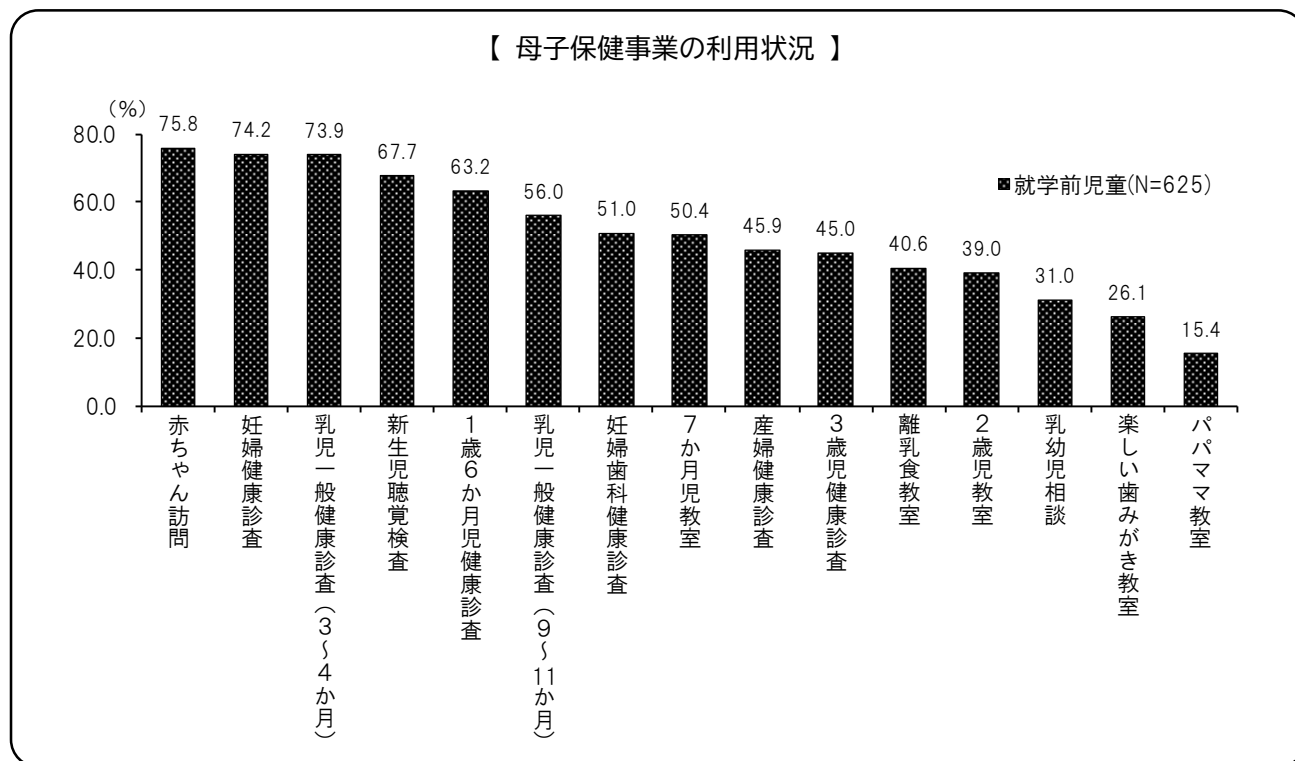
【 育児休業を取得しなかった理由 】



6 妊娠期からの母子保健事業について

(1) 母子保健事業の利用状況

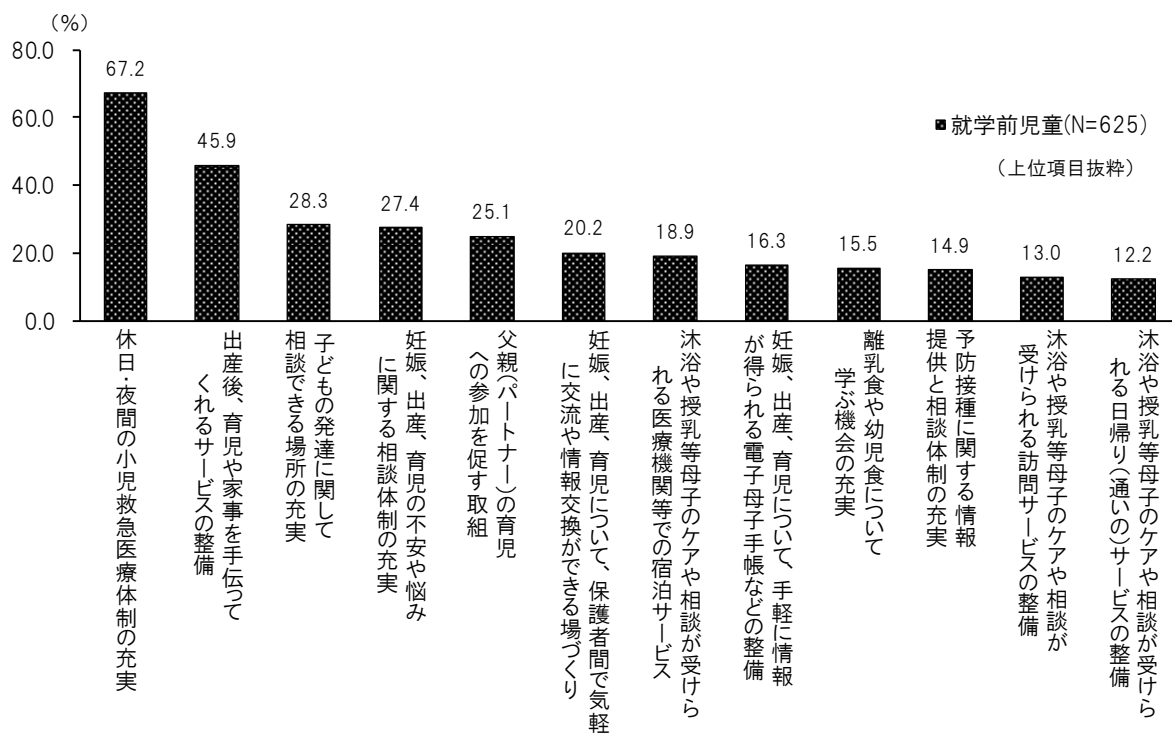
- 母子保健事業の利用は「赤ちゃん訪問」をはじめ「妊婦健康診査」や「乳児一般健康診査（3～4か月）」などが7割以上と多くみられます。



(2) 市が力を入れるべき母子保健事業について

- 市が力を入れるべき母子保健事業については「休日・夜間の小児救急医療体制の充実」が最も多く、次いで「出産後、育児や家事を手伝ってくれるサービスの整備」「子どもの発達に関して相談できる場所の充実」などが求められています。

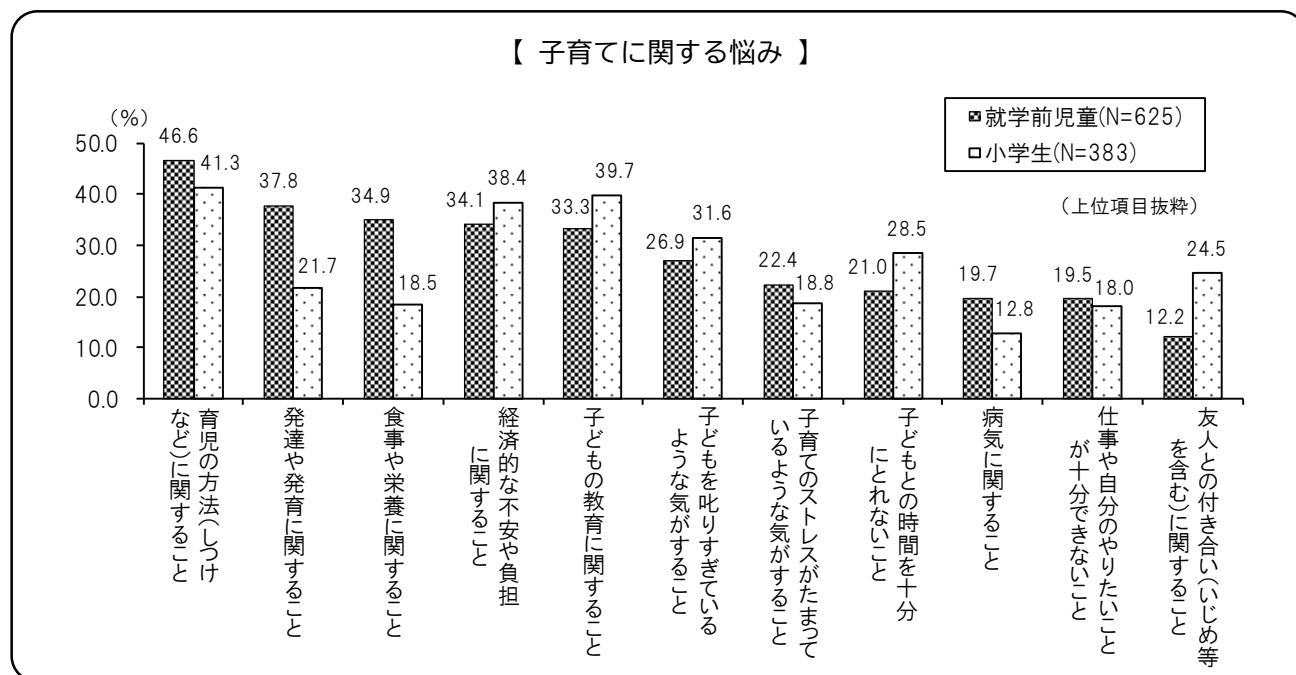
【市が力を入れるべき母子保健事業】



7 子育て支援施策について

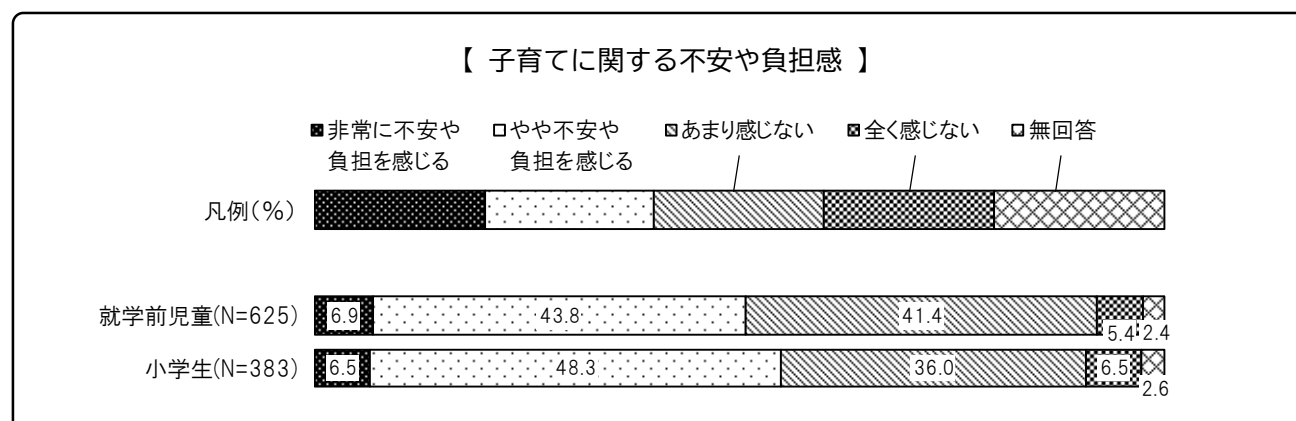
(1) 子育てに関する悩みなどについて

- 就学前児童保護者では、育児の方法（しつけなど）をはじめ、子どもの発達や発育、食事や栄養、経済的な不安などが、悩みとして上位に回答されています。小学生保護者では就学前児童に比べて、特に友人との付き合い（いじめ等）に関する悩みが多くみられます。



(2) 子育てに関する不安や負担感について

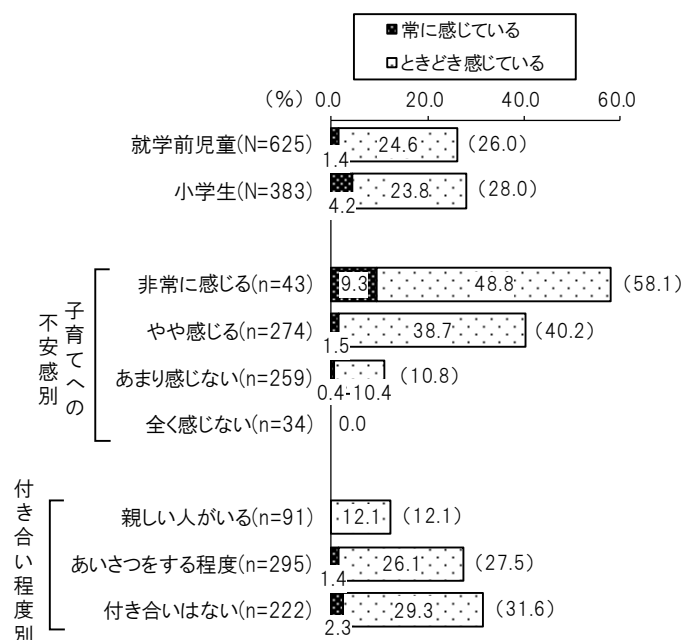
- 就学前児童、小学生保護者共に約半数が、子育てに不安や負担を感じると回答しています。



(3) 孤立感について

- 就学前児童、小学生保護者共に、3割近くが孤立を感じています。特に子育てに不安を感じる人や近所付き合いが薄い人ほど孤立を感じる割合が高くなっています。

【 孤立感 】



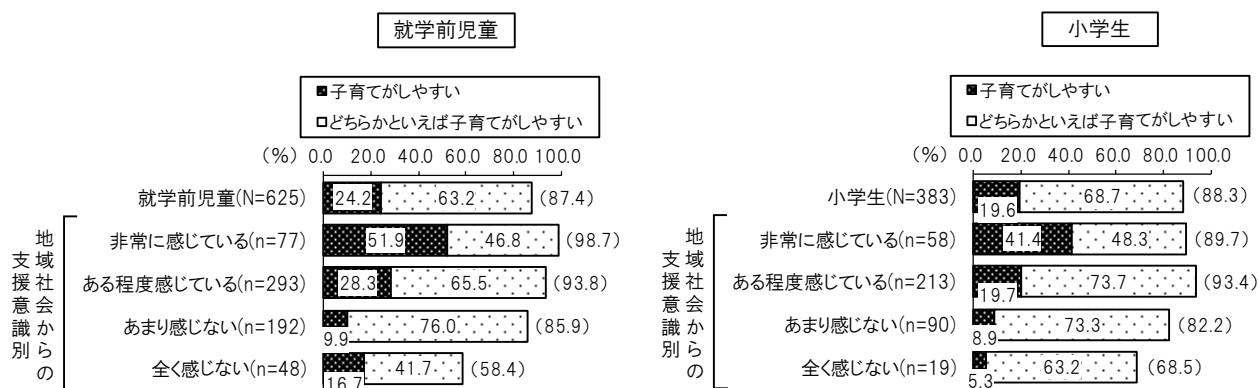
注1：() 内数値は合計値

注2：「子育てへの不安感別」「付き合い程度別」は就学前児童

(4) 子育てのしやすさについて

- 東温市が子育てをしやすいと感じる人は、就学前児童、小学生保護者共に約9割となっており、特に地域社会から支援意識を感じている人ほど子育てをしやすいと感じる人も多い傾向にあります。

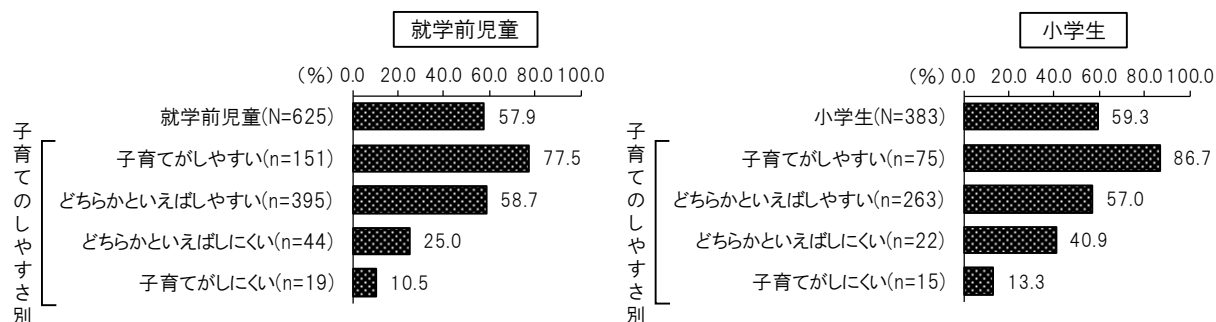
【 子育てのしやすさ 】



注：() 内数値は合計値

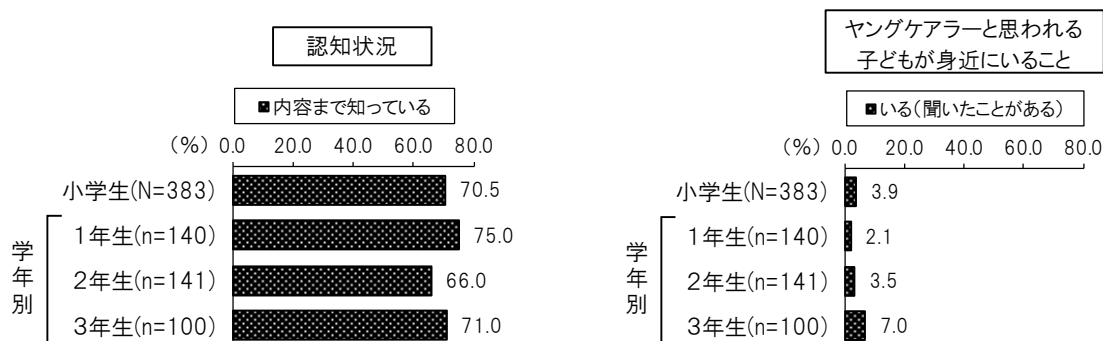
- これからも東温市に住み続けたいと思う人は、就学前児童、小学生保護者共に約6割となっており、子育てしやすいまちだと感じる人ほど東温市に住み続けたいという人も多く、相関性がうかがえます。

【「東温市に住み続けたい」人の割合】



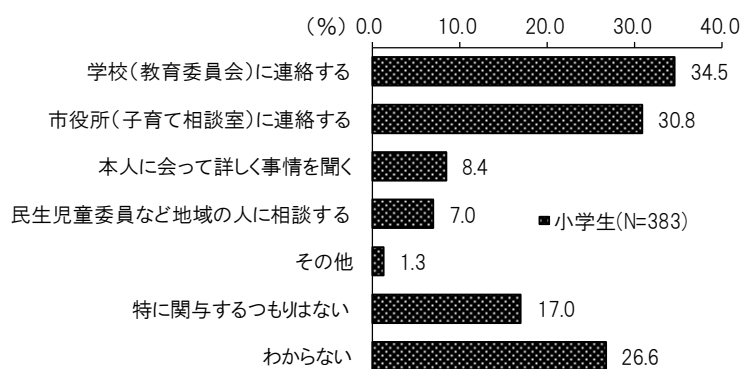
- ヤングケアラーについて、小学生保護者の7割が内容まで知っており、ヤングケアラーと思われる子どもが身近にいる人も僅かながら回答されています。

【ヤングケアラーについて】



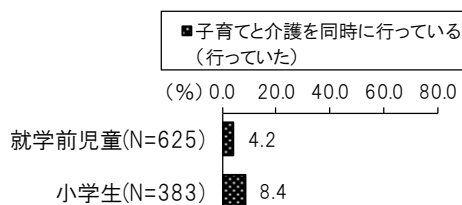
- ヤングケアラーへの対応については「学校(教育委員会)」や「市役所(子育て相談室)」への連絡が多くなっていますが、およそ4人に1人が「わからない」と回答しています。

【ヤングケアラーへの対応】

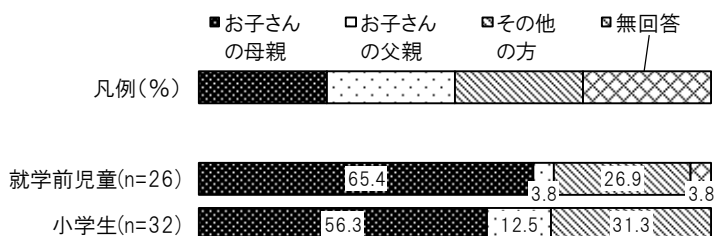


- 子育てと介護を同時に行うダブルケアの状況は、1割未満となっています。そのうち、大半が母親が行っていると回答しています。

【 ダブルケアの状況 】

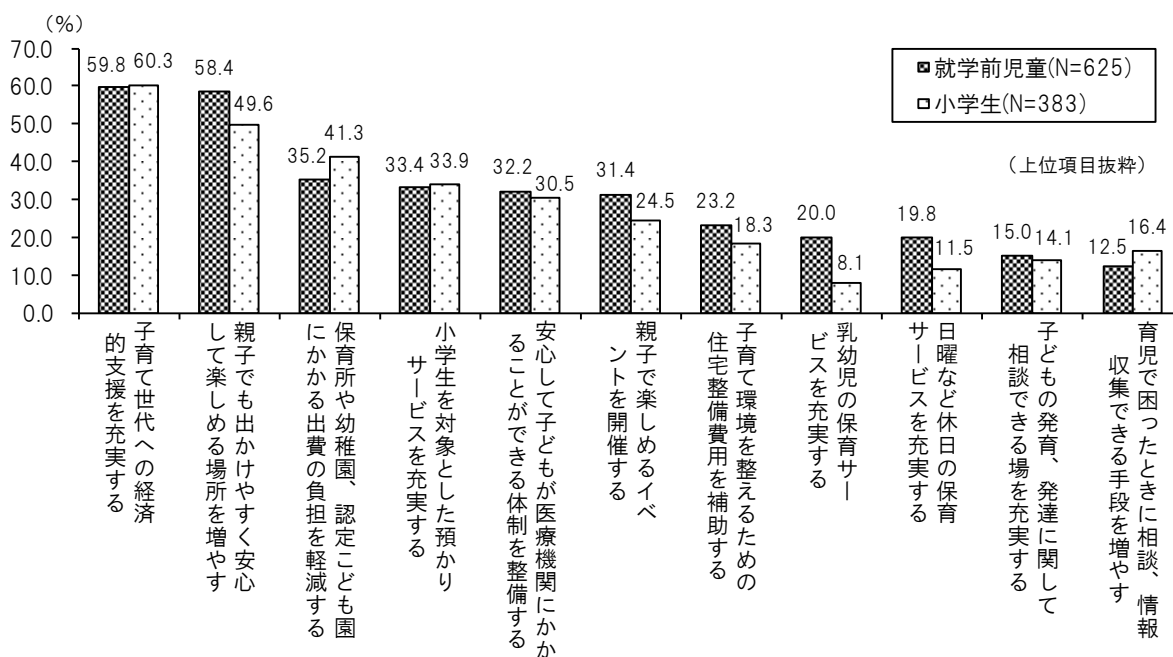


【 ダブルケアを行っている人 】



- 子育てしやすいまちにするために必要な支援として、就学前児童、小学生保護者共に、「経済的支援」「親子でも出かけやすく楽しめる場所」が上位に回答されています。

【 子育てしやすいまちにするために必要だと思う支援 】

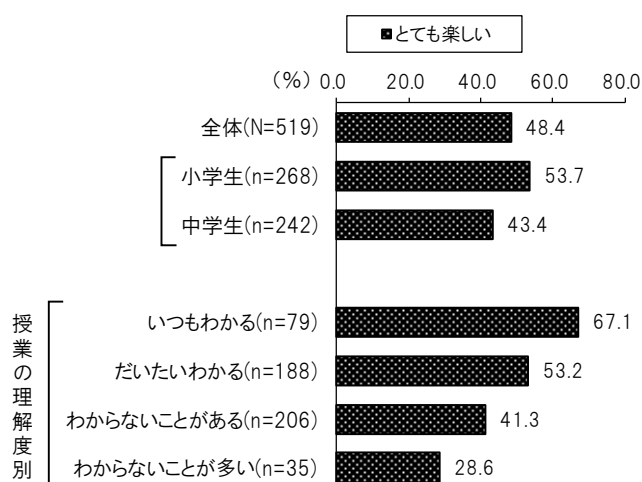


注：「保育所や幼稚園、認定こども園にかかる出費の負担を軽減する」の選択肢は、小学生では「小学校にかかる出費の負担を軽減する」となっている。

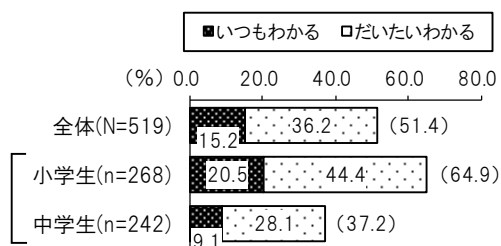
〔2〕小学生・中学生の生活についてのアンケート調査より

- 学校生活の楽しさについては、小学生で半数以上を占めており、授業の理解度と大きな相関性がうかがえます。
- 授業の理解度について、小学生は「いつもわかる」「だいたいわかる」の割合が中学生を大きく上回っています。

【 学校生活の楽しさ 】



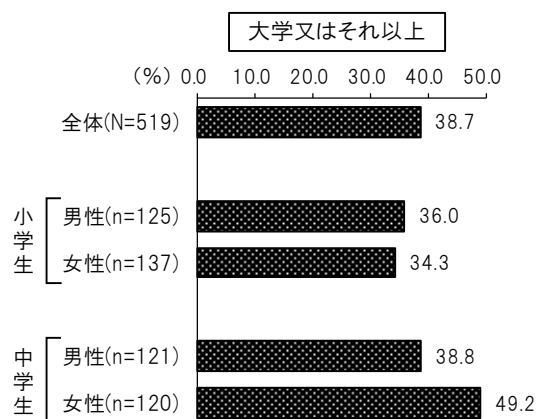
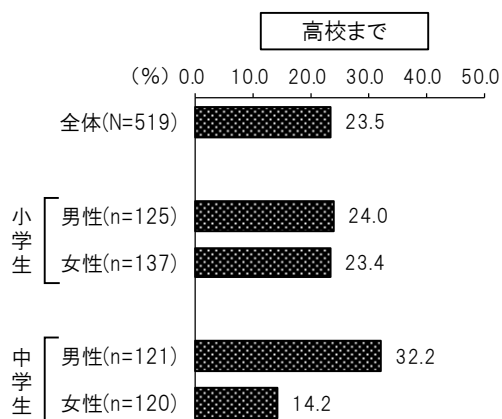
【 授業の理解度 】



注：（ ）内数値は合計値

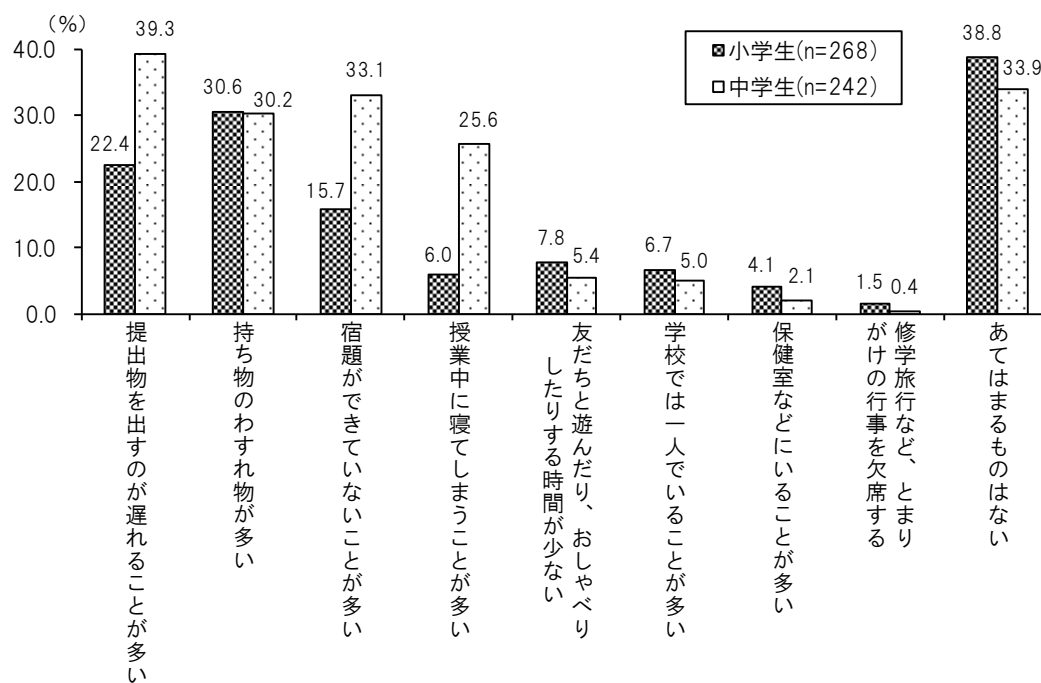
- 希望する進学先については、中学生の男性で「高校まで」、中学生の女性で「大学又はそれ以上」の割合が高くなっています。

【 希望する進学先 】



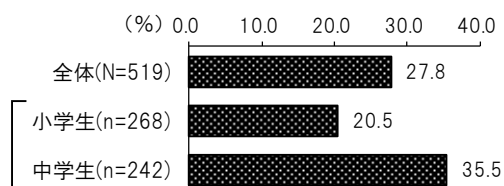
- ふだんの学校生活について、中学生は小学生に比べて「提出物を出すのが遅れることが多い」「宿題ができていないことが多い」「授業中に寝てしまうことが多い」の割合が高くなっています。

【 ふだんの学校生活について 】



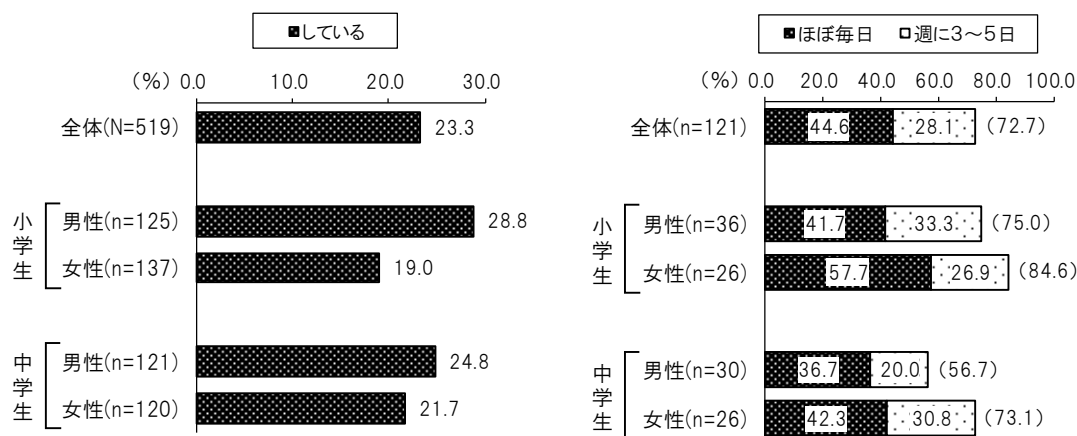
- スマートフォン等の使用時間について、中学生の3割以上が1日に3時間以上スマートフォン等を使用しており、小学生の使用時間を大きく上回っています。

【 スマートフォン等の使用時間（3時間以上合計） 】



- 家事や家族の世話をしている割合は、全体で2割程度となっており、小学生の男性で約3割と高くなっています。また、家事や家族の世話をする日数をみると、小学生の女性で「ほぼ毎日」が6割近くと高くなっています。

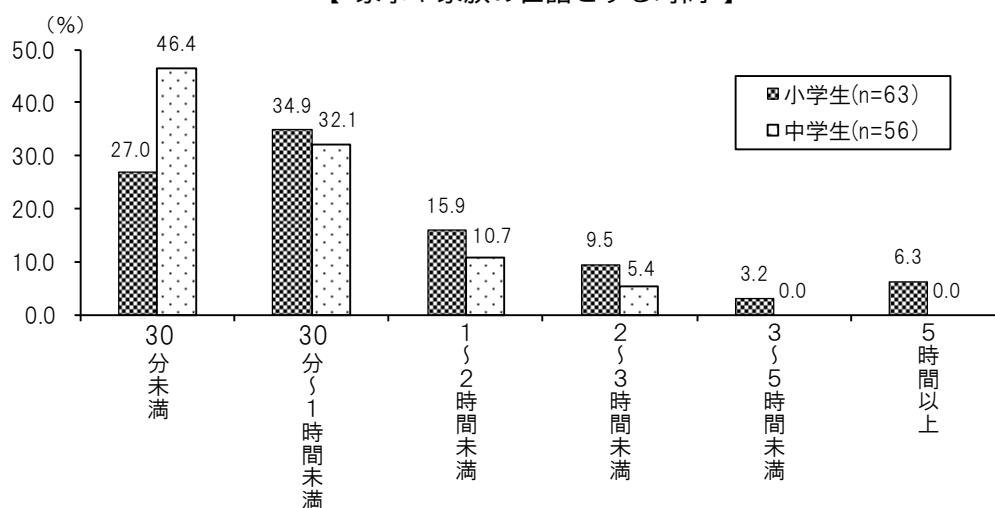
【 家事や家族の世話について 】



注：（ ）内数値は合計値

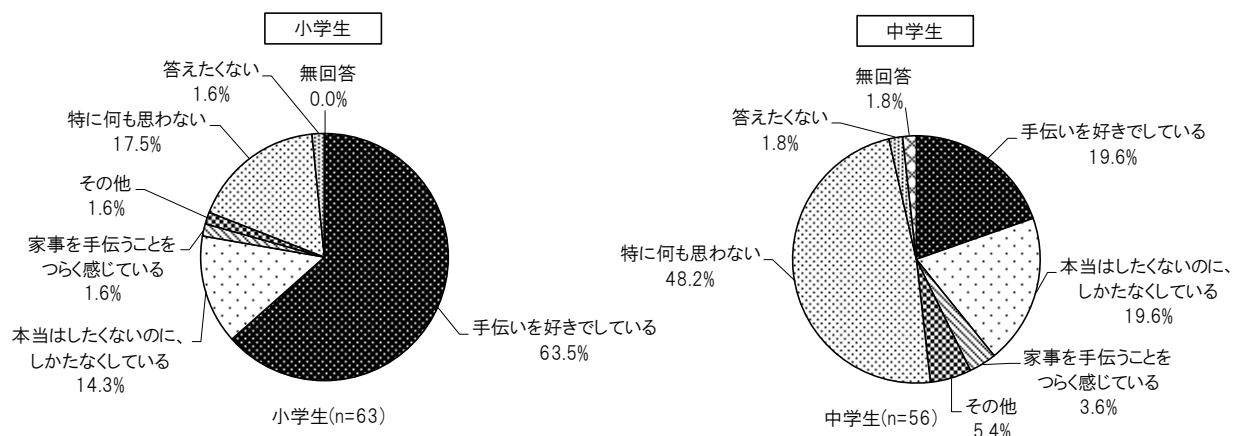
- 家事や家族の世話をする時間については、中学生で「30分未満」が半数近くと多くなっていますが、小学生では「30分～1時間未満」が多くなっています。また「3時間以上」と回答した児童も僅かながらみられます。

【 家事や家族の世話をする時間 】



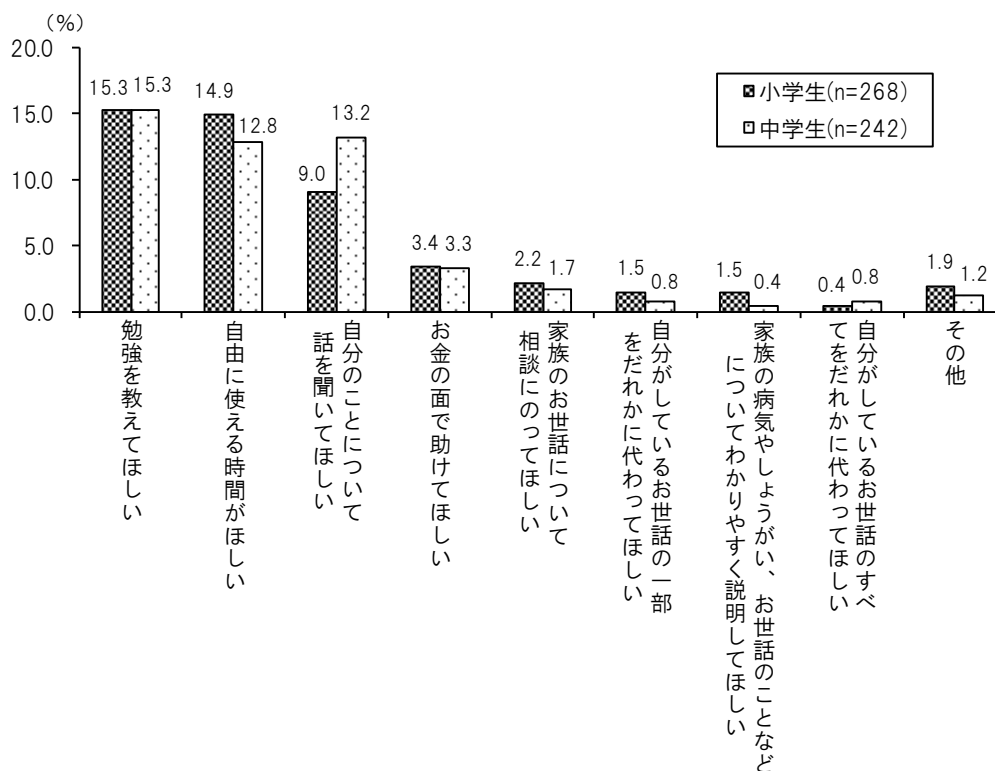
- 家事や家族の世話について「手伝いを好きでしている」割合は、小学生で6割以上、中学生で約2割となっていますが、「しかたなくしている」「つらく感じている」の合計は、小学生、中学生共に2割程度となっています。

【 家事や家族の世話に対する思い 】



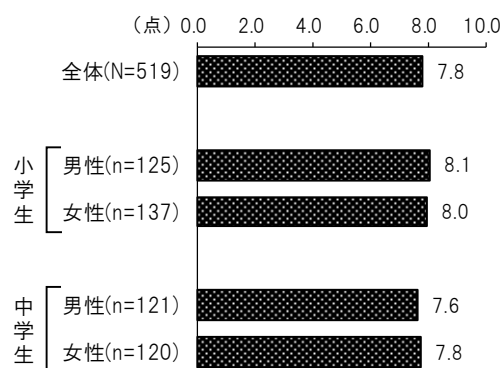
- 学校や大人に助けてほしいこととして、小学生、中学生共に「勉強を教えてほしい」「自由に使える時間がほしい」「自分のことについて話を聞いてほしい」が上位に回答されており、特に中学生で「自分のことについて話を聞いてほしい」の割合が高くなっています。

【 学校や大人に助けてほしいこと 】



○ 現在の生活の幸福度について、全体の平均点数は7.8点となっています。

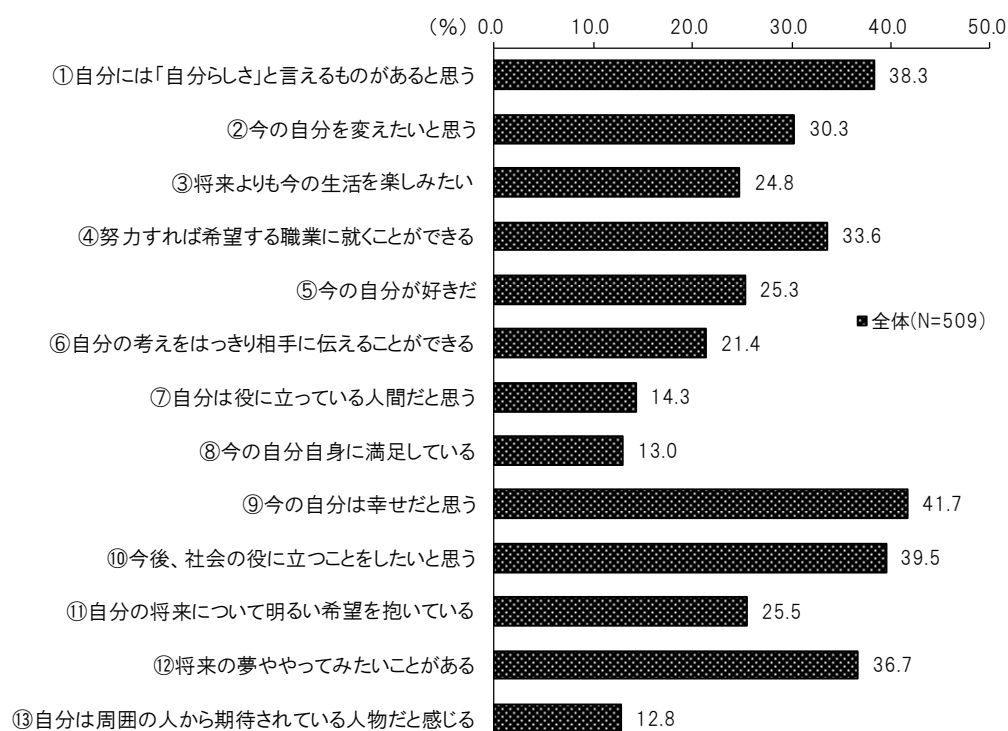
【 現在の生活の幸福度（平均点） 】



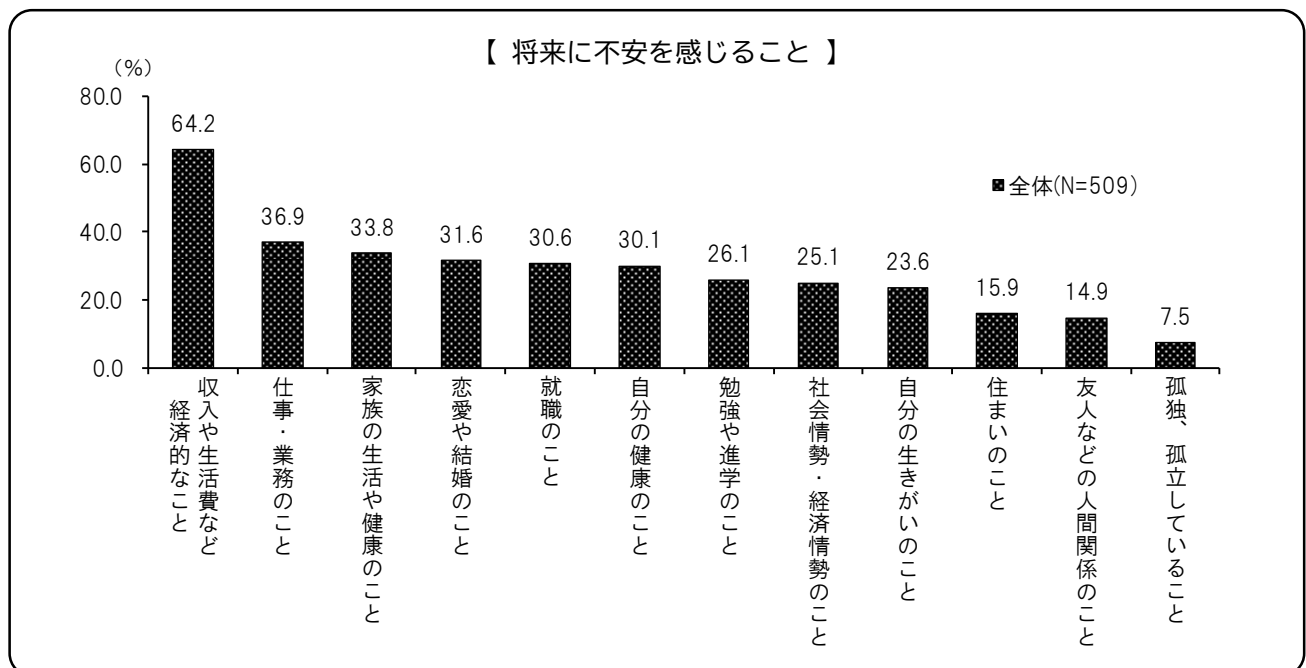
〔3〕 東温市市民の意識と生活に関するアンケート調査より（16 歳～29 歳の市民）

- 現在の思いや意識については「あてはまる」割合が高い順に「⑨ 今の自分は幸せだと思う」「⑩ 今後、社会の役に立つことをしたいと思う」「① 自分には自分らしさと言えるものがあると思う」「⑫ 将来の夢ややってみたいことがある」などの順となっています。

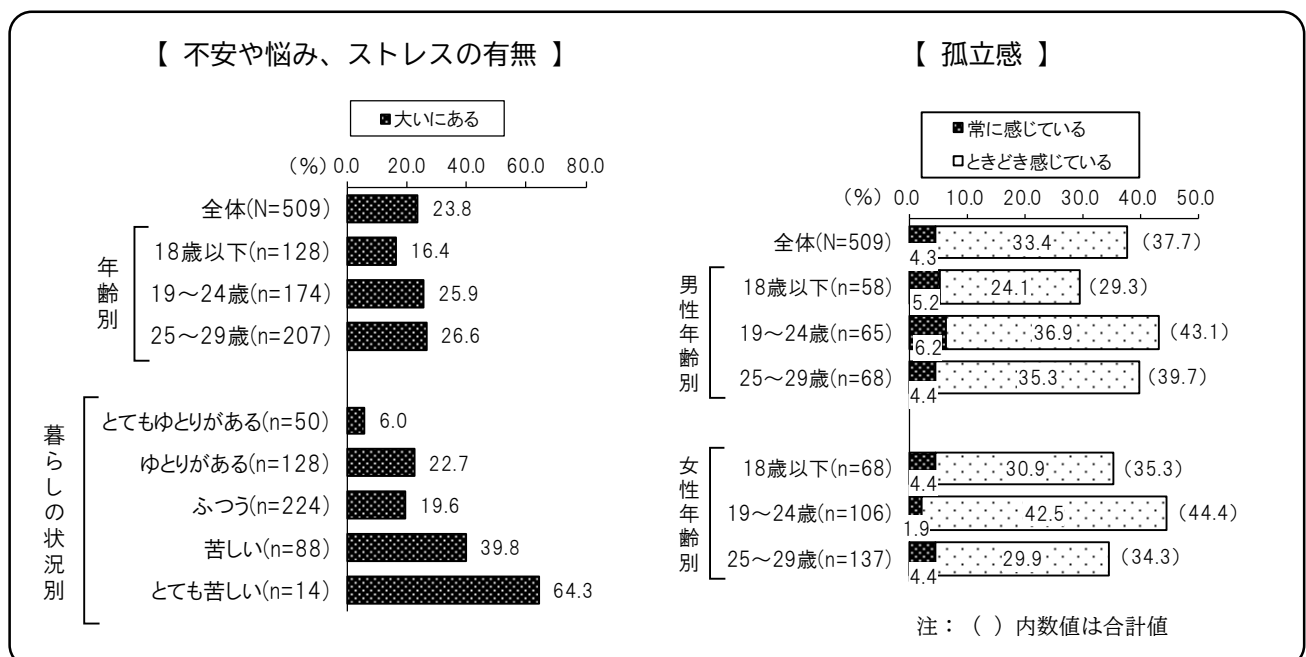
【 現在の思いや意識（「あてはまる」の割合） 】



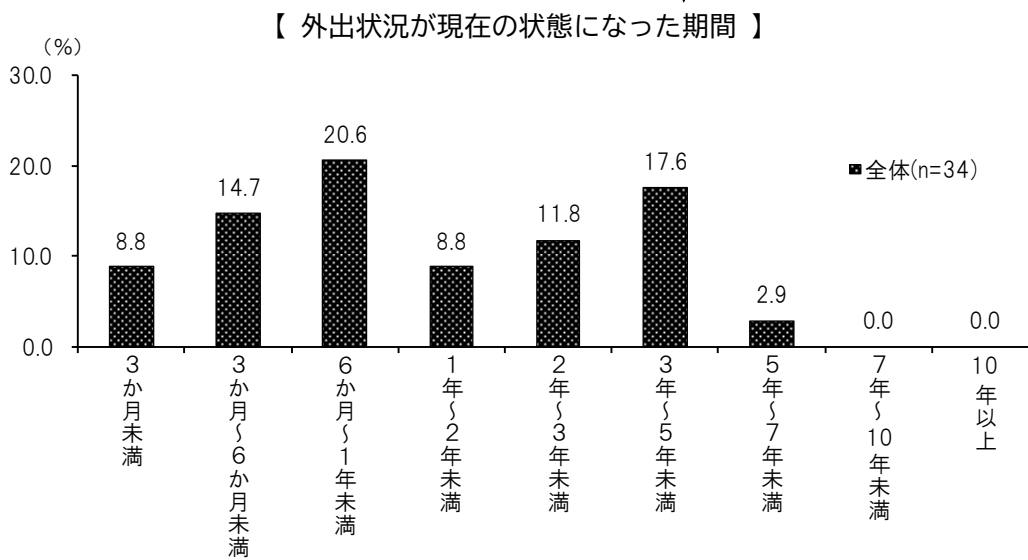
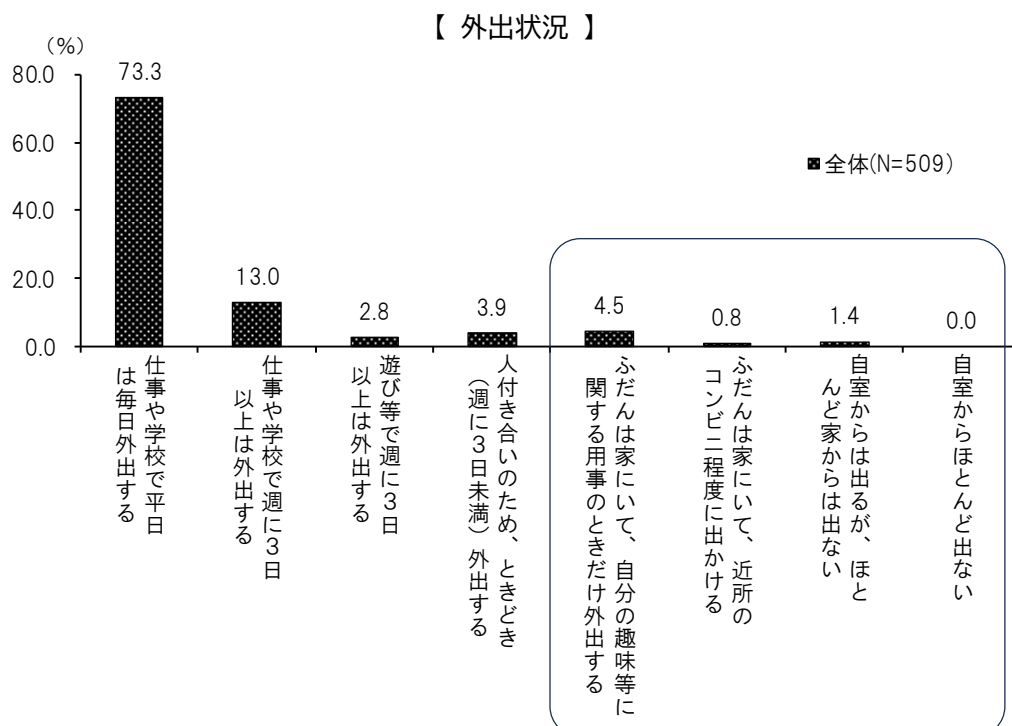
- 将来への不安については「収入や生活費など経済的なこと」を筆頭に「仕事・業務のこと」「家族の生活や健康のこと」「恋愛や結婚のこと」などの順となっており、経済的な不安が上位に回答されています。



- 不安や悩み、ストレスについては、年齢が上がるほど、また、暮らしが苦しい層ほどストレスを抱えている若者が多くなっています。
- 孤立感については、男女共に 19～24 歳で孤立を感じる割合が高い傾向にあります。

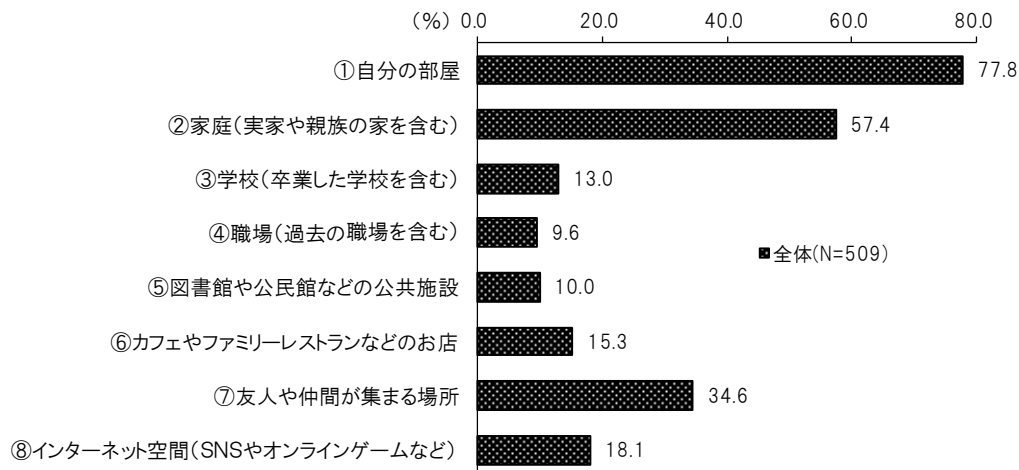


- 外出状況については、大半が「仕事や学校で平日は毎日外出する」と回答していますが、外出をしない人において、その期間が「5年以上」に上る人もみられます。



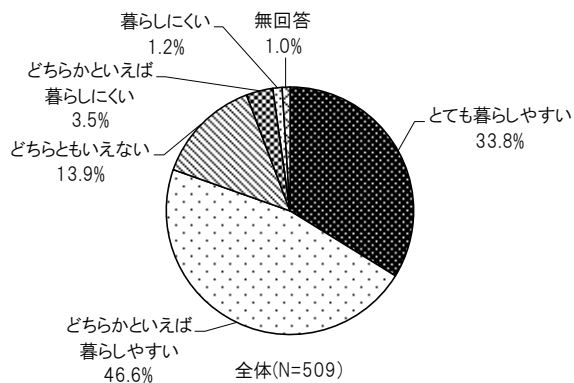
- 「居心地の良い場所」について「あてはまる」の割合が高い順に「① 自分の部屋」「② 家庭（実家や親族の家を含む）」「⑦ 友人や仲間が集まる場所」の順となっています。

【 居心地の良い場所（「あてはまる」の割合） 】

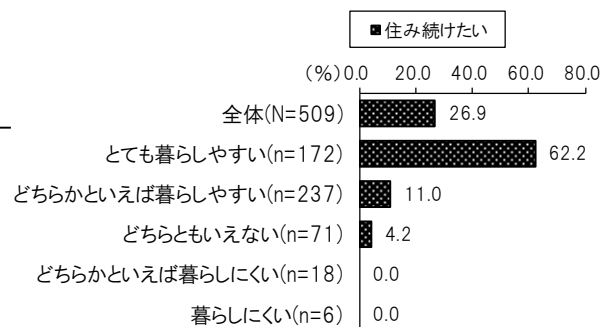


- 東温市を「暮らしやすい」と考える人は8割みられます。また、およそ4人に1人が東温市に「住み続けたい」と回答していますが、暮らしやすさの評価が高い人ほどその割合も高い傾向にあります。

【 東温市の暮らしやすさ 】

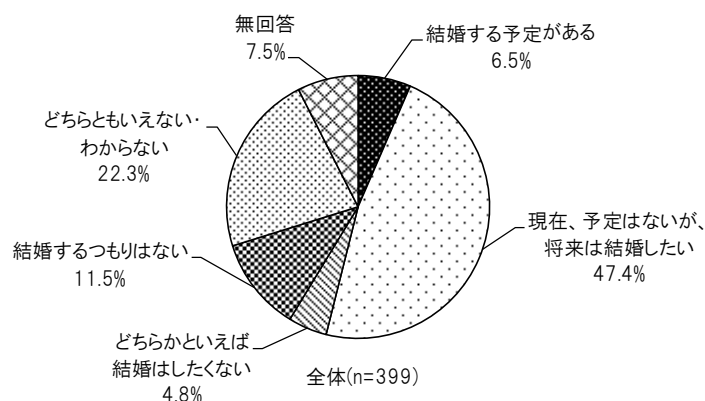


【 永住意向 】



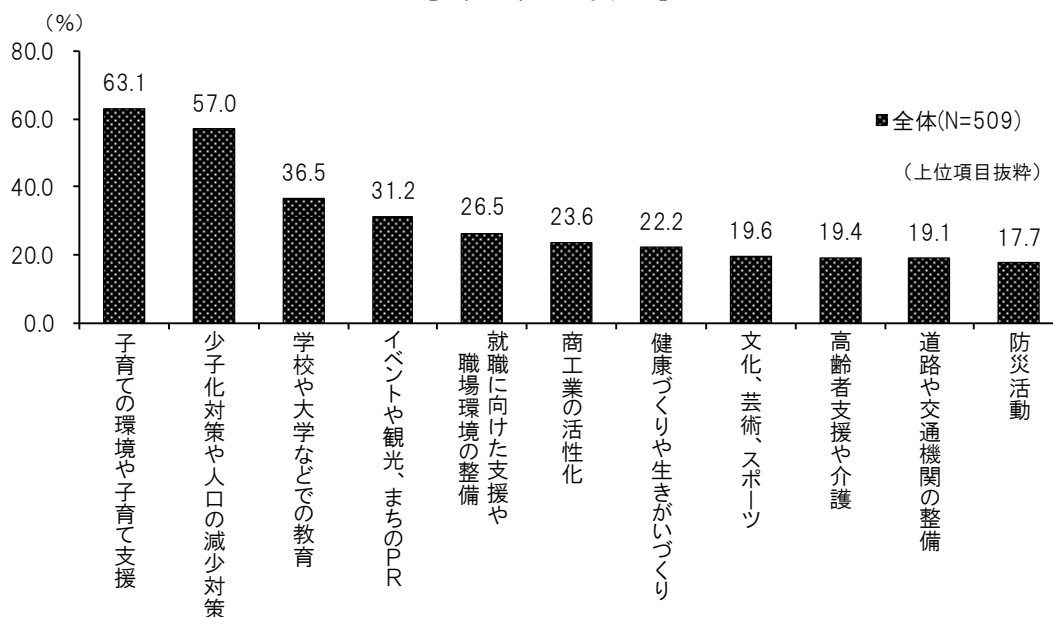
- 結婚については、半数近くが「現在、予定はないが、将来は結婚したい」と回答していますが「どちらかといえば結婚はしたくない」「結婚するつもりはない」の合計は16.3%となっています。

【 結婚の予定 】



- 市に取り組んでももらいたいことについては「子育ての環境や子育て支援」を筆頭に「少子化対策や人口の減少対策」「学校や大学などでの教育」「イベントや観光、まちのPR」などの順となっています。

【 東温市への要望 】



【4】現状分析から読み取れる本市の課題

公的資料等統計データの分析や第2期計画の取組内容、アンケート調査結果から読み取れる、こども施策に関する本市の課題を整理しました。

1 子育て支援の提供基盤の整備

本市における女性の就業率は近年上昇傾向にあり、アンケート調査結果では、子どもの成長に伴い就労する母親が増えている傾向が顕著にみられ、就労に対するニーズも高い状況です。保育ニーズに応じた適切な保育サービスの受け入れ体制の整備とともに、多様な保育サービスの展開により、安心して子どもを預けることができる環境づくりが必要です。また、それに伴い、延長保育や休日保育、病児保育などの多様な保育サービスの充実が必要です。

2 地域における子育て支援施策の充実

アンケート調査結果では、小学生の保護者において、現在、就労しておらず「すぐにでも働きたい」と考える母親は4割以上みられます。今後の放課後児童クラブに対するニーズは、引き続き高いことが想定されます。継続的にクラブの安定した運営ができるよう、支援員の確保や放課後子ども教室との一体的な実施など、多様な運営の在り方を検討する必要があります。また、地域子育て支援センター等における相談支援や情報提供の充実など、地域における子育て支援機能の強化が必要です。

3 安心して生み育てることができる環境づくり

母子保健に関する、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援の充実が必要であるとともに、子育て支援情報の提供、小児医療体制の充実など、安心して生み、育てることができる環境の整備が必要です。また、健やかな身体と豊かな人間性を育むことができるよう、望ましい食習慣や生活習慣を身に付ける食育の推進が必要です。

4 学ぶ力と子育て力を高める環境づくり

児童・生徒の更なる能力の向上を目指し、英語力の向上をはじめ、体験活動の推進など、児童・生徒一人一人の能力を伸ばし、個性を発揮できる環境づくりの充実が必要です。また、子どもの心豊かな成長を育むため、子育て力を高める家庭教育の推進が必要です。

5 子どもが安全に生活できる環境の整備

子どもが安全に生活できるよう、警察や関係機関と連携し、地域の実態に即した交通規制をはじめ、公園の安全の確保など、子育てを支援する生活環境の継続的な整備が必要です。

6 仕事と家庭生活の調和の推進

本市が推進している男女共同参画施策との連携により、子育て家庭における多様な働き方の在り方や性別にかかわらず育児休業や介護休業を取得しやすい環境づくりなど、様々な手段を活用した啓発活動の充実とともに、ワーク・ライフ・バランス（仕事と家庭生活の調和）の推進が必要です。

7 安全・安心な生活環境づくり

子どもを交通事故から守るための取組をはじめ、子どもが犯罪等に遭わないようソフト、ハードの両面から取り組む防犯対策など、子育て世帯が安心して子育てを行うことができるよう、子どもの生活環境づくりや子どもを見守る体制づくりが必要です。

8 配慮が必要な子どもへの継続的な支援の充実

児童虐待など、複雑なケースへの対応やひとり親家庭が抱える悩みや困りごとなど、家庭の事情に応じた相談への対応、障がいのある子どもへの適切な福祉サービスの提供など、配慮が必要な子どもへのきめ細かな支援が必要です。

9 経済的困難にある子どもへの支援

経済的に困難な状態にある家庭やその子どもに気づき、早期の対応を図るため、保育所、幼稚園、認定こども園や学校など、関係機関が連携し、支援を必要とする子どもや家庭に対して適切な支援が行き届くよう、多様な支援体制づくりが必要です。

10 若者への多様な支援の充実

若者に対するアンケート調査結果では、東温市を「とても暮らしやすい」と思う若者ほど、東温市に「住み続けたい」と回答しており「暮らしにくい」と思う人との大きな差がみられます。また、現在、未婚の若者における今後の結婚希望者は、予定者も含めて過半数を占めています。本市に暮らす若者の、今後の生活の安定に向けて、就労への支援をはじめ、自主的に活動や活躍ができる居場所づくりの検討など、若者への多様な支援体制づくりが求められています。

第3章 計画の基本的な考え方

【1】基本理念

第2期計画においては、その基本理念を「緑あふれる東温で 子どもの笑顔をさかせよう」と定め、本市に暮らす全ての子どもが元気に学び、育ち、成長することで、子ども自身の誇りや地元への愛着心につながることを目指して、これまで様々な施策を推進してきました。

この度、本計画においては「第2期計画」で取り組んできた施策を含む「こども計画」へと、支援対象を拡大し、更なる施策の充実を図ることになります。

第2期計画における基本理念は、国の「こども大綱」が目指す社会づくりにもつながるものであり、地域全体で子どもから若者、保護者など、全ての関わりのある人へ向けた施策の総合的な推進を図り、子どもが大きな夢を持って心豊かに成長し、誰もが自分らしく共に輝いて生きることができるまちづくりに向けて、この基本理念を継承します。

● 本計画の基本理念 ●

緑あふれる東温で 子どもの笑顔をさかせよう

【2】基本的な視点

本計画の基本理念の実現に向けて、子ども・子育て支援、そして若者に対する支援をまちづくりの中心に据えて、国の「こども大綱」に基づき、次の6つの基本的な視点を定め、様々な施策に取り組みます。

【 こども大綱における基本的な視点 】

1 こども・若者の最善の利益を図る	○ こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
2 当事者と対話しながらともに推進する	○ こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
3 ライフステージに応じて切れ目なく対応する	○ こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
4 貧困と格差の解消を図る	○ 良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
5 結婚・子育てに関する希望の形成	○ 若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろう）の打破に取り組む
6 関係機関との連携を重視する	○ 施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

【3】基本目標

「第2期計画」において位置付けた、こども・子育て支援施策の具体的取組は、その更なる充実を図ることで「第3期 東温市子ども・子育て支援事業計画」（以下「第3期計画」という。）として位置付けます。

本計画は、その「第3期計画」をはじめ「こどもの貧困対策推進計画」「子ども・若者計画」及びその他法令等で定めるこども施策に関する計画と一体的に策定する総合的な計画です。

本計画では、基本理念の実現に向けて、これまでの取組やアンケート調査結果から読み取れるニーズや課題などを踏まえ、次の10項目の基本目標を定め、施策を展開します。

基本目標1 乳幼児期の教育・保育の充実

教育・保育提供区域ごとに、計画期間における「教育・保育施設及び地域型保育事業による量の見込みと提供体制の確保の内容及び実施時期（確保方策）」を設定します。この事業計画に基づき、対象期間において必要な教育・保育施設の整備を計画的に推進し、安心して子育てできる環境の整備に努めます。

基本目標2 地域における子育ての支援

放課後児童クラブや放課後子ども教室など、子どもが安心して過ごせる居場所づくりをはじめ、地域における子育て支援サービスや多様な媒体を活用した子育て支援情報の提供など、多様化する保護者のニーズに対応できる環境づくりを推進します。

基本目標3 母性と乳幼児等の健康の確保及び増進

安心で安全な妊娠、出産及び乳幼児期の子育てを支援するとともに、親子の健康づくりに向けて、妊娠期からの切れ目のない支援を推進します。また、思春期における保健対策の推進や小児救急医療の充実に取り組みます。

基本目標4 子どもの心身の健やかな成長に向けた教育環境の整備

地域で活動する人材や子育て関係団体と連携し、児童・生徒が体験活動や触れ合い活動に参加し、心身の健全な育成を図るとともに、家庭教育について保護者が学べる機会の提供などにより、子育てに対する保護者の悩みや不安を軽減し、子育てに前向きに取り組めるよう支援します。

基本目標 5 子育てを支援する生活環境の整備

公共建築物の改修やバリアフリー化、ユニバーサルデザインの導入を進め、安心して遊べる公園の整備など、子どもにとって安全で快適な生活環境の確保に努めます。

基本目標 6 仕事と家庭生活との両立の推進

固定的な性別役割分担意識の払拭に向けて、男女共同参画に関する啓発活動を推進するとともに、性別にかかわらず育児休業や介護休業が取得しやすい環境づくりなど、ワーク・ライフ・バランス（仕事と家庭生活の調和）を推進します。

基本目標 7 子どもの安全の確保

子どもを交通事故や犯罪、いじめ等の被害から守るための活動や仕組みづくりの推進など、子どもの安全の確保を図るとともに、被害にあった子どもの保護、心のケアに取り組めます。

基本目標 8 専門的な知識及び技術を要する支援の推進

児童虐待の早期発見、早期対応に努めるとともに、ひとり親家庭や障がいのある子どもなど、配慮を必要としている子どもへの支援を推進します。

基本目標 9 子どもの貧困対策の推進（東温市子どもの貧困対策推進計画）

国の子どもの貧困対策や県の取組等と連携し、困難な生活環境にある子どもや家庭に対する支援の充実を図ります。本計画においては、基本目標 9 を「東温市子どもの貧困対策推進計画」として位置付けます。

基本目標 10 子ども・若者への支援対策の推進（東温市子ども・若者計画）

本市における全ての子ども、若者の健やかな育成に向けて、成長のための社会環境の整備や今後の生活の安定に向けた支援など、次代を担う若者への支援を推進します。本計画においては、基本目標 10 を「東温市子ども・若者計画」として位置付けます。

【4】施策の体系

○ 基本理念 ○

緑あふれる東温で 子どもの笑顔をさかせよう

1 乳幼児期の教育・保育の充実

基本施策1 教育・保育環境の充実
基本施策2 地域子ども・子育て支援事業

2 地域における子育ての支援

基本施策1 地域における子育て支援サービスの充実
基本施策2 子育て支援情報の提供
基本施策3 児童の健全育成
基本施策4 経済的な支援の充実

3 母性と乳幼児等の健康の確保及び増進

基本施策1 子どもや母親の健康の確保
基本施策2 「食育」の推進
基本施策3 思春期保健対策の充実
基本施策4 小児医療の充実
基本施策5 不妊に関する相談支援

4 子どもの心身の健やかな成長に向けた教育環境の整備

基本施策1 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備
基本施策2 家庭や地域の教育力の向上

5 子育てを支援する生活環境の整備

6 仕事と家庭生活との両立の推進

7 子どもの安全の確保

基本施策1 子どもの交通安全を確保するための活動の推進
基本施策2 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進
基本施策3 被害にあった子どもの保護の推進

8 専門的な知識及び技術を要する支援の推進

基本施策1 児童虐待防止対策の充実
基本施策2 ひとり親家庭の自立支援の推進
基本施策3 障がい児・医療的ケア児施策の充実

9 子どもの貧困対策の推進（「東温市子どもの貧困対策推進計画」）

10 子ども・若者への支援対策の推進（「東温市子ども・若者計画」）

第4章 施策の展開

基本目標1 乳幼児期の教育・保育の充実

1 教育・保育提供区域の考え方

「子ども・子育て支援法」及び国の指針に基づき、市町村は地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育施設の整備状況等を総合的に勘案して、教育・保育の提供区域を定めることとされています。

本市では、教育・保育施設の配置状況や子どもの人数等を総合的に勘案し、第2期計画に引き続き、小学校区を基礎単位として、次の3つの区域を教育・保育の提供区域として設定します。

A区域	川上小学校区、東谷小学校区、西谷小学校区
B区域	北吉井小学校区
C区域	南吉井小学校区、拝志小学校区、上林小学校区

2 見込量算出の考え方

「子ども・子育て支援法」では、全てのこどもの良質な成育環境を保障するとともに子育て家庭を社会全体で支援することを目的とし、今後5年間の教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の見込量とその確保方策について定めることとしています。

見込量の算出にあたっては、適切な教育・保育事業の提供ができるよう、本市の児童数の推移や教育・保育施設の配置状況等を考慮し、認定区分ごとに教育・保育の量の見込みを定めます。



基本施策1 教育・保育環境の充実

【市全体】

(単位：人)

		令和7(2025)年度				
		1号	2号	3号		
		3-5歳	3-5歳	合計	0歳	1-2歳
① 量の見込み	必要利用定員総数	189	386	281	70	211
確保方策	特定教育・保育施設※	500	464	230	56	174
	地域型保育事業	0	0	107	30	77
	その他	0	36	12	3	9
	② 合計	500	500	349	89	260
過不足(②-①)		311	114	68	19	49

		令和8(2026)年度				
		1号	2号	3号		
		3-5歳	3-5歳	合計	0歳	1-2歳
① 量の見込み	必要利用定員総数	172	361	277	71	206
確保方策	特定教育・保育施設	500	464	230	56	174
	地域型保育事業	0	0	107	30	77
	その他	0	36	12	3	9
	② 合計	500	500	349	89	260
過不足(②-①)		328	139	72	18	54

		令和9(2027)年度				
		1号	2号	3号		
		3-5歳	3-5歳	合計	0歳	1-2歳
① 量の見込み	必要利用定員総数	169	348	269	71	198
確保方策	特定教育・保育施設	500	464	230	56	174
	地域型保育事業	0	0	107	30	77
	その他	0	36	12	3	9
	② 合計	500	500	349	89	260
過不足(②-①)		331	152	80	18	62

※ 特定教育・保育施設：保育所や幼稚園、認定こども園で受ける教育・保育

		令和 10(2028)年度				
		1 号	2号	3号		
		3-5歳	3-5歳	合計	0歳	1-2歳
① 量の見込み	必要利用定員総数	148	317	272	71	201
確保方策	特定教育・保育施設	500	464	230	56	174
	地域型保育事業	0	0	107	30	77
	その他	0	36	12	3	9
	② 合計	500	500	349	89	260
過不足(②-①)		352	183	77	18	59

		令和 11(2029)年度				
		1 号	2号	3号		
		3-5歳	3-5歳	合計	0歳	1-2歳
① 量の見込み	必要利用定員総数	142	312	271	71	200
確保方策	特定教育・保育施設	500	464	230	56	174
	地域型保育事業	0	0	107	30	77
	その他	0	36	12	3	9
	② 合計	500	500	349	89	260
過不足(②-①)		358	188	78	18	60



【 A区域（川上、西谷、東谷小学校区） 】

確保方策 の内容	【 特定教育・保育施設について 】 ○ 需要の状況に応じて他区域での受け入れ調整を行います。 ○ 「学校等施設長寿命化計画」「保育所改修基本計画」に基づき施設の改修に努めます。その他、施設の効果的な活用、防犯や災害等に備えるために随時検討しながら改修を行います。（こども・子育て支援事業債） ○ 区域内の適正な施設数について、検討を進めます。 ○ 職場環境の改善やSNSを活用したPR、募集などを図り、保育士の確保に努めます。 ○ 保育の需要に応じて公立施設の民営化を検討します。 【 地域型保育事業等について 】 ○ 小規模保育事業及び事業所内保育事業については、需要の状況に応じて、公募による民間事業者の参入の促進を図ります。

（単位：人）

		令和7(2025)年度				
		1号	2号	3号		
		3-5歳	3-5歳	合計	0歳	1-2歳
① 量の見込み	必要利用定員総数	67	87	70	16	54
確保方策	特定教育・保育施設	245	90	40	10	30
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
	(C地区利用)	0	0	30	6	24
	その他	0	0	0	0	0
	② 合計	245	90	70	16	54
過不足(②-①)		178	3	0	0	0

		令和8(2026)年度				
		1号	2号	3号		
		3-5歳	3-5歳	合計	0歳	1-2歳
① 量の見込み	必要利用定員総数	62	82	64	17	47
確保方策	特定教育・保育施設	245	90	40	10	30
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
	(C地区利用)	0	0	24	7	17
	その他	0	0	0	0	0
	② 合計	245	90	64	17	47
過不足(②-①)		183	8	0	0	0

		令和9(2027)年度				
		1号	2号	3号		
		3-5歳	3-5歳	合計	0歳	1-2歳
① 量の見込み	必要利用定員総数	65	86	56	16	40
確保方策	特定教育・保育施設	245	90	40	10	30
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
	(C地区利用)	0	0	16	6	10
	その他	0	0	0	0	0
	② 合計	245	90	56	16	40
過不足(②-①)		180	4	0	0	0

		令和10(2028)年度				
		1号	2号	3号		
		3-5歳	3-5歳	合計	0歳	1-2歳
① 量の見込み	必要利用定員総数	56	76	55	16	39
確保方策	特定教育・保育施設	245	90	40	10	30
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
	(C地区利用)	0	0	15	6	9
	その他	0	0	0	0	0
	② 合計	245	90	55	16	39
過不足(②-①)		189	14	0	0	0

		令和11(2029)年度				
		1号	2号	3号		
		3-5歳	3-5歳	合計	0歳	1-2歳
① 量の見込み	必要利用定員総数	50	67	53	16	37
確保方策	特定教育・保育施設	245	90	40	10	30
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
	(C地区利用)	0	0	13	6	7
	その他	0	0	0	0	0
	② 合計	245	90	53	16	37
過不足(②-①)		195	23	0	0	0

【 B区域（北吉井小学校区） 】

確保方策 の内容	【 特定教育・保育施設について 】 ○ 需要の状況に応じて他区域での受け入れ調整を行います。 ○ 「学校等施設長寿命化計画」「保育所改修基本計画」に基づき施設の改修に努めます。その他、施設の効果的な活用、防犯や災害等に備えるために随時検討しながら改修を行います。（こども・子育て支援事業債） ○ 職場環境の改善やSNSを活用したPR、募集などを図り、保育士の確保に努めます。 ○ 保育の需要に応じて公立施設の民営化を検討します。 【 地域型保育事業等について 】 ○ 小規模保育事業及び事業所内保育事業については、需要の状況に応じて、公募による民間事業者の参入の促進を図ります。

（単位：人）

		令和7(2025)年度				
		1号	2号	3号		
		3-5歳	3-5歳	合計	0歳	1-2歳
① 量の見込み	必要利用定員総数	47	165	101	24	77
確保方策	特定教育・保育施設	90	140	60	15	45
	地域型保育事業	0	0	56	17	39
	その他	0	27	8	2	6
	② 合計	90	167	124	34	90
過不足(②-①)		43	2	23	10	13

		令和8(2026)年度				
		1号	2号	3号		
		3-5歳	3-5歳	合計	0歳	1-2歳
① 量の見込み	必要利用定員総数	39	147	107	23	84
確保方策	特定教育・保育施設	90	140	60	15	45
	地域型保育事業	0	0	56	17	39
	その他	0	27	8	2	6
	② 合計	90	167	124	34	90
過不足(②-①)		51	20	17	11	6

		令和9(2027)年度				
		1号	2号	3号		
		3-5歳	3-5歳	合計	0歳	1-2歳
① 量の見込み	必要利用定員総数	36	136	112	24	88
確保方策	特定教育・保育施設	90	140	60	15	45
	地域型保育事業	0	0	56	17	39
	その他	0	27	8	2	6
	② 合計	90	167	124	34	90
過不足(②-①)		54	31	12	10	2

		令和10(2028)年度				
		1号	2号	3号		
		3-5歳	3-5歳	合計	0歳	1-2歳
① 量の見込み	必要利用定員総数	30	122	113	23	90
確保方策	特定教育・保育施設	90	140	60	15	45
	地域型保育事業	0	0	56	17	39
	その他	0	27	8	2	6
	② 合計	90	167	124	34	90
過不足(②-①)		60	45	11	11	0

		令和11(2029)年度				
		1号	2号	3号		
		3-5歳	3-5歳	合計	0歳	1-2歳
① 量の見込み	必要利用定員総数	33	131	113	23	90
確保方策	特定教育・保育施設	90	140	60	15	45
	地域型保育事業	0	0	56	17	39
	その他	0	27	8	2	6
	② 合計	90	167	124	34	90
過不足(②-①)		57	36	11	11	0

【 C区域（南吉井、拝志、上林小学校区） 】

確保方策の内容	【 特定教育・保育施設について 】 ○ 需要の状況に応じて他区域での受け入れ調整を行います。 ○ 「学校等施設長寿命化計画」「保育所改修基本計画」に基づき施設の改修に努めます。その他、施設の効果的な活用、防犯や災害等に備えるために随時検討しながら改修を行います。（こども・子育て支援事業債） ○ 南吉井保育所及び拝志保育所については、民営化や認定こども園化なども踏まえて施設の方向性を検討します。 ○ 区域内の適正な施設数について、検討を進めます。 ○ 職場環境の改善やSNSを活用したPR、募集などを図り、保育士の確保に努めます。 ○ 保育の需要に応じて公立施設の民営化を検討します。 【 地域型保育事業等について 】 ○ 小規模保育事業及び事業所内保育事業については、需要の状況に応じて、公募による民間事業者の参入の促進を図ります。

（単位：人）

		令和7(2025)年度				
		1号	2号	3号		
		3-5歳	3-5歳	合計	0歳	1-2歳
① 量の見込み	必要利用定員総数	75	134	110	30	80
確保方策	特定教育・保育施設	165	234	130	31	99
	地域型保育事業	0	0	51	13	38
	（A地区から受入）	0	0	-30	-6	-24
	その他	0	9	4	1	3
	② 合計	165	243	155	39	116
過不足(②-①)		90	109	45	9	36

		令和8(2026)年度				
		1号	2号	3号		
		3-5歳	3-5歳	合計	0歳	1-2歳
① 量の見込み	必要利用定員総数	71	132	106	31	75
確保方策	特定教育・保育施設	165	234	130	31	99
	地域型保育事業	0	0	51	13	38
	（A地区から受入）	0	0	-24	-7	-17
	その他	0	9	4	1	3
	② 合計	165	243	161	38	123
過不足(②-①)		94	111	55	7	48

		令和9(2027)年度				
		1号	2号	3号		
		3-5歳	3-5歳	合計	0歳	1-2歳
① 量の見込み	必要利用定員総数	68	126	101	31	70
確保方策	特定教育・保育施設	165	234	130	31	99
	地域型保育事業	0	0	51	13	38
	(A地区から受入)	0	0	-10	0	-10
	その他	0	9	4	1	3
	② 合計	165	243	175	45	130
過不足(②-①)		97	117	74	14	60

		令和10(2028)年度				
		1号	2号	3号		
		3-5歳	3-5歳	合計	0歳	1-2歳
① 量の見込み	必要利用定員総数	62	119	104	32	72
確保方策	特定教育・保育施設	165	234	130	31	99
	地域型保育事業	0	0	51	13	38
	(A地区から受入)	0	0	-15	-6	-9
	その他	0	9	4	1	3
	② 合計	165	243	170	39	131
過不足(②-①)		103	124	66	7	59

		令和11(2029)年度				
		1号	2号	3号		
		3-5歳	3-5歳	合計	0歳	1-2歳
① 量の見込み	必要利用定員総数	59	114	105	32	73
確保方策	特定教育・保育施設	165	234	130	31	99
	地域型保育事業	0	0	51	13	38
	(A地区から受入)	0	0	-13	-6	-7
	その他	0	9	4	1	3
	② 合計	165	243	172	39	133
過不足(②-①)		106	129	67	7	60

基本施策2 地域子ども・子育て支援事業

【 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み 】

		単位	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
時間外保育事業 (延長保育)		人	294	298	302	306	310
放課後児童 健全育成事業	低学年	人	415	401	389	387	369
	高学年	人	123	121	117	117	109
子育て短期 支援事業	ショート ステイ	人日	40	42	44	46	48
	トワイライト ステイ	人日	2	2	2	2	2
地域子育て支援拠点事業		人回	8,335	8,252	8,169	8,087	8,006
一時預かり事業	幼稚園	人日	19,561	18,974	18,405	17,853	17,317
	幼稚園 以外	人日	1,207	907	916	925	934
病児・病後児保育事業		人日	565	576	588	600	612
ファミリー・サポート・センター 事業		人日	696	710	724	738	753
妊婦健診事業		人回	2,157	2,179	2,145	2,145	2,145
乳児家庭全戸訪問事業		件	190	192	189	189	189
養育支援訪問事業		件	48	48	47	47	47
利用者支援 事業	基本型	か所	1	1	1	1	1
	こども家庭 センター型	か所	1	1	1	1	1
	地域子育て 相談機関	か所	0	3	3	3	3
実費徴収に係る補足給付を 行う事業		件	7	7	7	7	7
子育て世帯訪問支援事業		人日	48	48	58	70	70
妊婦等包括相談支援事業		人	190	192	189	189	189
乳児等通園 支援事業 (こども誰でも 通園制度)	0歳児	人	0	108	108	108	108
	1歳児	人	0	120	120	120	120
	2歳児	人	0	120	120	120	120
産後ケア事業		人日	30	28	28	27	27

注：人日とは、1人が1日利用した場合の単位となります。1人が宿泊で1泊利用した場合は2人日となります。

(1) 時間外保育事業（延長保育）

事業内容	保育所が通常の保育時間を超えて行う保育サービスです。
提供体制	A区域（川上、西谷、東谷） B区域（北吉井） C区域（南吉井、拝志、上林）
確保方策の内容	○ 既存の施設（双葉保育所、南吉井保育所、南吉井第二保育所、拝志保育所、川内保育園、認定こども園北吉井幼稚園、市内の民間事業所）で引き続き実施します。

【市全体】

	単位	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
① 量の見込み	人	294	298	302	306	310
② 確保方策	人	294	298	302	306	310
過不足(②－①)	人	0	0	0	0	0

【A区域（川上、西谷、東谷）】

	単位	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
① 量の見込み	人	71	72	73	74	75
② 確保方策	人	71	72	73	74	75
過不足(②－①)	人	0	0	0	0	0

【B区域（北吉井）】

	単位	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
① 量の見込み	人	92	94	96	98	100
② 確保方策	人	92	94	96	98	100
過不足(②－①)	人	0	0	0	0	0

【C区域（南吉井、拝志、上林）】

	単位	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
① 量の見込み	人	131	132	133	134	135
② 確保方策	人	131	132	133	134	135
過不足(②－①)	人	0	0	0	0	0

(2) 放課後児童健全育成事業

事業内容	就労等の理由により、昼間保護者のいない家庭の児童に対して、適切な遊びと生活の場として児童クラブを設置し、児童の健全な育成を図る事業です。
◆ 国の方針を踏まえた取組（放課後児童対策パッケージ参考）◆ ○ 場所の確保について 活動場所について、児童の一時的な増加に対し、学校等と連携、協議しながら、教室などの余裕部分を活用して場所の確保を行います。 ○ 人材の確保について 支援員の不足に対しては、新たな支援員等の確保に向けて、職場環境の改善及び仕事の見える化による周知の強化に取り組みます。さらに、職員の研修等を実施することで、支援員等の質の向上に努めます。 ○ 適切な利用調整について 長期休業中など一時的に児童数が増加する場合には、空きのある小規模クラブを勧めるなどの利用の調整を行います。 ○ 連携事業の推進について 放課後児童クラブと放課後子ども教室において、連携を推進しながら取り組みます。 ○ 配慮が必要な児童への対応について 特別な配慮が必要な児童に対しては、状況に応じて支援員の加配を行い、適切な対応を行います。 ○ 開所時間の拡充について 開所時間について、利用者のニーズを把握し、実態に応じた時間の拡充に努めます。	



【 市全体 】

	単位	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
① 量の見込み(合計)	人	538	522	506	504	478
1年生	人	163	162	160	169	147
2年生	人	144	136	127	124	132
3年生	人	108	103	102	94	90
4年生	人	66	73	66	67	61
5年生	人	37	32	35	33	31
6年生	人	20	16	16	17	17
② 確保方策(合計)	人	544	534	518	517	491
低学年	人	419	410	399	396	377
高学年	人	125	124	119	121	114
過不足(②－①) (合計)	人	6	12	12	13	13
低学年	人	4	9	10	9	8
高学年	人	2	3	2	4	5

提供体制	北吉井あおい組・はなみずき組
確保方策の内容	○ いわがらこども館内の専用室（２室）と専用施設（北吉井はなみずき組）で適切に運営を行うとともに、長期休業時等に２施設で対応が困難な場合は、いわがらこども館や北吉井小学校の余裕施設等を活用しながら見込み量を確保します。

	単位	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度	
① 量の見込み(合計)	人	219	211	203	203	178	
	1年生	人	81	66	67	75	49
	2年生	人	58	63	49	48	55
	3年生	人	42	43	47	36	35
	4年生	人	22	24	24	26	20
	5年生	人	11	10	11	12	13
	6年生	人	5	5	5	6	6
② 確保方策(合計)	人	219	211	203	203	178	
	低学年	人	181	172	163	159	139
	高学年	人	38	39	40	44	39
過不足(②－①) (合計)	人	0	0	0	0	0	
	低学年	人	0	0	0	0	0
	高学年	人	0	0	0	0	0

提供体制	南吉井すみれ組・たんぽぽ組
確保方策の内容	○ 南吉井小学校体育館内の専用室（２室）とよしいのこども館併設の専用室（３室）において適切に運営を行うとともに、長期休業時等の人数増加時は南吉井小学校の余裕教室を活用しながら見込み量を確保します。

	単位	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
① 量の見込み(合計)	人	179	177	174	171	175
	1年生	49	49	50	49	55
	2年生	40	44	41	40	41
	3年生	40	33	37	34	33
	4年生	27	32	26	29	27
	5年生	16	13	15	13	14
	6年生	7	6	5	6	5
② 確保方策(合計)	人	179	177	174	171	175
	低学年	129	126	128	123	129
	高学年	50	51	46	48	46
過不足(②－①) (合計)	人	0	0	0	0	0
	低学年	0	0	0	0	0
	高学年	0	0	0	0	0

提供体制	拝志ひまわりクラブ
確保方策の内容	○ 拝志小学校体育館内の専用室（１室）において適切に運営を行うとともに、長期休業時等の人数増加時は拝志小学校内の余裕施設を活用しながら見込み量を確保します。

	単位	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
① 量の見込み(合計)	人	25	23	26	26	19
	1年生	6	6	12	6	4
	2年生	7	6	5	11	5
	3年生	6	5	4	4	7
	4年生	4	4	3	3	2
	5年生	1	1	1	1	0
	6年生	1	1	1	1	1
② 確保方策(合計)	人	25	23	26	26	19
	低学年	19	17	21	21	16
	高学年	6	6	5	5	3
過不足(②－①) (合計)	人	0	0	0	0	0
	低学年	0	0	0	0	0
	高学年	0	0	0	0	0



提供体制	上林ささゆりクラブ
確保方策の内容	○ 上林集会所内の部屋において適切に運営を行うとともに、支援員の体制は拝志ひまわりクラブと統合するなどで整え、見込み量を確保します。

	単位	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
① 量の見込み(合計)	人	18	14	13	15	15
	1年生	1	4	3	5	2
	2年生	6	1	3	3	5
	3年生	1	3	1	3	3
	4年生	3	1	2	1	2
	5年生	2	3	1	2	1
	6年生	5	2	3	1	2
② 確保方策(合計)	人	18	14	13	15	15
	低学年	8	8	7	11	10
	高学年	10	6	6	4	5
過不足(②－①) (合計)	人	0	0	0	0	0
	低学年	0	0	0	0	0
	高学年	0	0	0	0	0

提供体制	川上くすのき児童クラブ
確保方策の内容	○ 専用施設（川上くすのき児童クラブ）において適切に運営を行い、見込み量を確保します。

	単位	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
① 量の見込み(合計)	人	73	79	72	72	74
	1年生	23	35	23	30	32
	2年生	24	19	27	17	22
	3年生	15	13	11	15	9
	4年生	7	8	7	6	8
	5年生	3	3	3	3	2
	6年生	1	1	1	1	1
② 確保方策(合計)	人	73	79	72	72	74
	低学年	62	67	61	62	63
	高学年	11	12	11	10	11
過不足(②－①) (合計)	人	0	0	0	0	0
	低学年	0	0	0	0	0
	高学年	0	0	0	0	0

提供体制	東谷さくら児童クラブ
確保方策の内容	○ 東谷小学校内の余裕教室を活用しながら、適切な運営により見込み量を確保します。

	単位	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
① 量の見込み(合計)	人	13	9	10	9	9
	1年生	人	1	1	2	3
	2年生	人	5	1	1	2
	3年生	人	3	3	1	1
	4年生	人	2	3	3	1
	5年生	人	1	1	3	1
	6年生	人	1	0	0	1
② 確保方策(合計)	人	15	15	15	15	15
	低学年	人	10	10	9	10
	高学年	人	5	5	6	5
過不足(②－①) (合計)	人	2	6	5	6	6
	低学年	人	1	5	5	4
	高学年	人	1	1	0	2

提供体制	西谷みどり児童クラブ
確保方策の内容	○ 西谷幼稚園内の余裕教室を活用しながら、適切な運営により見込み量を確保します。

	単位	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度	
① 量の見込み(合計)	人	11	9	8	8	8	
	1年生	人	2	1	3	1	2
	2年生	人	4	2	1	3	1
	3年生	人	1	3	1	1	2
	4年生	人	1	1	1	1	1
	5年生	人	3	1	1	1	1
	6年生	人	0	1	1	1	1
② 確保方策(合計)	人	15	15	15	15	15	
	低学年	人	10	10	10	10	10
	高学年	人	5	5	5	5	5
過不足(②－①) (合計)	人	4	6	7	7	7	
	低学年	人	3	4	5	5	5
	高学年	人	1	2	2	2	2



(3) 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

事業内容	保護者の疾病、その他の理由により、家庭において子どもを養育することが一時的に困難となった場合等に、児童養護施設等において一定期間、児童を預かる事業です。
提供体制	東温市全域
確保方策の内容	○ 松山市内の児童養護施設等（2施設）や里親制度を活用して見込み量を確保します。

【 ショートステイ 】

	単位	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
① 量の見込み	人日	40	42	44	46	48
② 確保方策	人日	40	42	44	46	48
過不足(②－①)	人日	0	0	0	0	0

【 トワイライトステイ 】

	単位	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
① 量の見込み	人日	2	2	2	2	2
② 確保方策	人日	2	2	2	2	2
過不足(②－①)	人日	0	0	0	0	0

(4) 地域子育て支援拠点事業

事業内容	乳幼児及びその保護者に対する育児支援を目的に、子育て相談、親子遊び、親子広場等を実施する事業です。
提供体制	東温市全域
確保方策の内容	○ 利用者のニーズを把握しながら、実態に応じた支援体制を整えます。 ○ SNS等を活用して、参加者の増加に努めます。

	単位	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
① 量の見込み	人回	8,335	8,252	8,169	8,087	8,006
② 確保方策	人回	8,335	8,252	8,169	8,087	8,006
過不足(②-①)	人回	0	0	0	0	0

(5) 一時預かり事業

① 一時預かり事業（幼稚園）

事業内容	幼稚園の教育標準時間終了後、保護者の希望に応じて、時間を延長して在園児を預かる事業です。
提供体制	東温市全域
確保方策の内容	○ 市立幼稚園全施設で引き続き実施します。 ○ 市外の私立幼稚園での預かり保育については、利用者の希望に合わせて引き続き実施します。

	単位	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
① 量の見込み	人日	19,561	18,974	18,405	17,853	17,317
② 確保方策	人日	19,561	18,974	18,405	17,853	17,317
過不足(②-①)	人日	0	0	0	0	0

② 一時預かり事業（幼稚園以外）

事業内容	保護者の就労や傷病、冠婚葬祭等により育児が困難な場合、保育所において保護者に代わって一時的に保育を行う事業です。
提供体制	東温市全域
確保方策の内容	○ 既存２か所（南吉井第二保育所、拝志保育所）で引き続き実施します。

	単位	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
① 量の見込み	人日	1,207	907	916	925	934
② 確保方策	人日	1,207	907	916	925	934
過不足(②－①)	人日	0	0	0	0	0

(6) 病児・病後児保育事業

事業内容	子どもが病気の回復期等で、保育所、幼稚園等及び小学校への登園、登校が困難であり、子どもを家庭で保育ができない場合に専用施設で預かる事業です。
提供体制	東温市全域
確保方策の内容	○ 市内の１施設及び広域利用による松山市内の５施設で実施します。

	単位	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
① 量の見込み	人日	565	576	588	600	612
② 確保方策	人日	565	576	588	600	612
過不足(②－①)	人日	0	0	0	0	0

(7) ファミリー・サポート・センター事業

事業内容	子育ての支援を行いたい人（協力会員）と受けたい人（利用会員）を組織化して、保育所等の保育時間前後の子どもの預かりや送迎、放課後児童クラブへの送迎、保護者の疾病や急用時の預かりなど様々な相互援助活動を行う事業です。
提供体制	東温市全域
確保方策の内容	○ ファミリー・サポート・センターとうおんにおいて、相互の会員の調整を行い適正に実施します。 ○ 積極的な広報に取り組むことで、協力会員の確保を図り支援体制を整えます。

	単位	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
① 量の見込み	人日	696	710	724	738	753
② 確保方策	人日	696	710	724	738	753
過不足(②-①)	人日	0	0	0	0	0

(8) 妊婦健診事業

事業内容	安心・安全な妊娠、出産を目的として、母子健康手帳交付時に受診票を交付し、妊娠中の母体の健康状態を医療機関で診査（14 回）できる事業です。
提供体制	東温市全域
確保方策の内容	○ 受診の勧奨を行い、受診率の向上を目指すとともに、需要に応じて、健診できる医療機関を確保します。

	単位	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
① 量の見込み	人回	2,157	2,179	2,145	2,145	2,145
② 確保方策	人回	2,157	2,179	2,145	2,145	2,145
過不足(②-①)	人回	0	0	0	0	0

(9) 乳児家庭全戸訪問事業

事業内容	生後4か月までの乳児を持つ家庭をこども家庭センターや健康推進課の保健師が訪問し、子育て情報の提供及び養育環境の把握を行う事業です。
提供体制	東温市全域
確保方策の内容	○ 人員を確保しながら、適切な実施を行います。

	単位	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
① 量の見込み	件	190	192	189	189	189
② 確保方策	件	190	192	189	189	189
過不足(②－①)	件	0	0	0	0	0

(10) 養育支援訪問事業

事業内容	各家庭における適切な養育環境を確保するため、養育支援が必要な家庭をこども家庭センター職員や健康推進課職員等が訪問し、養育に関する指導及び助言を行う事業です。
提供体制	東温市全域
確保方策の内容	○ 専門知識を有する訪問員を確保しながら、適切な実施を行います。

	単位	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
① 量の見込み	件	48	48	47	47	47
② 確保方策	件	48	48	47	47	47
過不足(②－①)	件	0	0	0	0	0

(11) 利用者支援事業

事業内容	子ども、その保護者等が教育、保育施設や地域の子育て支援事業等に関する情報を受け、関係機関との連絡調整を行い、円滑に利用できるよう必要な支援を行います。
提供体制	東温市全域
確保方策の内容	○ 支援施設及び相談員等を適切に配置しながら、効果的に実施します。

【 基本型 】

	単位	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
① 量の見込み	か所	1	1	1	1	1
② 確保方策	か所	1	1	1	1	1
過不足(②-①)	か所	0	0	0	0	0

【 こども家庭センター型 】

	単位	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
① 量の見込み	か所	1	1	1	1	1
② 確保方策	か所	1	1	1	1	1
過不足(②-①)	か所	0	0	0	0	0

【 地域子育て相談機関 】

	単位	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
① 量の見込み	か所	0	3	3	3	3
② 確保方策	か所	0	3	3	3	3
過不足(②-①)	か所	0	0	0	0	0

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

事業内容	教育・保育施設が実費徴収等の上乗せ徴収を行う際、実費負担（新制度に移行していない幼稚園で低所得者に対しての副食費等）の部分について市が一部を助成する事業です。
提供体制	東温市全域
確保方策の内容	○ 現状を把握し、今後の需要を見込みながら、適切に助成を行います。

	単位	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
① 量の見込み	件	7	7	7	7	7
② 確保方策	件	7	7	7	7	7
過不足(②-①)	件	0	0	0	0	0

(13) 多様な主体が参画することを促進するための事業

事業内容	多様な事業者の能力を活用しながら、保育所、小規模保育等の設置を促進していく事業です。
提供体制	東温市全域
確保方策の内容	○ 実施の有効性について検討します。

(14) 子育て世帯訪問支援事業

事業内容	虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的に、家事や育児等に不安や負担を抱えている要保護・要支援、特定妊婦、ヤングケアラー等の家庭を訪問し、家事支援や育児支援を行う事業です。
提供体制	東温市全域
確保方策の内容	○ 訪問支援員を確保しながら、適切な実施を行います。

	単位	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
① 量の見込み	人日	48	48	58	70	70
② 確保方策	人日	48	48	58	70	70
過不足(②-①)	人日	0	0	0	0	0

(15) 児童育成支援拠点事業

事業内容	養育環境等に課題がある家庭や学校に居場所のない児童等に対して、児童の居場所となる場を開設し、生活習慣の形成や学習のサポート、食事提供、相談支援などを行う事業です。
提供体制	東温市全域
確保方策の内容	○ 情報収集など実態把握に努め、随時実施に向けた検討を行います。

(16) 親子関係形成支援事業

事業内容	児童との関わり方や子育てに不安を抱えている家庭において、親子間の適切な関係性の構築を目的として、講義やグループワーク、相談、助言の実施を行うとともに、情報交換ができる場を設けるなどの支援を行う事業です。
提供体制	東温市全域
確保方策の内容	○ 情報収集など実態把握に努め、随時実施に向けた検討を行います。

(17) 妊婦等包括相談支援事業

事業内容	妊婦やその配偶者に対して、面談等の実施により、必要な情報提供や相談に応じるとともに、ニーズに応じた必要な支援につなげるための伴走型相談支援事業です。
提供体制	東温市全域
確保方策の内容	○ 相談員を確保しながら、適切な実施を行います。

	単位	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
① 量の見込み	人	190	192	189	189	189
② 確保方策	人	190	192	189	189	189
過不足(②-①)	人	0	0	0	0	0

(18) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

事業内容	保護者の就労の有無や理由を問わず、0歳から2歳までの未就園児が、保育施設を時間単位で利用できる事業です。
提供体制	東温市全域
確保方策の内容	○ 需要の実態を把握するとともに、保育士の確保及び小規模保育事業所での実施検討も行いながら、需要の変化に対応できるよう見込み量を確保します。

【 0歳児 】

	単位	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
① 量の見込み	人	0	108	108	108	108
② 確保方策	人	0	108	108	108	108
過不足(②－①)	人	0	0	0	0	0

【 1歳児 】

	単位	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
① 量の見込み	人	0	120	120	120	120
② 確保方策	人	0	120	120	120	120
過不足(②－①)	人	0	0	0	0	0

【 2歳児 】

	単位	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
① 量の見込み	人	0	120	120	120	120
② 確保方策	人	0	120	120	120	120
過不足(②－①)	人	0	0	0	0	0

(19) 産後ケア事業

事業内容	産後1年以内の産婦や乳児を対象として、安心して子育てができるように、医療機関等での宿泊型や日帰り型サービスを通じて、産婦の心身のケアや育児サポート等の支援を行う事業です。
提供体制	東温市全域
確保方策の内容	○ 需要の実態に応じて、実施できる医療機関等を確保し、見込み量を確保します。

	単位	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
① 量の見込み	人日	30	28	28	27	27
② 確保方策	人日	30	28	28	27	27
過不足(②－①)	人日	0	0	0	0	0



3 教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保

(1) 質の高い教育・保育の提供

幼稚園、保育所、認定こども園として、これまで培われてきた知識、技能等、双方の良さを生かし、子どもの発達段階に応じたより質の高い教育・保育を提供することにより、生涯にわたる人格形成の基礎を培います。

(2) 教育・保育の一体的な提供

教育・保育を一体的に提供するほか、地域の子育て家庭に対する支援を行う施設である認定こども園への移行及び整備については、地域性等も考慮しながら計画的に進めます。

(3) 適正な集団規模の確保

子どもの健やかな育ちに重要となる集団生活や異年齢交流等を幅広く実施するため、子どもの育ちの視点に立った適正な施設規模の確保に努めます。

(4) 親や地域の子育て力の向上

保護者や地域の子育て力が高まるよう、子育てに関する相談活動や親子の集いの場を設けるなど、地域に開かれた子育て支援施設としての機能の充実を図ります。

(5) 幼稚園・保育所等の人事異動・交流の推進

職員の人事異動、交流を引き続き実施するとともに、幼稚園教諭と保育士の研修の充実を図ります。

(6) 教育・保育施設の人材確保

質の高い教育、保育、給食等の提供を維持するため、人材の確保を目的に処遇面の改善及び働き方改革を進めます。

4 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

子育てのための施設等利用給付の円滑な実施にあたっては、公正かつ適正な支援の確保、保護者の経済的な負担の軽減や利便性等を勘案し、適切に給付等を行います。

基本目標2 地域における子育ての支援

基本施策1 地域における子育て支援サービスの充実

事業名		事業内容	担当課
1	放課後子ども教室	○ 地域の子どもの安全・安心な居場所づくりや、地域住民との交流等を図るため、放課後子ども教室を開催し、段階的な拡充を推進します。	生涯学習課
2	放課後児童クラブ・子ども教室一体化事業	○ 国の方針（令和5～6年度「放課後児童対策パッケージ」参考）に沿って、放課後児童クラブと放課後子ども教室が連携しながら、放課後の子どもの居場所づくりに取り組みます。	保育幼稚園課 生涯学習課
3	子育て支援すくすく	○ 未就園の乳幼児や保護者の交流を目的に、親子遊びや自由遊び、育児相談などの場として「子育て支援すくすく」を見童館の休館日に合わせて、中央公民館や福祉館で月2回程度実施します。	社会福祉課 （社会福祉協議会）
4	ボランティアセンター事業	○ 福祉教育の推進として、市内の子どもに、福祉に携わるきっかけづくりや福祉を身近に感じてもらうための体験学習、ボランティア育成等を実施します。	社会福祉課 （社会福祉協議会）
5	コミュニティ推進用機材の貸し出し	○ ふれあいと相互理解を広げる活動の促進を図るために、コミュニティ推進用機材（視聴覚機器及び教材、軽スポーツ用具）を自治区等各種団体へ貸し出し、活動を支援します。	生涯学習課

基本施策2 子育て支援情報の提供

事業名		事業内容	担当課
1	子育て支援のネットワーク化	○ 子育て支援や保育サービスの効果的な提供と質の向上を図るため、保育所、幼稚園、認定こども園、学校、民間事業者、医療機関、子育てサークルなど、様々な関係機関と官民の枠を越えたネットワーク化を促進します。	保育幼稚園課

事業名		事業内容	担当課
2	子育てガイドブック	○ 全ての子育て世帯において漏れなく支援が受けられるように、保育サービスや子育て支援に関する様々な情報を冊子にまとめた「子育てガイドブック」を作成し、必要な家庭に配布します。さらに、インターネットやSNSを活用して周知に努めます。	保育幼稚園課
3	子育て支援ファイル「きらり」	○ 子どもの健やかな成長を支えるため、子どもの出産時からの様子や相談、健診などの成長記録をとることができる「きらり」を配布します。	保育幼稚園課

基本施策3 児童の健全育成

事業名		事業内容	担当課
1	子育て相談窓口（こども家庭センター相談事業）	○ 子どもに関する様々な悩み（子育て、発達、虐待、しつけ、不登校、養育、ヤングケアラー等）に関して、家庭児童相談員等を配置し、きめ細かく総合的な相談等に対応できる「子育て相談窓口」を設置します。また、困難なケースが発生した場合には、関係団体と連携し重大化の防止に努めます。	保育幼稚園課
2	小中学生体験活動	○ 小学生から中学生までを対象として、体験活動や遊びの指導等について、ボランティア団体やNPO団体等の活動と連携しながら推進します。さらに、様々な体験活動を通じてリーダーとしての資質を磨く取組を行います。	生涯学習課
3	児童館事業	○ 子どもの健全な遊びの場や親同士の交流の場を提供するため、児童館の健全な運営を行います。また、児童館において、制作や料理、親子交流、地域交流に関する様々な行事を実施します。	保育幼稚園課
4	子どもの居場所づくり	○ 子どもの居場所としても活用できる多世代交流拠点「ぷらっとHOME」の健全な運営を行います。また、子どもが安心して集える「居場所づくり」を検討します。	地域活力創出課 保育幼稚園課

事業名		事業内容	担当課
5	民生児童委員・主任児童委員活動	○ 地域の子どもが元気に安心して暮らせるように、見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごと等の相談、支援等を行うなど、子どもや子育て家庭への支援活動を推進します。また、未就園児やその親との交流会に参加し、気軽に相談することができる環境の整備に努めます。	社会福祉課
6	児童等の生活指導事業	○ 指導主事が中心となって教育委員会、補導センターと連携し、情報交換を行うとともに、問題行動報告書の処理、児童・生徒並びに保護者への適切な指導に関する支援、不審者等による被害の未然防止活動等の推進に取り組みます。	学校教育課
7	スクールカウンセラー事業	○ 児童・生徒が抱える多様な悩みや相談、不登校、暴力行為などの問題行動に対して、高度な専門的知識、経験を有する「スクールカウンセラー」を活用し、専門的立場から生徒、教師、保護者のカウンセリングを行い、指導、助言、援助を行います。	学校教育課
8	公民館活動の推進	○ 子どもの健全育成に向けて「三世代交流」「伝統芸能の保存・育成」「人材育成」などの活動を推進します。	生涯学習課
9	図書館活動の推進	○ 「とうおん子ども読書活動推進計画」に基づき、子どもが言葉を学び、感じ取る力を育て、表現力を伸ばし、想像力を豊かにすることを目的に読書活動を推進します。	生涯学習課 (図書館)
10	歴史民俗資料館の活用	○ 子どもの郷土学習の場として、常設展示や企画展示を行うとともに「れきみん講座」を開催します。	生涯学習課 (歴史民俗資料館)

基本施策4 経済的な支援の充実

事業名		事業内容	担当課
1	児童手当	○ 子育て家庭の生活の安定に寄与するとともに、次世代の社会を担う子どもの健やかな成長に資することを目的に、0歳から18歳までの子どもの養育者に児童手当を支給します。	社会福祉課

事業名		事業内容	担当課
2	子ども医療費助成	○ 0歳から18歳までの子どもの医療費に対して自己負担分を助成します。	社会福祉課
3	未熟児養育医療費給付	○ 身体の発育が未熟なまま生まれ、入院が必要な乳児において、指定養育医療機関における入院治療費に対して給付を行います。	社会福祉課 健康推進課
4	小児慢性特定疾病児に係る日常生活用具補助	○ 在宅で療養している小児慢性特定疾患児に対し、日常生活用具の購入に係る費用の一部を給付することにより、対象児及び介助者の負担軽減を図ります。	健康推進課
5	出産世帯応援金	○ 出産世帯の経済的負担を軽減することを目的に、子どもを出産した世帯に応援金を給付するとともに、奨学金の償還に対して補助を行います。	保育幼稚園課



基本目標3 母性と乳幼児等の健康の確保及び増進

基本施策1 子どもや母親の健康の確保

事業名		事業内容	担当課
1	母子健康手帳交付	○ 妊娠や出産、子どもの成長記録として、全ての親子が活用できるよう「母子健康手帳」を交付します。さらに、利便性の向上を目的に、いつでも手軽に見ることができるよう、母子健康手帳の電子化に取り組みます。	健康推進課 保育幼稚園課
2	パパママ教室	○ 母性、父性の育成により健やかに子どもを生み育てることができるよう、妊婦とその家族を対象として、妊娠や出産、子育てに関する学習や交流の場として「パパママ教室」を開催します。	保育幼稚園課
3	産婦健康診査	○ 産後の母体の回復状況や授乳状況及び精神状態の把握等のために「産婦健康診査」を実施します。	健康推進課
4	新生児聴覚検査	○ 聴覚の障がいを早い時期に発見するために、出生後間もない時期に「新生児聴覚検査」を実施します。	健康推進課
5	未熟児・妊産婦等家庭訪問	○ 未熟児や妊産婦等が、安心して子育てに取り組むことができるよう、保健師や管理栄養士、保育士による家庭訪問を実施します。	健康推進課 保育幼稚園課
6	乳幼児健診	○ 乳幼児の健康づくり、育児の不安解消のため、個別又は集団で健診を行い、健診後も必要なケースには、積極的にアプローチして、適切なフォローを行います。	健康推進課
7	妊婦歯科健診	○ 妊婦の口腔内の健康づくりを目的として、妊娠中に1回受診できる支援を行います。	健康推進課
8	育児教室	○ 子育てに関する不安や負担感を軽減し、安心して育児に取り組めるよう、7か月の乳児を持つ保護者を対象に、病気や事故防止の講座や絵本の読み聞かせによるブックスタート、2歳児を持つ保護者を対象に、生活リズムの大切さや2歳児の特性などに関する教室を実施します。	健康推進課

事業名		事業内容	担当課
9	予防接種	○ 予防接種法に基づき、子どもを対象とした予防接種を実施します。	健康推進課

基本施策2 「食育」の推進

事業名		事業内容	担当課
1	離乳食教室	○ 離乳食に関する講話を中心に、具体的な離乳食の進め方を指導する「離乳食教室」を開催します。また、保育所では離乳食の量やメニュー等について理解を深められる「離乳食体験」の場を提供します。	健康推進課 保育幼稚園課
2	質の高い給食	○ 保育所、幼・小・中学校等において、食べることの楽しさを感じ、食習慣の形成や食に関する理解などを促進することを目的に、栄養士や栄養教諭を中核として食育の推進に取り組みます。 ○ 地元産食材を積極的に使用するとともに、行事食や郷土料理を取り入れるなど、メニューを工夫します。 ○ 食物アレルギーなど一人一人の子どもの状態に応じた対応を行い、併せて家庭への情報提供・支援を行います。	保育幼稚園課 学校給食センター
3	食生活改善推進活動	○ 生涯を通じた健康づくりの一環として、食生活改善推進員を市で養成し、地域での食生活改善のボランティア活動を行います。	健康推進課
4	食育推進計画	○ 「食育推進計画」を策定し、あらゆる生活の場における食育に取り組みます。	健康推進課

基本施策3 思春期保健対策の充実

事業名		事業内容	担当課
1	心の健康に関する情報提供・知識の普及	○ 健康教育、相談等を通じて、心の健康の重要性を普及、啓発するとともに、保護者の家庭教育意識の啓発や心の健康づくりに対する情報提供、知識の普及に努めます。	学校教育課 (学校)

事業名		事業内容	担当課
2	命の大切さについての知識の普及	○ 性に対する意識等について現状の把握に努め、思春期教育等を通して、命の大切さを啓発するとともに、性感染症について、情報提供及び正しい知識の普及に努めます。	学校教育課 (学校)
3	喫煙・飲酒・薬物等の健康への影響についての教育推進と防止対策	○ 喫煙や飲酒、薬物乱用等の健康に及ぼす影響について教育を行うとともに、それらに関する正しい情報提供や普及、啓発を行います。また、喫煙、飲酒、薬物乱用防止のための環境づくりを推進します。	学校教育課 (学校)

基本施策4 小児医療の充実

事業名		事業内容	担当課
1	地域医療体制の整備	○ 多様化する医療ニーズに対応するため、愛媛県が主体となり、医療機関との連携を図り、地域医療体制の整備を推進します。	健康推進課
2	休日・夜間医療体制の整備	○ 子どもがかかりやすい病気やけが、事故の予防と対処方法を周知するとともに、松山医療圏で医師会等との連携を図り「休日・夜間医療体制の整備」を推進します。	健康推進課
3	二次救急医療体制の整備	○ 多様化する小児医療ニーズに対応するため、松山医療圏域での「小児二次救急医療体制の整備」を維持します。	健康推進課
4	当番医情報提供	○ 休日の急患に対して、適切に当番医の紹介等を行うなど、適切な情報を即時に広く住民に提供するサービスを行います。	消防署

基本施策5 不妊に関する相談支援

事業名		事業内容	担当課
1	不妊・不育相談	○ 不妊や不育に悩んでいる方に対して、愛媛県心と体の健康センターを中心に相談業務を行うとともに、連携を強化しながら窓口の周知に努めます。	健康推進課
2	不妊治療費助成	○ 子どもを持ちたいと望む夫婦の経済的負担の軽減を図るため、不妊治療費の一部を助成します。	健康推進課

基本目標4 子どもの心身の健やかな成長に向けた教育環境の整備

基本施策1 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

事業名		事業内容	担当課
1	特色ある学校教育活動の推進	○ 児童・生徒の健全育成を目的に、各学校において特色ある独自学習活動が推進できる体制を整えます。	学校教育課 (学校)
2	国際理解教育の充実	○ 国際化の進展や社会のニーズに応じ、外国語を通じたコミュニケーション活動を推進することを目的に、中学校の英語学習へのつながりを構築するため、小学校において外国語支援員の配置及び中学校の外国語指導助手の派遣などを行います。	学校教育課
3	情報教育の充実	○ 補助教材としての情報機器を有効に利用するため、教職員の資質の向上や適切な教材の利用を推進します。	学校教育課
4	福祉教育の推進	○ 青少年層のやさしさや思いやりを育むため、ボランティア等の体験学習や特別支援学校等との交流、福祉体験の充実に取り組みます。	学校教育課 (学校)
5	道徳教育の充実	○ 友達づくりや社会生活の基盤にある道徳教育の意義を高めるため、子どもの心に響く道徳教育の実践に努めます。	学校教育課 (学校)
6	人権教育の推進	○ 人権尊重の考え方を基盤に、子どもの発達段階や特性を生かした教育活動を通して、仲間意識に支えられた集団づくりに努めます。	学校教育課 (学校)
7	特別支援教育の推進	○ 学習障害、多動性障害及び高機能自閉症などの教育や療育に特別のニーズのある子どもに対して、教員の資質の向上を図りつつ、適切な教育的支援を行います。	学校教育課
8	保幼小の連携	○ 保育所、幼稚園から小学校の教育へ円滑に移行できるよう、保育所、幼稚園と小学校との連携を強化し、入学予定前からの情報交換を密に行い、個々の幼児にあった支援や保護者の指導を行います。	学校教育課 (学校) 保育幼稚園課
9	多様な体験活動の推進	○ 地域と学校との連携、協力による多様な体験活動を推進します。	学校教育課 (学校)

事業名		事業内容	担当課
10	子ども読書活動	○ 子どもの読書習慣の定着を目的に、子ども向けの図書資料整備や環境整備を進めるとともに、ボランティアとの連携によるサービスの提供、図書館の情報提供の推進など、適切な読書環境の整備等に努めます。	学校教育課 (学校)
11	生徒指導体制の充実	○ 学校、教育委員会、家庭、地域及び関係機関が連携を図りながら迅速な対応を図るとともに、教職員の指導力や保護者の理解、協力のもと適切な生徒指導に努めます。	学校教育課 (学校)
12	いじめの早期対応	○ 望ましい集団活動を通して人権を尊重する心を育み、いじめを防止する集団づくりを構築するとともに、いじめに関する調査や日常の観察等による実態把握に努め、問題の早期発見、早期対応ができる体制を整えます。	学校教育課 (学校)
13	不登校児童等への対応	○ 不登校になる可能性がある児童・生徒の発見に努めるとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、ハートなんでも相談員、主任児童委員等と連携を図りながら不登校の防止、解消に努めます。 ○ 教育支援教室「ひだまり」を設置し、集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充、基本的生活習慣の改善等に向けて適切な支援を行います。	学校教育課 (学校)
14	有害情報の環境対策	○ 関係機関、PTA、地域住民と連携し、関係業界への働き掛けを行い、有害環境に対してはフィルタリング等の普及、啓発に努め、情報モラル教育を推進します。	学校教育課 (学校)
15	問題行動及び非行の防止	○ 教育相談や日常の観察により、一人一人の悩みや問題等を把握し、問題行動や非行の防止に努めます。	学校教育課 (学校)
16	小児生活習慣病の予防	○ 肥満、野菜摂取不足、朝食の欠食等の解消に向けた食習慣や栄養、運動、体重等に関する正しい知識の普及、啓発、健診結果に基づいた生活習慣調査、事後指導を実施するなど、健康教育等の充実を図り、小児生活習慣病の予防や健診の充実に努めます。	学校教育課 (学校)
17	口腔の健康管理	○ 歯科検診やフッ化物洗口の啓発等を通じて、むし歯予防等の口腔の健康管理に取り組みます。	学校教育課 (学校)

事業名		事業内容	担当課
18	学校経営の充実	○ 開かれた学校づくりを進めるため、地域や学校の実態に応じ、家庭や地域の人々の協力を得て学校教育の充実を図ります。 ○ 未来を担う子どもの成長を支え、社会総がかりで子どもを育むため、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）を導入して、地域と学校が相互にパートナーとして連携、協働して行う様々な活動を推進します。	学校教育課（学校）
19	教職員の資質の向上	○ 幼稚園において、教育・保育の日々の反省や他園との情報交換や交流、研修会へ参加するとともに、小・中学校においては、授業研修会を開催し、指導法の改善や小・中学校の連携の強化に努め、各種研修会にも積極的に参加することで、教職員の指導力と資質の向上を図ります。	学校教育課（学校） 保育幼稚園課
20	安全管理の推進	○ 児童・生徒が安心して学校で生活できるよう、各学校において、家庭や地域の関係機関、団体と連携し、安全管理に取り組みます。	学校教育課（学校）
21	遠距離通学の支援	○ 小・中学校に通学する遠距離の児童・生徒に対して、通学に係る費用を補助します。	学校教育課

基本施策2 家庭や地域の教育力の向上

事業名		事業内容	担当課
1	家庭教育学級	○ 保護者を対象に、近年の核家族化・少子化の進行に加え、共働き家庭の増加等に伴って低下している家庭教育力の向上を図ることを目的に「家庭教育学級」を実施します。	生涯学習課
2	子育てサークル	○ 子育て支援センターにおいて、子育て世帯同士が交流できる場として「ばばママサークル」「ふたごサークル」等を実施します。	保育幼稚園課
3	学校施設の開放	○ スポーツの振興と住民の健康増進を図るため、教育委員会の所管する学校体育施設（小学校及び中学校）の開放を行います。	生涯学習課

事業名		事業内容	担当課
4	P T A 連 合 会	○ 教育力の向上と地域コミュニティづくりを目的として、幼稚園、小学校、中学校のP T A関係者が連携し、様々な教育上の問題についての情報提供、研修会を実施します。	生涯学習課
5	スポーツ活動	○ 様々なスポーツ活動に接する機会の提供を図り、運動を楽しめる教育、指導を充実します。 ○ 青少年の心身の健全な育成に努めるため、スポーツ少年団及び総合型地域スポーツクラブの普及や活動の活性化を図ります。	生涯学習課

基本目標5 子育てを支援する生活環境の整備

事業名		事業内容	担当課
1	交通安全施設の整備	○ 子どもが安心して通行できるよう、交通量の多い交差点や交通事故が発生しやすい場所、未整備区間について道路改良を検討するとともに、信号機の設置や通学路危険箇所の確認など、関係機関と連携を図りながら整備を進めます。	建設課
2	総合交通規制の充実	○ 子どもが安全に生活できるよう、警察や関係機関と協力して、地域の実態に即した交通規制を図ります。	危機管理課
3	公園の環境整備	○ 犯罪の防止対策や適切な公園環境を目的として、子どもが安心して安全に遊べるよう、定期的に樹木の剪定や清掃、草刈りなどの管理を行います。	都市整備課
4	防犯対策の実施	○ 公共用施設等における防犯設備の整備を進めるとともに、防犯対策の啓発活動を行います。	各管理部局
5	子育て対応トイレの整備	○ 公共施設等の新築や改修時において、子どもサイズの便器や手洗い器、ベビーベッド、ベビーチェアなど子育て世帯が安心して利用できるトイレの整備を進めます。	各管理部局



基本目標6 仕事と家庭生活との両立の推進

事業名		事業内容	担当課
1	雇用促進	○ 市内中小零細企業と連携し、市内における雇用の促進、労働条件の改善に努めるとともに、企業誘致を進め、働く場を創出します。	地域活力創出課
2	男女共同参画の啓発	○ 育児等は家族全員の協力により担うべきことから、男女共同参画社会の実現に向け、固定的な性別役割分担を前提とした制度や慣行の見直し、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を推進するために、男女共同参画計画に基づき、講演会の開催等、意識啓発事業を推進します。	総務課
3	民間保育サービスの活用	○ 保育ニーズの多様化等に対応するため、認可外保育施設や事業所内保育施設等において、一時預かりや延長保育、低年齢児保育など安心して利用できる保育サービスを提供できるよう支援体制を整えます。	保育幼稚園課

基本目標 7 子どもの安全の確保

基本施策 1 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

事業名		事業内容	担当課
1	交通安全教育の推進	○ 子ども及び子育て世帯を対象とした参加、体験、実践型の交通安全教育を、段階的かつ体系的に実施します。 ○ 学校や保育所等において、地域の実情に応じた交通安全教育を推進するとともに、交通安全教育を行う職員の指導力の向上及び地域における民間の指導者の育成に努めます。	危機管理課 学校教育課 保育幼稚園課
2	チャイルドシート普及活動	○ チャイルドシートの適正な使用について、関係機関との連携のもと、広報、啓発、情報提供に努めます。	危機管理課

基本施策 2 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

事業名		事業内容	担当課
1	自主防犯活動	○ 市民の自主防犯活動を促進するため、地域に対して犯罪等に関する情報の提供を推進します。	危機管理課
2	警察等との情報交換	○ 子どもを犯罪等の被害から守るため、警察など関係機関、団体との情報交換を実施します。	危機管理課 学校教育課
3	パトロール活動	○ 学校付近や通学路等において、PTA等の学校関係者や防犯ボランティア等の関係機関、団体と連携してパトロール活動を実施します。	学校教育課 (学校)
4	防犯訓練の実施	○ 子どもが犯罪等に遭わないようにするために、防犯訓練、防犯講習を推進します。	学校教育課 保育幼稚園課
5	まもるくんの家	○ 子どもが危険を感じたときや困ったときに避難できる「まもるくんの家」を設置するとともに、登録家庭等の普及、啓発に努めます。	学校教育課 (学校)

基本施策3 被害にあった子どもの保護の推進

事業名		事業内容	担当課
1	事後ケアの推進	○ 虐待や犯罪の被害にあった子どもに関して、情報の迅速な伝達と早期対応に努めるとともに、関係機関と連携したきめ細かな相談体制の推進を図り、立ち直りに向けた事後ケアに努めます。	学校教育課 保育幼稚園課



基本目標 8 専門的な知識及び技術を要する支援の推進

基本施策 1 児童虐待防止対策の充実

事業名		事業内容	担当課
1	要保護児童対策地域協議会	○ 児童虐待の防止、早期発見に向けた体制を整えるため、要保護児童対策地域協議会の充実を図り、福祉、保健、教育、医療、司法等の関係機関の連携を強化します。	保育幼稚園課
2	虐待防止ネットワークの構築	○ 児童虐待の個別ケースに対応するため、子ども・家庭総合支援拠点(こども家庭センター)が中心となって、関係機関、団体、専門職等によるネットワークを構築します。	保育幼稚園課

基本施策 2 ひとり親家庭の自立支援の推進

事業名		事業内容	担当課
1	ひとり親家庭への経済的支援	○ ひとり親家庭等に対して、児童扶養手当の支給や医療費助成、自立に向けた資格取得等の経済的支援を行います。 ○ ひとり親家庭等に対して、子どもの学習意識と学力の向上に向けた学習支援等を検討します	社会福祉課
2	ひとり親家庭への相談対応	○ ひとり親家庭における児童の健全な育成を支援するため、母子・父子自立支援員や民生児童委員・主任児童委員が協働して、生活指導や相談対応を行います。	社会福祉課
3	ひとり親家庭への就労支援	○ ひとり親家庭において安定した生活環境を確保していくため、ハローワーク等と連携を図り、就労に関する相談や就労支援を行います。	社会福祉課
4	ひとり親家庭への福祉資金	○ ひとり親家庭等の経済的自立の助長を促進するため、各種生活資金の貸し付けを行います。	社会福祉課

基本施策3 障がい児・医療的ケア児施策の充実

事業名		事業内容	担当課
1	障がい児教育	○ 障がいのある子どもが、その障がいの種類や程度に応じて、適切な教育を受けられるように、施設のバリアフリー化や学校生活支援員の配置等、教育環境の充実に努めます。	学校教育課 保育幼稚園課
2	療育体制の整備	○ 保健、医療、福祉、保育、教育等が連携を強化することで、障がいのある子どもに対する療育体制の充実を図ります。	社会福祉課
3	特別児童扶養手当	○ 身体又は精神に障がいのある 20 歳未満の子どもを監護又は養育している方を対象に、特別児童扶養手当を支給します。	社会福祉課
4	特別支援教育に係る就学補助	○ 子育て世帯の経済的負担を軽減するため、特別支援学級へ就学する児童・生徒に係る学校必要経費の一定額を補助します。	学校教育課
5	日中一時支援事業	○ 在宅している障がいのある子どもの日中活動の場を提供するとともに、介護者の就労支援及び障がいのある子どもを日常的に介護している家族の休息支援を行います。	社会福祉課
6	障がい児タイムケア事業	○ 障がいのある子どもの下校後及び長期休業中に活動する場を確保するとともに、保護者の就労支援及び障がいのある子どもを日常的に介護している家族の休息支援を行います。	社会福祉課
7	放課後等デイサービス事業	○ 就学中の障がいのある子どもに、授業終了後又は夏休み等の休業日中に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行います。	社会福祉課
8	児童発達支援	○ 未就学の障がいのある子ども等に日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。	社会福祉課
9	医療的ケア児支援	○ 医療的ケア児を地域で支えるため、東温市地域自立支援協議会において、保健、医療、福祉、保育、教育等の連携による「特別専門部会（医療的ケア児）」を設置し、課題や対応等について継続的に意見交換や情報共有を図ります。 ○ 保育所等において、医療的ケア児の受け入れ体制を整えます。	社会福祉課 保育幼稚園課

基本目標９ 子どもの貧困対策の推進（「東温市子どもの貧困対策推進計画」）

事業名		事業内容	担当課
1	就学援助制度	○ 経済的な理由で小・中学校に子どもを就学させることが困難な家庭に対して、学用品費、給食費などの援助を行います。	学校教育課
2	入学支援金	○ 準要保護世帯の経済的負担の軽減を目的として、小学6年生及び中学3年生を対象に、中学校及び高等学校等の進学や通学に必要な経費の一部を助成します。	社会福祉課 (社会福祉協議会)
3	奨学金	○ 有能な人材を育成することを目的に、学業成績優秀でありながら経済的理由で高校等への就学が困難な生徒に対して、奨学金を給付します。	学校教育課
4	生活困窮世帯等への学習支援	○ 生活困窮世帯等における子どもの学習意識と学力の向上を目的に、学習支援等を検討します。	社会福祉課 保育幼稚園課
5	食料品の支援	○ 食料品の支援について、フードバンクやフードパントリー等の活動を実施します。	社会福祉課 (社会福祉協議会)
6	子どもの生活実態把握	○ 子どもの生活状況、幸福度、将来展望、子育て家庭の不安や心配ごとをアンケート等で把握し、地域の実情に応じたきめ細かな施策の検討に生かします。	保育幼稚園課



基本目標 10 子ども・若者への支援対策の推進（「東温市子ども・若者計画」）

事業名		事業内容	担当課
1	婚活支援	○ 市内の若者が前向きに婚活を推進できるよう、婚活セミナー、縁結びサポートや婚活イベント等を開催します。	保育幼稚園課
2	結婚支援金	○ 経済的な理由で結婚を諦めることがないように、結婚に係る費用に対して「結婚支援金」を給付します。	保育幼稚園課
3	出産・子育て応援金	○ 出産や子育てにおける経済的支援を目的に、妊娠届出以後に面談を実施し「出産応援金」を給付し、乳児家庭全戸訪問以後にアンケートを実施し「子育て応援金」を支給します。	保育幼稚園課
4	世代別ミーティング	○ 市民の声を大切にするまちづくりを推進するため、小学生、中学生、若者を対象とした「世代別タウンミーティング（子どもミーティング、若者ミーティング）」を実施します。	企画政策課
5	子ども会議	○ 児童館等において、子どもと意見交換ができる場を設け、子ども自身の想いや気持ちを受け取り、その内容を検討した上で、施策に反映します。	保育幼稚園課
6	東温市子ども基本条例	○ 子どもの権利が守られ、子どもや周りの方が健康で幸せに生活することを目的に策定された「東温市子ども基本条例」を子どもに教えるとともに、子どもの周りの大人がサポートできるよう、全ての市民を対象にSNSなどを活用して周知します。	学校教育課 (学校) 保育幼稚園課
7	ヤングケアラー対策	○ 子ども自身が気軽に相談できる県の窓口を周知するとともに、学校において実態把握に努めます。 ○ 市内において身近に相談ができる場の設置に努めます。	学校教育課 (学校) 保育幼稚園課

第5章 計画の推進に向けて

【1】計画の推進体制

1 庁内の推進体制

本計画は、子育て支援のみならず、若者を含む幅広い層を対象とした計画です。そのため、教育、保育、保健、医療、福祉、まちづくり等市政の幅広い分野にわたり、関係する部署間の連携の強化を図りながら、長期的な視点に立ち、全庁的に計画を推進します。

2 市民と行政の協働による推進

本計画を、より実効性のあるものとして推進するためには、市民と行政の協働体制が必要です。行政をはじめ地域住民や関係団体等との連携を深め、相互の理解と共通認識を持ち、協働してそれぞれの役割を果たしていくための体制の整備に努めます。

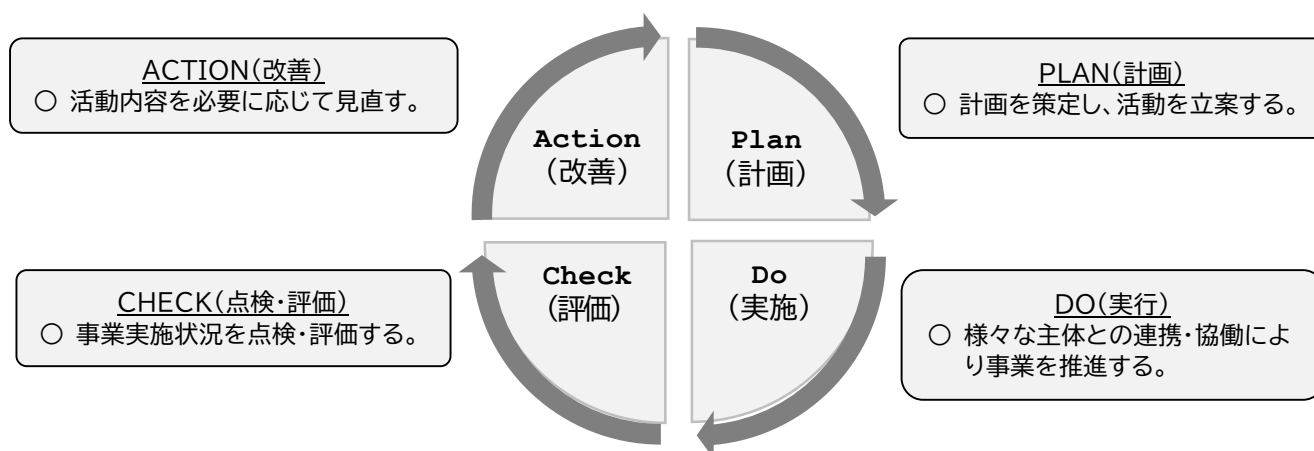
3 計画の周知及び市民意識の反映

本計画の推進にあたっては、市の広報誌やホームページ等の活用をはじめ、様々な場を活用し、本計画に基づく取組内容についての周知に努め、こども施策、子育て支援に対する市民の意識の向上を図ります。

【2】計画の進行管理

本計画の推進にあたっては、施策の実施状況について定期的に点検を行うとともに、東温市子ども・子育て会議を通して、市民やこども政策に関わる関係者の意見を参考にしながら、計画（PLAN）、実行（DO）、点検・評価（CHECK）、改善（ACTION）による進行管理（PDCAサイクル）に基づき、進捗状況を管理します。

【 参考／PDCAサイクルによる進捗評価 】



【子育て家庭にかかる目標】

成果指標	現状値 (策定時)	目標値 (次期計画 策定時)
1 育児休業を「取得した」父親の割合	19.1%(就)	50%
2 子育てに不安や負担を「 <u>非常に</u> 感じている」保護者の割合	6.9%(就) 6.5%(小)	0%
3 孤立を「 <u>常に</u> 感じている」保護者の割合	1.4%(就) 4.2%(小)	0%
4 自分自身の子育てが、地域の人や社会に支えられていると「 <u>非常に</u> 感じている」保護者の割合	12.3%(就) 15.1%(小)	20%
5 東温市は「子育てがしやすいまちだと思う」保護者の割合	24.2%(就) 19.6%(小)	45%
6 「東温市子ども基本条例」を「知っている※」保護者の割合	12.3%(就) 19.8%(小)	50%

注1：（就）は就学前児童保護者、（小）は小学生保護者

【子どもにかかる目標】

成果指標	現状値 (策定時)	目標値 (次期計画 策定時)
1 夢や目標がある（あてはまる）児童・生徒の割合	73.5%(小) 47.5%(中)	80%(小) 55%(中)
2 現在の生活の幸福度の平均点	8.0 点(小) 7.7 点(中)	9点
3 「東温市子ども基本条例」を「知っている※」児童・生徒の割合	14.9%(小) 13.7%(中)	50%

注2：（小）は小学5年生、（中）は中学2年生

【若者にかかる目標】

成果指標	現状値 (策定時)	目標値 (次期計画 策定時)
1 東温市は「とても暮らしやすい」まちだと思う若者の割合	33.8%	50%
2 これからも東温市に「住み続けたい」と思う若者の割合	26.9%	40%
3 東温市がまちづくりを行うときに、子どもや若者の意見を取り入れていると思う（そう思う）若者の割合	6.5%	15%
4 「こども基本法」を「内容まで知っている」若者の割合	3.5%	10%
5 「東温市子ども基本条例」を「知っている※」若者の割合	15.5%	50%

※ 「内容まで知っている」と「見聞きしたことがある」の合計

【１】東温市子ども・子育て会議条例

(平成 25 年 9 月 30 日条例第 35 号)

改正 平成 27 年 3 月 20 日条例第 12 号

令和 5 年 3 月 16 日条例第 6 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 72 条第 1 項の規定に基づき、東温市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 法第 72 条第 1 項各号に掲げる事項
- (2) 次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）に規定する次世代育成支援対策の推進に関する事項
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、本市における子ども・子育て支援に関する事項

(組織)

第 3 条 子ども・子育て会議は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (4) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は 2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 4 条 子ども・子育て会議に会長及び副会長各 1 人置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 子ども・子育て会議の会議は、会長が必要に応じて招集し、その議長となる。

2 子ども・子育て会議の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は委員以外の者に対し資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 6 条 子ども・子育て会議の庶務は、子ども・子育て支援担当課において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年3月20日条例第12号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和5年3月16日条例第6号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

【2】東温市子ども・子育て会議委員名簿

(任期：令和6年8月1日～令和8年7月31日)

対象分野	所属	氏名	備考
子どもの保護者	幼稚園保護者 代表	大 北 葵	
	保育所保護者 代表	篠 原 創 太	
	小学校保護者 代表	松 村 圭 介	
子ども・子育て 支援に関する事 業に従事する者	公立小学校長 代表	山 本 浩 二	
	公立幼稚園長 代表	二 宮 麻 紀	
	公立保育所長 代表	藤 岡 幸 美	
	社会福祉協議会 事務局長	仙 波 直 也	
	愛媛県中予地方局地域福祉課 保育指導専門職員	渡 部 直 美	
	ファミリー・サポート・センター 協力会員 代表	長 廣 孝 子	
子ども・子育て 支援に関し学識 経験のある者	愛媛大学教育学部 教授	青 井 倫 子	会長
	育ちの支援教室 指導員	佐 伯 初 恵	副会長
	教育委員	大 西 正 志	
	民生児童委員 主任児童委員	高須賀 久美枝	
	石川小児科 院長	石 川 純 一	
その他市長が 必要と認める者	子育てサークル 代表	行本 志津子	

(順不同、敬称略)

【3】東温市子ども基本条例

(令和3年9月24日条例第19号)

子どもは、その存在そのものが大いなる良さと可能性を持つ宝であり、社会の希望の光です。

全ての子どもには、安全で安心な環境の中で健やかに育つ権利があります。

大人や周囲の人々に守られながら自分の良さと可能性を発揮するとき、子どもは、自分のことだけでなく、共に生きる他者のことを考え、地域社会をより良くする力を持ちます。

東温市に生きる私たちは、子どもと大人が積極的に関わり、耳を傾け合い、対話をしていきます。子どもと大人が互いを尊重し、学び合い、支え合うことで、より良いまちづくりを進め、一人ひとりの存在が輝く社会を実現していきます。

私たちは、大きく変容していく社会の今を生きる子どもたちが、自分の良さと可能性を発揮しながら希望に満ちた人生を力強く歩み、今を、そしてこれからも、他者と共に幸せに生きていくことのできる社会を築いていくことを願い、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、児童の権利に関する条約(平成6年条約第2号)を基本的な理念として、子どもが持つ権利について、子どもと大人が互いに考え、理解を深めることによってこれが保障され、東温市に生きる子どもと大人が共に自分も他者も大切にしながら心と身体が健康で幸せに暮らせることを目的とします。

(言葉の意味)

第2条 この条例において、言葉の意味は次のとおりです。

- (1) 子ども 18歳未満の人その他これらの人と同等の権利を持つと認められる人
- (2) 保護者 子どもの親又は親に代わって子どもを養護及び教育する立場にある人
- (3) 学校など 保育所、認定こども園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校など子どもたちが育ち学ぶことを目的とする施設や場所
- (4) 地域住民など 東温市(以下「市」という。)に住む人及び市で働いたり、市を訪れたりする人

第2章 子どもの権利と主体性

(生きる権利)

第3条 子どもには、安心して自分らしく生きていくために、次のような権利があります。

- (1) 大切な命が守られること。
- (2) 睡眠や食事が保障され、衛生的な環境の中で生活できること。
- (3) 病気やけがをしたら治療を受けられること。
- (4) 心や身体に及ぶいかなる虐待や暴力も受けないこと。
- (5) いじめやいかなる差別も受けないこと。

(育つ権利)

第4条 子どもには、夢と希望を持って健やかに育つために、次のような権利があります。

- (1) 学校などで学ぶことができること。
- (2) 必要な休息や遊ぶ機会が得られること。
- (3) 個性豊かに自分らしく育つことができること。

(守られる権利)

第5条 子どもには、一個の人格として守られるために、次のような権利があります。

- (1) 安全で安心な環境の中で生活できること。
- (2) 個人の秘密が守られ、自尊心を傷つけられないこと。
- (3) 気軽に安心して相談でき、必要な支援を受けられること。

(参加する権利)

第6条 子どもには、自分や地域社会のことについて、自分の意思を表現するために、次のような権利があります。

- (1) 自分の意見や考えが尊重されること。
- (2) まちづくりや地域の活動に参加すること。

(自分で決める権利)

第7条 子どもには、成長の段階に応じた適切な支援を受けながら、自分のことを自分で決めるために、次のような権利があります。

- (1) 勉強、運動、遊びなど、自分の良さと可能性を発揮するための生活の仕方を決めること。
- (2) 将来の目標や進路を決めること。

(子どもの主体性)

第8条 子どもは、社会の一員としての自覚を持ち、その成長の段階に応じて次のことを自ら学び、考え、行動できるように努めます。

- (1) 基本的な生活習慣を身につけること。
- (2) 自分の良さと可能性を大切にし、それを発展させること。
- (3) 他者を尊重し、思いやること。
- (4) 自分と他者が共に幸せに生きるための約束やきまりを考え、守ること。
- (5) 目標を持ってあきらめず、前向きに生きること。

第3章 大人の役割と責務

(大人の役割)

第9条 大人は、第3条から第7条までに定める子どもの権利を保障し、第8条に定める子どもの主体性について、適切な支援に努めます。

2 大人は、子どもの話をよく聞き、自らの言葉や行動が子どもの模範となるように努めます。

(保護者の責務)

第10条 保護者は、子どもの育ちに関して第一の責任があることを自覚して、子どもが健やかに育つことができるように、愛情を持って養護及び教育に努めます。

(学校などの役割)

第11条 学校などは、子どもがそれぞれの良さと可能性を最大限に発揮できるように一人ひとりの人格を尊重しながら保育・教育活動に取り組みます。

(地域住民などの役割)

第12条 地域住民などは、子どもの安全を見守り、子どもの健やかな育ちにつながる声かけなど関わりを積極的に行うとともに、子どもが地域の活動に参画できるように努めます。

第4章 子どもに関する施策

(市の責務)

第13条 市は、子どもの権利を保障するため、関係する機関、団体などと連携を図り、子どものための適切な施策を総合的に進めます。

2 市は、子どもの意見が適切に施策に反映されるように、制度の整備と充実に努めます。

(子育て家庭への支援)

第14条 市は、子どもの健やかな育ちのために、保護者が適切な養護及び教育ができるように、子育て家庭の支援に関する総合的な施策の充実に努めます。

(子どもの相談への対応)

第15条 市は、子どもが安心して悩みを相談でき、その悩みに速やかに対応し適切に解決できるように、相談体制の整備と充実に努めます。

(いじめや虐待などへの対応)

第16条 市は、関係する機関、保護者、地域住民などと連携を図り、いじめ、児童虐待などの予防と早期発見による速やかな解決に全力で取り組みます。

(子どもの安全を守る取組)

第17条 市は、子どもが災害、交通事故、犯罪などのあらゆる危険から守られ、安心して生活できるように、安全な環境づくりに努めます。

(広報と啓発)

第18条 市は、全ての市民が子どもの権利について考え、理解を深めるように、必要な広報と啓発に努めます。

附 則

この条例は、公布の日から施行します。

東温市こども計画
(第3期東温市子ども・子育て支援事業計画)
～ 緑あふれる東温で 子どもの笑顔をさかせよう ～

発行年月／令和7(2025)年3月

発行／東温市 教育委員会 保育幼稚園課

〒791-0292 愛媛県東温市見奈良 530 番地 1

電 話 (089) 964-4484

FAX (089) 964-4449

メール hoikuyoutien@city.toon.lg.jp



東温市イメージキャラクター
いのとん
